

予 算 決 算 常 任 委 員 会

平成 2 1 年 9 月 8 日

午前 9 時 0 0 分 開 会

於 斑 鳩 町 第 一 会 議 室

議 長

中 西 和 夫

委 員 長

木 田 守 彦

副 委 員 長

小 林 誠

出 席 委 員

鳴 田 善 行

浦 野 圭 司

辻 善 次

木 澤 正 男

理 事 者 出 席

町 長 小 城 利 重 副 町 長 芳 村 是

教 育 長 栗 本 裕 美 総 務 部 長 池 田 善 紀

総 務 課 長 乾 善 亮 企 画 財 政 課 長 西 川 肇

住 民 生 活 部 長 西 本 喜 一 福 祉 課 長 佐 藤 滋 生

福 祉 課 参 事 清 水 修 一 国 保 医 療 課 長 植 村 俊 彦

国 保 医 療 課 参 事 寺 田 良 信 環 境 対 策 課 長 栗 本 公 生

住 民 課 長 清 水 昭 雄 健 康 対 策 課 長 西 梶 浩 司

都 市 建 設 部 長 清 水 建 也 建 設 課 長 加 藤 保 幸

観 光 産 業 課 長 川 端 伸 和 都 市 整 備 課 長 藤 川 岳 志

都 市 整 備 課 参 事 今 西 弘 至 教 委 総 務 課 長 野 崎 一 也

教 委 総 務 課 参 事 佃 田 眞 規 生 涯 学 習 課 長 黒 崎 益 範

上 下 水 道 部 長 谷 口 裕 司 上 水 道 課 長 清 水 孝 悦

下 水 道 課 長 上 田 俊 雄

議 会 事 務 局 職 員

議 会 事 務 局 長 藤 原 伸 宏 係 長 安 藤 容 子

(午前 9時00分 開会)

○木田委員長 おはようございます。

ただいまから再開し、直ちに本日の会議を開きたいと思えます。

その会議を開く前に、昨日、浦野議員から質問がありました件につきまして、栗本課長のほうから答弁をしたいという申し出がありますので、許可したいと思えますので、どうかよろしくお願ひします。

栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 それでは、昨日、浦野議員のほうから、草堆肥は畑で使用すると、種子が発芽するのではないかというご質問に対して、回答をさせていただきます。当町が委託をしております堆肥化の方法といたしましては、剪定枝葉刈り草と生ごみを攪拌させ、発酵させて堆肥化しており、発酵時の温度は最大70度ぐらいまで上昇し、種子はもちろん、大腸菌などの雑菌も死滅することから、できた堆肥から種子が発芽することはないということで、業者の回答でございますので、報告をさせていただきます。

○木田委員長 よろしいですか。

続きまして、認定第4号、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入りたいと思えます。

理事者の説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、認定第4号について、ご説明をさせていただきます。

その前に、議案書を朗読させていただきます。

認定第4号

平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成21年8月31日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、国民健康保険事業特別会計決算概要について、ご説明をさせていただきます。座らせていただいて、説明をさせていただきます。この国民健康保険は、どの医療保険にも加入されていない方が加入する地域保険制度であります。国民皆保険の根幹をなすものであります。しかし、その運営は、被保険者の高齢化や医療費の増加傾向に対し、若年層

の負担額の減少また国の療養費負担金の負担割合の減少など、財政面において非常に厳しい状況にあります。平成20年度の国民健康保険事業特別会計の決算は、歳入歳出決算書は22ページでございますが、そこにありますように、歳入総額では28億4,926万640円、歳出総額は34億1,496万4,944円、差し引き5億6,570万4,304円のマイナスで、歳入不足となっております。このため、平成21年度のこの特別会計からその不足分を繰上充用して決算を終えております。歳入歳出それぞれの決算額を前年度と比較いたしますと、歳入では1億5,930万9,013円、5.9%の増、歳出では7,974万299円、2.4%の増となりました。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部より施策の成果報告書を用いまして、報告をさせていただきたいと思っております。なお、各項目それぞれ、款ごとのご説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、328ページから335ページの第1款総務費でございます。328ページをお開きいただきたいと思います。この第1款総務費は、第1項総務管理費から第4項の趣旨普及費までの4つの項からなり、それぞれ1目ずつを有しております。まず328ページから329ページにかけての第1項総務管理費、第1目一般管理費では、予算現額4,038万1,000円に対しまして、決算額は3,674万6,112円で、執行率は91.0%であります。人件費も含め、給付や資格管理などの事務に係る経費であります。

次に330ページから、333ページ、第2項徴税费、第1目賦課徴収費では、予算現額1,737万5,000円に対しまして、決算額は1,494万118円で、執行率は86.0%であります。人件費も含め、国民健康保険税の賦課徴収の事務に係ります経費であります。

331ページにあります表でございます。この表は、平成20年度の課税の状況であります。調定額が7億5,959万200円に対する収入額は、6億9,527万7,161円で、収納率は91.5%であります。前年度と比較しますと、調定額では7,479万400円、9.0%の減、収入額では8,208万303円、10.6%の減でありました。平成20年度では、後期高齢者医療制度の創設に伴い、医療保険者はこの制度に対し、後期高齢者支援金を拠出することとなり、この財源として国民健康保険税に従前の医療分、介護分にさらに後期高齢者支援分を追加し、課税をいたしました。一方で、75歳以上の高齢者が後期高齢者医療制度へ移行し、国民健康保険の資格を喪失したことで、75歳以上の人にかかる課税がなくなったため、現年度分課税における調定額及び収納額は、前年

度より減少することとなりました。

また平成20年10月からは、65歳以上で構成される世帯にのみ、年金から支払う特別徴収の方法がとられることとなりました。現年度分の国民健康保険税の収納状況については、収納率のパーセンテージで昨年度より1.6ポイントの減少となりました。後期高齢者医療保険料の収納率が99.8%です。仮に後期高齢者が存在したとみなした場合に、収納率はほぼ前年度と同じレベルになるものと推測され、後期高齢者が被保険者でなくなったことが収納率の低下という結果になったものと考えております。

また滞納繰越分につきましては、332ページの表でございます。調定額2億8,568万5,989円に対する収納額、3,384万3,801円で、収納率11.8%であります。前年度と比較しますと、調定額では818万6,340円、3.0%の増、収納額では313万4,460円、10.2%の増でありました。現年度分の滞納をふやさないよう、被保険者の納税相談に応じるとともに、繰越分の整理等を進めていくことで、未収となって残っております額の適正な管理に努めながら、滞納分の収納増に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

334ページ、第3項運営協議会費、第1目運営協議会費では、予算現額18万円に対しまして、決算額は7万5,000円で、執行率は41.7%であります。協議会の会議を2回開催し、国民健康保険事業の執行状況、特定健康診査等の進捗状況などについてご審議をいただきました。

335ページ、第4項趣旨普及費、第1目趣旨普及費では、予算現額92万4,000円に対しまして、決算額は77万350円で、執行率は83.4%であります。制度の解説や、エイズについての正しい知識の啓発のために、冊子を配付いたしました。

続いて336ページから341ページ、第2款保険給付費であります。この款は、第1項療養諸費から第5項葬祭諸費までの5つの項からなり、それぞれにおいて保険給付を行いました。款全体では、予算現額22億4,089万6,000円に対しまして、決算額は19億1,310万2,319円で、執行率は85.4%であります。

まず336ページから337ページ、第1項療養諸費では、第1目から第5目までございますけれども、項全体では、予算現額20億4,875万3,000円に対しまして、決算額は17億2,347万9,330円で、執行率は84.1%であります。医療制度改革により、65歳以上の退職被保険者等が一般保険者となったことで、一般保険者の療養給付費及び療養費が大きく増加した一方、退職被保険者等の療養給付費及び療養費が大きく

減ることとなりました。療養諸費全体としましては、前年度より約855万円増加しておりますが、増加率は0.5%にとどまっております。

次に338ページ、第2項高額療養費では、第1目及び第2目をあわせまして、項全体で予算現額1億7,473万3,000円に対しまして、決算額は1億7,231万2,989円と、執行率は98.6%であります。療養給付費と同様、一般と退職の間で変動がありました。高額療養費全体では、前年度より約1,283万円8.0%の増となり、療養諸費の増加率と比べると、大きな伸びがあったということになります。高額療養費は、70歳以上の高齢者では、その自己負担限度額の基準が緩やかになることで、比較的少額の医療費であっても高額療養費の支給が発生することとなります。このようなことが高額療養費の支給の増加に結びついているのではないかと考えております。

次に、339ページ、第3項移送費については、給付事案がございませんでした。

続きまして、340ページ、第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金では、予算現額1,631万円に対しまして、決算額は1,631万円、執行率は100%でございます。給付件数は46件であり、前年度より20件、721万円の増となっております。最近、近年にはなく出産数が多く、また産科医療補償制度の発足に伴い、その掛金分を追加することから、平成21年1月の出産から支給額を35万円から38万円に引き上げたところでございます。

次に341ページ、第5項葬祭諸費、第1目葬祭費では、予算現額100万円に対しまして、決算額は100万円で、執行率は100%でございます。給付額は1件当たり2万円で、給付件数は50件となっております。前年度より106件、212万円の減となっております。75歳以上の高齢者が後期高齢者医療制度へ移行したことによります減少でございます。

次に342ページ、第3款後期高齢者支援金等であります。第1項後期高齢者支援金等のみで、第1目後期高齢者支援金、第2目後期高齢者関係事務費拠出金あわせまして、款全体では予算現額3億1,265万3,000円に対しまして、決算額は3億1,259万4,364円で、執行率は99.9%であります。後期高齢者医療制度への保険者支援としまして、平成20年度から新たに拠出することとなったものでございます。

次に、343ページ、第4款前期高齢者納付金であります。第1項前期高齢者納付金等のみで、第1目前期高齢者納付金、第2目前期高齢者関係事務費拠出金あわせまして、款全体では予算現額48万8,000円に対しまして、決算額は42万909円で、執行率

は86.3%であります。各医療保険者間での65歳以上74歳以下の前期高齢者の偏在による給付等に対する負担の不均衡を調整するために、平成20年度から創設された仕組みに対し拠出をするものでございます。国民健康保険のように、他の医療保険に比較して高齢者割合が高い保険者には、歳入予算で前期高齢者交付金が交付されることとなります。

次に344ページ、第5款老人保健拠出金であります。第1項老人保健拠出金のみで、第1目老人保健医療費拠出金、第2目老人保健事務費拠出金をあわせまして、款全体では予算現額8,582万円に対しまして、決算額は8,581万8,352円で、執行率は99.9%であります。平成20年3月診療分の概算払いを支出するとともに、平成18年度に概算支出しました拠出金の精算分を追加払いしたものであります。

次に345ページ、第6款介護納付金であります。第1項介護納付金、第1目介護納付金のみであり、予算現額は1億3,030万2,000円に対しまして、決算額は1億3,030万1,016円で、執行率は99.9%であります。介護保険の第2号被保険者、すなわち40歳から74歳の方ですが、その方に係ります介護給付費納付金としまして、社会保険診療報酬支払基金へ納付いたしました。

次に346ページ、第7款共同事業拠出金であります。第1項共同事業拠出金のみで、第1目高額医療費共同事業拠出金から第3目その他共同事業拠出金までをあわせまして、款全体では、予算現額2億5,640万4,000円に対しまして、決算額2億5,640万1,866円で、執行率は99.9%であります。この款は、第1目の高額療養費共同事業及び第2目の保険財政共同安定化事業のそれぞれの拠出金が主なものであります。ふたつの事業とも、高額な医療給付の発生による国民健康保険財政への影響を緩和するために、奈良県下の市町村が共同で出資を拠出し合い、高額療養費を支払った市町村に交付金を交付する事業で、財政に係るリスクを広域的に負担するというものです。高額医療費共同事業につきましては、国及び県が原則として、それぞれ拠出金額の4分の1に相当する金額を負担することとなっております。

次に347ページから348ページ、第8款保健事業費であります。款全体で予算現額3,330万5,000円に対しまして、決算額は1,657万5,536円で、執行率は49.8%であります。

まず347ページ、第1項特定健康診査等事業、第1目特定健康診査等事業費では、予算現額3,007万円に対しまして、決算額は1,360万9,084円であり、執行率は45.3%であります。平成20年度からメタボリックシンドロームに着目した生活習慣

病予防を目的とした健康診査、保健指導が医療保険者に義務づけられました。国が示す標準的な検診受診率の目標値は、平成24年度に65%であったことから、本町では初年度の目標値を45%に設定し、その後毎年5%ずつアップしていく事業計画を策定しました。しかしながら、広報等を利用し受診勧奨を行ったものの、受診率が伸び悩み、執行率が低調となりました。また、348ページの第2項保健事業費、第1目医療費通知費及び第2目人間ドック検診受診費用助成費では、被保険者に対する医療費の通知及び人間ドックの助成を実施いたしました。

次に349ページ、第9款公債費は執行をしておりません。

次に350ページから351ページにかけての第10款諸支出金であります。款全体では予算現額230万2,000円に対しまして、決算額は194万5,984円で、84.5%の執行率であります。

350ページの第1項償還金及び還付加算金は、第1目一般被保険者償還金から第6目の退職被保険者等介護納付金分保険税還付金までありますが、それぞれ各種の更正等による国民健康保険税の還付でございます。

次に、351ページ、第2項療養費等指定公費立替金、第1目療養費等指定公費立替金であります。70歳以上の被保険者の一部負担金は、平成20年4月診療分から、本来ならば2割負担となるところが、高齢者の負担凍結措置として、1割負担のままとすることになりました。そこで、療養費に係るその差額1割分につきまして、療養費とは別に支出したものでございます。この経費については、国の負担となりますが、奈良県国民健康保険団体連合会を通じて受け入れいたしました。

なお、療養給付費につきましては、支払機関の奈良県国民健康保険団体連合会で調整することとなっております。

次に、352ページ、第11款予備費については、充用はございませんでした。

次に、353ページ、第12款前年度繰上充用金でございます。平成19年度決算において、歳入不足が生じたことから、その不足額6億4,527万3,018円を平成20年度におきまして措置いたしました。

以上が歳出でございます。続きまして、歳入の部について説明をさせていただきます。

326ページにお戻りいただきたいと思っております。326ページ、第2表として歳入決算の内訳を記載しております。この決算は、千円単位で表記をいたしております。この表をもちまして説明をさせていただきます。まず第2表の1行目、第1款国民健康保険税では、

決算額は7億2,912万1,000円であります。内容については、歳出で説明をいたしましたので、割愛をさせていただきます。次に2行目、第2款国庫支出金では、決算額が6億5,686万3,000円であります。一般被保険者に係る保険給付費、老人保健医療費拠出金などに係る国の負担金及び財政調整交付金であります。

次に3行目、第3款療養給付費等交付金は、決算額が1億8,773万7,000円あります。退職被保険者等の保険給付費、老人保健拠出金に充てるために社会保険診療報酬支払基金より受け入れたものであります。退職被保険者等の一般への移行により、前年度から大幅に減少をしております。次に4行目、第4款前期高齢者交付金は、決算額が6億2,908万8,000円あります。歳出でご説明しましたように、高齢者の各医療保険者間での偏在による給付等に対する負担の不均衡を調整するために、平成20年度に創設されたものであります。次に5行目、第5款県支出金は、決算額が1億920万8,000円あります。高額医療費共同事業拠出金に係る県の負担金及び財政調整交付金であります。次に6行目、第6款共同事業交付金は、決算額が2億5,682万円あります。高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業の交付金でございます。

次に7行目、第7款財産収入は、決算額が9万7,000円あります。国民健康保険財政調整基金の預金利子であり、同じ額をこの基金に積み立ていたしました。

次に8行目、第8款繰入金は、決算額が2億7,439万4,000円あります。職員給与費等の事務費経費、それから出産育児一時金、財政安定化支援事業に係るもの、それから保険税の法定軽減分に係るもののほか、国保税の介護納付金分に係る赤字補てんとして約9,350万円を一般会計から繰り入れました。次に9行目、第9款繰越金は受け入れがございませんでした。次に10行目、第10款諸収入は、決算額が593万3,000円あります。被保険者の保険給付に係る第三者行為損害賠償納付金、70歳以上の負担凍結に伴う療養費等指定公費返還金が主なものであります。国民健康保険の財政状況が依然として厳しい中、医療費抑制と保険税収入の増加に努めていく一方、医療制度改革による財政への影響に関する動向に十分注意を図りながら、国民健康保険の健全な運営に資してまいりたいと思っております。

以上で、平成20年度国民健康保険事業特別会計に係ります説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りますよう、お願い申し上げます。

○木田委員長 国民健康保険事業特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。 木澤委員。

○木澤委員 この、平成20年度の国保会計については、後期高齢者医療制度設立に伴って、非常にややこしいことになってるなというふうに思うんですけども、ひとつずつお尋ねしたいと思うんですけども。説明いただいた分と重複して申しわけないんですが、まず、平成19年度から平成20年度にかわるときに、保険税の引き上げが行われたんですけども、それによって保険税は前年度と比較して幾ら増収になったのか。後期高齢者医療制度のほうに75歳以上の方が移られたので、その方の保険税の分は少なくなってると思うんですけども。その引き上げによってどれくらい増になったのかというのをまず一つ。ややこしいですか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 確かに、新たに国民健康保険税に後期高齢者支援分というのを設けたんですけども、やはり75歳以上の方は今まで保険税を納めていただいていたのが完全になくなったということで、先ほど部長の説明の中では、調定額も賦課総額も減少してるということですので。結局全体としては、保険税の収入がふえたのではなくて、本年度は減ったということになりますので、ちょっとお答えはそういうことでさせていただきたいと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、全体として減ったということですけども、後期高齢者医療制度ができて、そちらのほうに移られる方、これは資産割を持ってらっしゃった方もこちらのほうに移ったと思うんですけども。その後期高齢者医療制度との関係で、もともとこの後期高齢者医療制度ができて、保険税収入と老人保健会計に拠出する分も含めて、国保にはプラスマイナスでそんなに影響はないですよという話であったと思うんですけども。後期高齢者医療制度に75歳以上の方が移られての保険税収入の増減というのは、どういう影響があったんでしょうか。

○木田委員長 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 収入のほうにつきましては、第2表にもございますように、平成19年度より約8千万円ほど減っているわけですけども、20年度の保険税の率につきましては20%から25%引き上げとなっております。それにつきましては、やはり後期高齢者支援分が課税するのに追加になったということで、国民健康保険運営協議会のほうにもご審議をいただく中で20%から25%の値上げになった。その分はふえたものの、先ほど課長が申しましたように、後期高齢者医療制度に75歳以上の方が移行しましたので、そ

の方の保険税、従来の保険税は減っているということで。そこらを相殺いたしますと、約 8 千万円の減ということでご理解をいただきたいと、このように思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、今度は給付との関係ですけれども、後期高齢者に移られる方がいる以前に、保険税も納めていただいていた、療養給付金等給付をしていましたと。それが今度、後期高齢者に移られて、給付についてはどうなったのでしょうか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 もともと後期高齢者医療制度ができる前についても、老人保健で 75 歳以上の方の医療費というのは給付しておりましたので、国民健康保険の療養諸費や高額医療費などについては、もともと老人保健対象者の方は入っていなかったということです。ただ、そうなりますと、給付が変わっていないと言うんですけれども、しかし、75 歳以上の高齢者の方の保険料も含めてその給付に充てたり、あるいは老人保健拠出金という形で出しておったものですから、老人保健拠出金がなくなって、保険給付が多少軽くなったとはいえども、75 歳以上の方の掛金そのものもなくなって、その相殺としては、保険税の収入が少なくなるというほうが多かったんです。そのために、いわゆるそのほかの制度改正で、前期高齢者の交付金があったり、これは退職者医療がなくなるということも前提にあったんですけれども、そういういろいろな複合的な要素で、国やほかの健康保険から収入をふやすという手だてを講じてもらったわけです。ただ、それ以外に、例えば特定検診に係る費用を新たに負担しなければならないというようなこと等もありまして、ただ単に 75 歳以上の方の給付と収入だけで、今回、特別会計が動いているのではないということでご理解いただきたいと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、課長おっしゃいましたように、前期高齢者交付金ですね。平成 20 年度では余り入ってきてなかったのかなと。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 施策の成果の歳入、326 ページ、前期高齢者交付金ですね。今年度は 6 億 2,900 万円入ってきております。これは、当初予算では約 5 億 5,000 万円ぐらいだろうというふうに思ってたのが、さらに 7,000 万円ぐらいようけ入ってきて。一般会計の 9,300 万円繰り入れもあったんですけれども、この前期高齢者交付金の増収というのが、今回累積赤字を少しでも減らすことができたというひとつの要因になって

いるところですよ。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません、私の勘違いでした。そうですね、この前期高齢者交付金が予算のときに思った以上に入ってきているということで、国保会計にとっては、非常に助かっている状況かなというふうに思うんですが。先ほど部長のほうから、滞納についても一定説明があったんですけども、今回こうして、いろいろ国の方から交付金が入ってきたりして、国保会計のほうは減収にはなってるけども、何とか一般会計からの補てんもあって、プラスに転じることができてるという状況ですけども、実際に住民の方にとって、後期高齢者支援金分というのは、まるまる増税になったということで、先ほど部長説明もありましたけど、滞納の状況について再度お尋ねしたいんですけど。平成20年度単年度で、滞納がどれぐらいふえたのか、発生したのかということですね。それと、滞納の金額、2億8,500万円ですかね、またふえているということですけども、こうして保険税が上がっていくと、減っていかないのではないかなと。今、徴収も力入れてやってもらっていても、その点についてもお尋ねしたいと思います。

○木田委員長 寺田国保医療課参事。

○寺田国保医療課参事 平成20年度の単年度で見ますと、滞納が6,400万円強ございます。滞納累積額が2億8,900万円弱ございます。今、それをひとつひとつ滞納整理を進めておるわけでございますけども、この中には当然、5年を過ぎた消滅時効の分もございまして、そうしたものも、ひとつひとつ精査をしておりますして、住民からしたら当然、5年間経過しますと消滅時効ということになってきます。そういう観点から、税の公平性ということもございまして、そうしたものをひとつずつ抜き出しまして、ある程度一定の基準を設けて厳しく、これからは滞納整理を進めていかなければならないと考えておりますので、滞納処分をいたしまして、その人の所得や財産状況、そういう調査をいたしまして、滞納整理を進めてまいりたいと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、単年度で6千万円滞納がふえていると。ものすごい金額かなというふうに思うんですけども。あと当然公平にという観点から、滞納者に対して厳しく対応していくというふうにおっしゃいましたけども、そもそも、この保険税が高過ぎて払えないということから、この6千万円にもなる滞納が単年度で発生してるのかなということについては、国の国保会計に対する負担が下がってきてる中で、もちろん国に対して、これまでも申し

上げてきましたように、財政負担をきちんとやっていただくということも、町のほうから声を上げていただいていると思うんですが、そのことも、声を上げていただきながら、やはり払える保険税に見直していくということも必要だと思うんです。累積赤字がこれだけ、今、5億6千万円ぐらいに減りましたが、こんなにある中で、国保の運協のほうで引き上げが必要やという結論に達して、こういう形でやっていただけてますけども、実際に今後運営していこうと思うと、果たしてこのままでいいのかなということについては、私は非常に疑問を持っています。それと給付費の伸びです。これも見せていただくと、平成19年度から20年度にかけても、大分医療費の伸びがあるのかなと。先ほど部長も説明いただいていたと思うんですが、重複して申しわけないんですが、この点について、予算当初見込んでいた分と決算時との開きもあわせて、どういう状況なのかお尋ねしたい。

○木田委員長 小城町長。

○小城町長 木澤委員がおっしゃるように、町は国に対して要望していく中で、まさに私が就任してから、こういう関係等については、かなり大変なことだということで、いつも全国の国保関係については、政党幹部が全部出てこられるんです。いまだかつて、こういうことがなかなか改まってない。そして皆さん方は、国民から言われたら、必ず保険料が安くて、そして病院へ行ったら受けられますよということ、ええ格好言うんですよ。だから後期高齢者つくられたかて、後期高齢者を廃止しますと言われても、マニフェスト見たかて、いまだかつてその後期高齢者に替わるものがないわけですから。それをつくっていただかなかつたら、何も我々、行政を推しはかっていく中ではできない。これ、後期高齢者つくられただけでも、広域圏行政ですけども、県の広域行政ですけど、こんなもうちの職員を派遣して、実際本当にこれでいけるかと言ったら、ジャーナリストの櫻井よしこさんは言うてるんですよ。日本の医療費は、年間33兆円かかるんですよと。33兆円かかって、この保険がこれだけ滞納も進んでいって、どうしてこれが回収できるんですかと。もう既に斑鳩町でも2億8,000万円も3億円も赤が出てる。簡単に3億を回収したら、別に何も値上げせんでもどうでもいけますやないですか、こうなるんです。しかし今、国民がそういうことをほんまに考えていかなかつたら、これ、国民年金でも、今まで市町村がやってたけど、坂口厚生労働大臣のときに国でやりますよと言われたまま、収納率は6割しかないんです。そういう現状で、これからずっと子どもが少なくなっていくって、我々の年金が果たしてもらえるのかといたら、もう私の下代の者は働いてももらえないということになってきたら、掛けるものも掛けないということになってきますよ、これは。

だから、そういうことを根本的に、国はもっと議論をしてやらなかったら、なんぼ町村が国に対して要望しても、皆さん方、各政党はいいことばかり言っております。確かに、皆さん方、市町村おっしゃることで、大変ご迷惑かけてます。我々も一生懸命頑張りますと言われたかて、何も変わってこないんです。そういうことを、やっぱり考えていかなかったら、やはり木澤さんの日本共産党さんもいいことをおっしゃいます。しかし、財源はどうなるのかといたら、財源はないんです。そうしたら、自衛隊を削って、国防を削ったらええとおっしゃるけども、これは国の施策として推しはかかっていかれるから、これがどういう形になるのか知りませんが、やっぱり問題は財源です。だからそういうことを考えていかなかったら、なんぼ職員が滞納整理や、滞納整理や言ったところで、これほどいて限度が、私はあると思います。だから、そこらをよっぽど考えていかなかったら、この国民健康保険とか後期高齢者とか、あるいは介護保険とか、大変なことだと私は思っています。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 保険給付のお尋ねでございますが、まず現予算との比較ということでありますと、現年度の予算に比べますと、比較的低く推移したところであります。もともと、平成20年度には大きな医療制度改革がありまして、例えば、先ほども言いましたように、前期高齢者交付金がどれぐらい見込めるのかということがわからない状況でしたので、これまでの保険給付の推移を伸ばしていくというよりは、国がこういうようなシミュレーションで予算を立てていったらどうかという、ひとつの計算式みたいなものがございましたので、それを適用して、今回は予算編成をさせていただいたと。それに比べますと、実際の給付が医療諸費でありますと0.5%しか伸びなかった。平成18年から19年であれば、約10%ぐらい医療費が伸びたのに0.5%しか伸びなかったということも含めてですね、執行率が低くなったというふうに考えています。もともと、なぜこの療養諸費が0.5%しか伸びなかったのかということについては、19年度から20年度だけの部分をとらまえて分析するというのは難しいと思うんですが、ひとつの要因といたしましては、平成20年の4月から診療報酬が下がっているということがひとつございます。したがって同じ医療を受けてた場合でも、診療報酬が下がれば当然医療費は下がっていくということが、ひとつあったと思います。ただ、部長が説明いたしましたように、療養諸費の方では0.5%の伸び、0.5%といっても金額にしたら大きいわけですが、そういう率になったんですが、高額療養費のほうがかなり率としては伸びてる。療養諸費に

比べると金額は少ないんですけども、1,283万円で8%も増加してる。療養諸費がそんなにふえてないのに、つまり保険給付の本体がふえてないのに高額がふえたというのが、今年度の保険給付の特色となっております。これについては、ちょっと先ほど部長説明にもあったと思いますが、高額療養費というのが70歳以上になりますと、その自己負担限度額のラインが落ちるといことなので、同じ医療費を払ってても、若い人であれば高額が発生しないけれども、高齢者であれば高額が発生するということで、高齢者の受診がやはりふえてきているのではないかな。それがそういう数字にあらわれているのではないかなというふうに現段階では考えているところです。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、課長のほうから説明をいただきまして、特に医療給付費、療養給付費の伸びについて、そういう理由であったということですが、まだまだ今後についても、やっぱり伸びていくという見込みであるというふうに思うんです。町長もおっしゃいましたけど、本当に国保会計の運営も大変な中で、財源どうしていくんやということも含めまして、新政権に代わりましたので、どうなっていくかという動向も、もちろん見守っていただきたいと思うんですが。やはり町長、町村から声を上げていってどれぐらいの影響があるのかというふうにもおっしゃいましたけども、やはりそこは、新政権に代わったからこそ、今後も声を上げていっていただきたいなど。国の考え方が国民のほうを向いているのか、そうでないのかということについても、今回選挙によって国民の大きな関心を集めて政権が代わったということのを重く受けとめていただいて、今後につきましても、これまで以上に声を上げていただきたいというのが、ひとつ要望です。

続きまして、特定検診です。347ページですけども。これも心配材料のひとつなんですけども、目標は45%というふうに、斑鳩町は最初から高目に設定をして頑張っていたというふうに思うんですが、23.8%にとどまったということについては、今後どういうふうにしていこうと考えてらっしゃるんですか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 特定健康診査の決算で、今回23.8%、下の段の5月末時点で31.3%と書かせていただいておりますが、実は3月に受診された分につきましては当該年度での決算を行わないので、あえて5月末時点で書かせていただきました。これは、実際に3月末までに受診をされた方ということで31%ということなんです。同様に平成19年度の基本健康診査の中で、国民健康保険の40歳から74歳までを拾い出したパーセンテージ

に比べますと、この31.3%というのは多くなっているということなので、特定健康診査になって、いろいろと私どもは目標よりも少なかったですし、中には去年まで基本健康診査行っていたのに、ことしから行かないという声も聞かないわけではなかったわけですが、数字の上では、国保だけを抽出した場合、基本健康診査よりは上回ったのではないかというふうに考えています。ただ、そうはいつでも、最終的にこの基本健康診査という制度が続く限りは、平成24年には65%に持っていかねければなりませんので、ささやかな行動かもしれませんが、土曜日の生き生きプラザ1周年記念の際にも、特定検診を広報させていただくブースを設けさせていただいたり。あるいは今後、秋に向かっては、昨年受診されてことし受診されていない、リピーターとなっていないという方につきましても、何らかの形で引き続き特定検診を受けていただくような方策をとっていきたいと考えています。また斑鳩町だけではなくて、奈良県下の市町村全体で協力いたしまして、国保連と奈良県も巻き込んで、例えば高校野球の放送時にテレビCMを打ってみたりとか、そういうような県下全体での広報活動なんかも去年から実際には行っておりますので、それらもまた進めていきたいというふうに考えております。

ただ、先ほどおっしゃられましたように、新政権になりますと後期高齢者医療制度の廃止だけではなくて、関連法の廃止というのもマニフェストにうたわれておりまして、この特例検診がその関連法の中に入っておりますので、またそれらの動向についても注視してまいりたいと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 もちろん、検診を受けていただくこと自体が大切なことなので、受診率向上に向けて今後も取り組んでいただきたいのと、あと課長おっしゃいましたように、民主党政権になって、後期高齢者医療制度自体廃止という方向を打ち出しておりますので、そういう方向に進んでいくのかなというのとあわせて、関連法案、法を、この特定検診についても廃止というか見直しになっていくのかなというふうには思うんですが。町としてはやはり計画も立てて頑張らせていただいておりますので、今後も住民さんに啓発をして、受けていただけるよう努力をお願いしておきたいと思います。

続いて、介護納付金なんですけども、345ページですけども、以前にも聞かせていただいたことがあるかなと思うんですが、これを見る限りでは、平成18年度、19年度、20年度と、だんだん減ってきていますよね。以前からこの介護納付金については、国保の制度としても非常に問題があるという指摘もさせていただいてきて、町のほうとしても

一般会計からの繰り入れ等で、この制度の矛盾点について対応していただけていますが、こういうふうに減ってきているという背景には、どういった状況があるのでしょうか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 直接、国民健康保険から介護保険の状態を探るというのはできないことなんですけれども、この介護納付金のシステムといいますか、計算方法そのものが、あくまでも、例えば斑鳩町の介護保険とかそういうことじゃなくて、日本全体の、日本すべての市町村で行われてる介護保険の介護給付に対して拠出するものですから、結果として毎年減ってきているというのは、2年前の概算で介護納付金を出したよりも精算した金額が少なかったと。ですから当然、市町村にはお金を、国保にはお金を返してもらわなあかるところを、その年の概算で相殺しているという結果でこれ生まれているわけです。ということは、日本全体の介護保険に要する費用が小さくなってきているということが、この数字からだけではそういうことが伺えるというふうに思っております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 平成18年でしたっけ、介護保険も要介護から要支援にかわられる方がたくさんいらっしゃって、それに伴って給付も減ってきているのかなというふうに見ているんですけれども。これにつきまして、国保の方としては納付金が減ることについては、ありがたいという状況かなと。そうした矛盾を抱えている制度ですので、これについては実際に制度が使えないという状況であれば問題ですけれども、一応状況としてはそういうふうになってきているんやということで理解をしておきたいと思います。以上です。

○木田委員長 よろしいですか、ほかに。 浦野委員。

○浦野委員 国保会計は、毎年毎年、赤字会計が続いているわけなんですけれども、できるだけ赤字を減らす、黒字に近づけるという意味合いで、先ほどの木澤委員からも質問ありましたけれども、特定検診、生活習慣病をできるだけなくして、医療費を抑えるというのもひとつの手だてだと思っておりますけれども。私も同じように、特定検診の受診率が、当初予想してましたよりも余りにも低いなというので、この受診率を上げるためにいろいろ努力はされてると思っておりますけれども、受診を受けたからというて、生活習慣病が治るわけでもありませんので、受診を受けられた方の、後の指摘事項あったことに対するフォローですね。どういったことを指摘されて、その方がどのように体質改善をされてるのかというフォローまで調査されてますかどうか、ちょっと聞きたいんですが。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 国保の特定健康診査につきましては、検診をされた方につきましては、当然皆さんにその結果通知を送るわけですが、特に、例えば血圧でありますとか、脂肪でありますとか、そういう重要項目の中で正常値でなかった方につきましては、特定保健指導を受けていただくよう、ご案内をここで差し上げているところです。どこが悪いというのは結果でわかるわけですが、さらにそういう特定保健指導、これは保健センターの保健師等が行うわけですが、それを行うことで、少しでも生活習慣なりを改善していただいて、次の検診時には正常値に近づけていただくようお願いをしたいというふうに思っております。その保健指導につきましては、現在ご案内を差し上げた方の約28%の方が実際に保健指導を受けておられるということです。今後は、浦野委員も木澤委員もおっしゃってますように、検診を受けるというのは入り口ですから、受診率を上げるということも当然ですが、異常値を出された方が保健指導を受けていただくということにも力を入れて、保健指導の利用率を上げていくということについても力を入れていかなければならないというふうに考えています。

○木田委員長 よろしいですか、ほかに。 嶋田委員。

○嶋田委員 2点ほどお伺いします。徴収員の方が頑張って、20年度は約一千万円ほど徴収しておられますけれども、その徴収方法というのはどのようにされているんですか。

○木田委員長 寺田国保医療課参事。

○寺田国保医療課参事 平成20年度におきましては、徴収員1人の体制で臨んでおりまして、基本的には過年度分の滞納の税金を主に徴収をしていただいております。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 それはわかるんですけど、例えば未払い分、月額で2千円なら2千円、毎月払っていきますよと、そういうふうなのがたまって1千万円になってるんですか。

○木田委員長 寺田国保医療課参事。

○寺田国保医療課参事 徴収員に徴収をしていただいておりますのは、今申しましたとおりなんですけども、毎月何千円とか、分納誓約とか出していただきまして、そういったもので毎月決められた日に徴収してくださいよと約束しておる分とか、そういったものを徴収に行っていただいております。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 その1千万円というのは、だいたい主にそういうふうな金額がたまってということなんですか。

○木田委員長 寺田国保医療課参事。

○寺田国保医療課参事 そうです。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 それと、先ほどから出てる特定健康診査ですか、これ、受けなかった場合に、ペナルティというのがあるんですか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 いえ、ございません。

○木田委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第5号、平成20年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、認定第5号につきましてご説明申し上げます前に、議案書を朗読させていただきます。

認定第5号

平成20年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成21年8月31日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、平成20年度老人保健特別会計の決算概要につきまして、ご説明をさせていただきます。座らせていただいて、御説明をさせていただきます。

この老人保健制度は、平成20年4月から、その医療給付等を後期高齢者医療制度に移行いたしました。このことから、この特別会計におきましては、移行前であります平成20年3月診療分及び平成20年3月以前の受診で、まだ請求をされていない、いわゆる月おくれ請求による医療の給付等について行っております。

平成20年度の決算の収支状況は、決算書28ページにございますように、歳入総額2億4,938万825円で、歳出総額は2億5,348万2,611円、差し引き410万1,786円のマイナスとなり、歳入不足となりました。このため、平成21年度の老人保健特別会計から、その不足分を繰上充用して決算を終えております。なお平成21年度

の特別会計におきまして、不足となりました国庫負担金の追加交付を受け、また追加交付となった支払基金交付金や県費の負担金を返還し、精算することとしております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部よりそれぞれ款ごとにご説明をさせていただきますと思います。

施策の成果報告書357ページからになります。第1款総務費でございます。この款は、第1項総務管理費、第1目一般管理費のみであり、予算現額は293万4,000円に対しまして、決算額は229万4,359円で、執行率は78.2%であります。老人保健業務に係る事務の経費でございます。

次に、358ページから359ページ、第2款医療諸費であります。この款は、第1項医療諸費として、第1目医療給付費、第2目医療費支給費、第3目審査支払手数料であり、款全体では予算現額2億4,086万4,000円に対しまして、決算額は2億2,188万2,100円で、執行率は92.1%であります。医療給付費では、入院や外来また調剤等に対する医療の給付といたしまして2億806万287円を、医療費支給費ではコルセットや高額医療費等にかかる支給について1,305万6,408円を。また審査支払手数料では76万5,405円を支出いたしました。

次に、360ページ、第3款諸支出金につきましては、執行いたしておりません。

次に、361ページ、第4款予備費については、充用がございませんでした。

次に、362ページ、第5款前年度繰上充用金でございます。平成19年度決算において歳入不足が生じたことから、その所要額2,930万6,152円を平成20年度予算において措置をいたしました。

続きまして、歳入の部についてご説明をいたします。355ページにお戻りいただきたいと思っております。355ページに第2表として歳入決算の内訳を記載いたしてしております。この決算額は千円単位で表記をさせていただいております。まず1行目、第1款支払基金交付金は、決算額が1億2,668万4,000円であります。各医療保険の拠出金を再分配したもので、医療費の法定負担分と、審査支払手数料交付金でございます。

次に2行目、第2款国庫支出金は、決算額が8,133万9,000円。

3行目、第3款県支出金は、決算額が1,800万1,000円であります。法令で定められました医療費の国と県のそれぞれの負担金でございます。

次に4行目、第4款繰入金は、決算額が1,884万8,000円あります。老人保健事業の事務経費及び法令で定められた医療費の町負担分を一般会計から繰り入れたもので

ございます。

次に、5行目、第5款繰越金は、受け入れがございませんでした。

次に、6行目、第6款諸収入は、決算額が450万9,000円であります。レセプトの過誤返戻処理等による医療給付の返還金や、第三者行為損害賠償納付金等でございます。

老人保健制度は、今後も月おくれ請求による医療給付や、レセプトの過誤返還処理等に係ります事務が継続されます。引き続き適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。以上で、平成20年度老人保健特別会計に係ります説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○木田委員長 老人保健特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって、老人保健特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第8号、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、認定第8号につきまして、ご説明を申し上げます。その前に議案書を朗読させていただきます。

認定第8号

平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成21年8月31日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

平成20年度介護保険事業特別会計に係ります決算の概要について、説明させていただきます。座らせていただいて説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

この特別会計では、介護を必要とする方々や、そのご家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、介護保険制度の周知、要介護認定の普及推進、サービスの安定的な供給に努め、介護保険制度の適正な運営に努めているところであります。

平成20年度介護保険事業特別会計決算の状況は、決算書48ページにございますように、

歳入総額15億2,795万5,286円、歳出総額15億163万3,426円、差し引き2,632万1,860円となりました。

歳入において、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金については、法令で定める割合より約803万円多く受け入れていることから、平成21年度において償還する予定であります。事務費関連の差引額を除いた給付関連の歳入歳出の差引額から、国・県への償還金と、過年度還付未済金等を差し引いた約1,463万円つきましては、介護給付費準備基金に、平成21年度において積み立てする予定でございます。

それでは、決算の執行状況を、歳出の部よりご説明をいたしたいと思っております。施策の成果報告書379ページからでございます。まず初めに、379ページから385ページの第1款総務費でございます。この款は、第1項総務管理費から第6項の地域包括支援センター運営協議会費の6つの項からなり、それぞれ1目ずつを有しております。

款全体の予算現額5,401万9,000円に対しまして、決算額は4,866万3,489円、執行率は90.1%となっております。

まず、第1項総務管理費、第1目一般管理費であります。予算現額は3,199万6,000円に対しまして、決算額3,188万3,413円で、執行率は99.6%であります。介護保険業務に携わる職員の人件費及び事務執行に係ります経常経費の支出が、その主なものでございます。

次に380ページから381ページにかけては、第2項徴収費、第1目賦課徴収費についてであります。予算現額151万2,000円に対しまして、決算額124万6,246円で、執行率は82.4%であります。職員の人件費及び賦課徴収事務執行に係る経常経費の支出が主なものでございます。平成20年度の介護保険料につきましては、第3期介護保険事業計画で示された給付額に基づき、年間基準額4万6,800円の保険料賦課を実施いたしました。現年度分特別徴収保険料の調定額は2億8,524万8,200円、現年度分の普通徴収の調定額は3,488万9,360円、滞納繰越分普通徴収保険料の調定額は1,324万5,670円、合計3億3,338万3,230円でございます。

現年度分の収納状況についてであります。特別徴収につきましては100%の収納となっており、普通徴収につきましては、納付額が3,036万4,330円であり、収納率は還付未済分を除き、86.8%であります。特別徴収と普通徴収をあわせた収納率につきましては、還付未済分を除き98.6%となっております。徴収率の向上に向けての取り組みといたしましては、制度の啓発、口座振替の推進もさることながら、新規の未納者

に対しまして直接の電話、訪問等による徴収を強化し、また慢性的な滞納者につきましては、粘り強く交渉に当たり、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に382ページ、第3項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費についてであります。予算現額1,858万6,000円に対しまして、決算額1,503万7,480円で、執行率は80.9%となっております。職員の人件費及び介護認定審査会を設置している王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対する負担金、認定調査委託料、主治医意見書作成手数料に係る経常経費の支出がその主なものでございます。

次に383ページ、第4項趣旨普及費、第1目趣旨普及費についてであります。予算現額168万5,000円に対しまして、決算額30万1,350円で、執行率は17.9%となっております。介護保険制度全般の周知用冊子の作成に係ります支出であり、制度に対する周知啓発に努めてまいりました。未執行のうち134万3,400円については、国の平成20年度第2次補正予算による介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策のひとつであります介護従事者処遇改善臨時特例交付金を年度末に受け入れるもので、年度内において予算執行が困難なため、繰越明許を行い、平成21年度において執行をするものでございます。

次に384ページ、第5項介護保険運営協議会費、第1目介護保険運営協議会費についてであります。予算現額20万円に対しまして、決算額は19万5,000円で、執行率は97.5%となっております。平成20年度におきましては、第4期事業計画の策定を中心に審議を行い、計5回の会議を開催いたしました。次に385ページ、第6項地域包括支援センター運営協議会費、第1目地域包括支援センター運営協議会費についてであります。委員が介護保険運営協議会と同じ人であり、また開催日につきましても同時開催としたため、決算額はゼロとなっております。

次に、386ページから390ページにかけては、第2款介護給付費についてであります。この款は、第1項介護サービス等諸費から第5項特定入所者介護サービス等費からなり、予算現額13億7,458万1,000円に対しまして、決算額は13億6,745万1,913円で、執行率は99.5%となっております。

この科目は、要介護及び要支援認定を受けた被保険者等が介護サービス、介護予防サービスを受けた場合と、その費用の保険部分を支出する科目でございまして、介護保険事業特別会計歳出予算の大半を占める科目でございまして、決算額のうち、最も保険給付の金額が大きい科目は、施設介護サービス給付費となっており、保険給付全体の約43%を占め

ております。施設サービスの利用といたしましては、保険給付額が大きいものから介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム、次に介護療養型医療施設、そして介護老人保健施設の順となっております。残りの給付のうち大半を占めるものが、居宅サービスにおける保険給付でございます。

第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等諸費の決算額は、12億2,526万3,552円で、執行率は99.9%。また、第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予防サービス等諸費の決算額は、7,163万3,975円で、執行率は91.8%。第3項その他諸費、第1目審査支払手数料では、介護給付に係る審査支払手数料であり、決算額は225万8,910円で、執行率は99.9%であります。第4項高額サービス等費、第1目高額サービス諸費の決算額は、2,285万1,711円で、執行率は99.7%であります。第5項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス等費の決算額は4,544万3,765円で、執行率は99.9%であります。介護給付費の総額につきましては、介護保険事業計画の約99.9%の執行率でありました。今後におきましては、さらなる制度の周知に努め、介護が必要とされます方がその必要なサービスを安心して受けやすくする環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に391ページ、第3款財政安定化基金拠出金、第1項財政安定化基金拠出金、第1目財政安定化基金拠出金についてであります。予算現額124万8,000円に対しまして、決算額は124万7,097円で、執行率は99.9%となっております。財政安定化基金は、市町村の保険財政に不足が生じた際に資金の貸付等を行うことで、市町村の保険財政に生じる赤字またはその赤字を補てんするための一般会計からの繰り入れを回避させ、保険財政の安定化を図るものであります。拠出先は奈良県としてその費用を負担しております。

次に、392ページ、第4款基金積立金、第1項基金積立金についてであります。第1目介護保険給付費準備基金積立金、第2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金をあわせまして、予算現額5,685万7,000円となり、決算額は4,496万5,021円で、執行率は79.1%となっております。保険料収入に余剰が出た場合に、将来の保険財政の安定化を図ることを目的として、介護保険給付費準備基金に積み立てるものと、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金は、介護従事者の処遇改善を図るという、平成21年度における介護報酬の引き上げの趣旨にかんがみ、この改正に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するための基金であります。

次に393ページから400ページ、第5款地域支援事業費についてであります。この款は、第1項介護予防事業費と、第2項包括的支援事業・任意事業費からなり、それぞれ2つの目を有しております。款全体では、予算現額4,263万9,000円に対し、決算額は2,956万1,305円で、執行率は69.3%となっております。第1項介護予防事業費であります。第1目介護予防特定高齢者施策事業費と、第2目介護予防一般高齢者施策事業費をあわせまして、予算現額1,757万3,000円に対しまして、決算額は920万5,970円で、執行率は52.4%であります。

第1目介護予防特定高齢者施策事業費は、要介護状態に移行するおそれの高い虚弱高齢者、特定高齢者といいますが、この方々に運動指導や栄養の相談、口腔機能の向上等を行うことにより、転倒予防や生活機能の向上を図ったところであります。

なお、介護予防サービスが必要と思われる特定高齢者を把握するために、介護予防事業として平成20年度より生活機能評価を実施いたしました。その概要といたしましては、要支援・要介護の認定者を除く65歳以上の方々を対象に、生活機能に関するチェックリストを実施し、その結果を受けて、特定高齢者の候補者となった方には、生活機能評価の受診を勧奨し、特定高齢者の把握に努めるといったものであります。

第2目介護予防一般高齢者施策事業費であります。要支援・要介護認定を持っている方及び特定高齢者以外の高齢者に対し、運動の機能向上事業、口腔機能の向上のための事業を実施し、介護予防に努めました。介護予防事業につきまして、より多くの方々にご参加いただき、健康の維持・向上に努めていただけるよう、本年度も引き続き啓発・普及に努めてまいりたいと考えております。

次に397ページ、第2項包括的支援事業・任意事業費であります。第1目包括的支援事業費と、第2目任意事業費をあわせまして、予算現額2,506万6,000円に対し、決算額は2,035万5,335円で、執行率は81.2%となっております。第1目の包括的支援事業費でございますが、斑鳩町地域包括支援センター運営に係る費用で、その事業運営を斑鳩町社会福祉協議会に委託しております。斑鳩町地域包括支援センターにセンター長、社会福祉士、それから看護師、それから主任ケアマネージャーを配属しており、高齢者の方々の相談や、要介護状態に移行するおそれの高い虚弱高齢者、先ほど申しました特定高齢者を把握するとともに、介護予防サービスを希望される方に介護予防ケアプランを作成し、地域支援事業の各種サービスの利用につなげております。

また、第2目任意事業費でございますが、高齢者を介護している家族に対しまして、知

識や技術を習得してもらうために、家族介護教室を実施いたしました。さらに、常時失禁状態にあります高齢者を介護されている低所得の方々を対象に、紙おむつ等の介護用品の支給を行い、家族介護を支援いたしております。徘徊高齢者家族支援サービスの提供といたしましては、認知症の高齢者が徘徊した場合に早期に発見できるシステムの使用料を助成しており、家族の介護におけます負担の軽減に努めているところであります。また、居宅を訪問して昼食を配食しながら、高齢者の安否確認を行う配食サービスを実施いたしました。なお、家族介護医療費の支給、成年後見制度サービスは、サービス利用者がおられませんでした。

次に401ページ、第6款諸支出金についてであります。第1目第1号被保険者保険料還付金から第3目第1号被保険者還付加算金をあわせまして、予算現額1,058万5,000円に対し、決算額は974万4,601円で、執行率は92.1%となっております。この科目は、資格の喪失に伴い発生する過年度分の保険料還付金及び平成19年度に受け入れ超過となっております介護給付費交付金の返還金の支出であります。

次に、第7款予備費につきましては、未執行でございます。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入決算の状況についてご説明を申し上げます。377ページにお戻りいただきたいと思っております。377ページに、第2表といたしまして、歳入決算の内訳を記載いたしております。この決算額は千円単位で表記をさせていただいております。

まず1行目、第1款保険料の決算額は3億1,818万1,000円であります。内容につきましては歳出でご説明を申し上げましたので、割愛をさせていただきます。次に2行目、第2款使用料及び手数料についてであります。決算額は1,000円であります。次に3行目、第3款国庫支出金は、決算額は3億314万7,000円あります。介護給付費地域支援事業等に係る国の支出金及び財政調整交付金が主なものであります。次に4行目、第4款支払基金交付金は、決算額は4億3,318万7,000円あります。介護給付費地域支援事業に充てるために、社会保険診療報酬支払基金より受け入れた交付金であります。次に5行目、第5款県支出金であります。決算額は2億1,096万1,000円あります。内容につきましては、介護給付費における居宅サービス費用及び施設介護サービス給付費の一部を受け入れる介護給付費負担金が主なものであります。次に6行目、第6款財産収入についてであります。決算額は23万1,000円となっております。この財産収入は、介護保険給付費準備基金の利子であります。次に7行目、第7款寄附金についてあります。決算額はゼロとなっております。次に8行目、第8款繰入金

であります。決算額は2億2,333万6,000円となっております。この繰入金は一般会計より繰り入れる介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金、職員給与費繰入金及び事務費繰入金によるものであります。次に9行目、第9款繰越金についてであります。決算額は3,887万円となっております。この繰越金につきましては、平成20年度において介護給付費準備基金への積立等に充てております。最後に10行目、第10款諸収入についてであります。決算額は4万1,000円となっております。

以上で、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計に係ります説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りますよう、お願い申し上げます。

○木田委員長 介護保険事業特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。 浦野委員。

○浦野委員 379ページの要介護者等の状況、いわゆる要支援1・2から要介護1・2・3・4・5、7段階の介護認定度合いがあるんですけども、私がいつも思いますのは、構成割合と、平成20年度と19年度、書いてますけども、要支援1・2の割合が非常に多いんじゃないかと、いわゆる要介護認定されるべき対象の方に対して、要支援2のほうにウエイトをかけてるんじゃないかなと、いつも思うんです。実は私の母親も、要支援2から要介護3ぐらいをうろうろしてるんですけども、そういった老人を見る中で、家族の者も、老人の体は本当に毎日のように健康状態が変わりますので、できれば適切な介護認定度合いを適切に受けたいというのが家族の願いなんですけども、例えば、これ7段階ありますので、100%を7で割りますと14.2%というのが出るんですが、明らかに要介護1が8.7%ということで、要介護5もですけど、9.2%ということで、平均値よりも低い。要支援1・2の、特に要支援2のウエイトが大きいなど、また要介護2のウエイトが大きいと思うんですけども。この辺、財源の問題とかいろいろあります。また老人に対しても、健康で長生きしてくれといわんばかりに、健康でおられるようにいろいろ策もされてるんですが、このパーセンテージのばらつきについては、幾分か要支援のほうに振り分けしたりとかいう、作為的などいいますか、言葉は悪いですけど、何かそういったことがあるんですか。それとも、その度合いを的確に見たところ、たまたまこういう度合いになったのでしょうか。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 斑鳩町のほうでこの認定はしてませんで、委託で、三室休日診療のほうで審査会をお願いしてると。そちらの中には当然、お医者さんとか保健の関係の専門家、そ

れと事業者の関係の代表の方とかいろいろ入っていただいてやっていただいておりますので、一定の決まりに基づいて適正にさせていただいているとは考えております。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 先ほども申し上げましたように、要介護を受ける老人をみる家族にとりましては、適切な介護サービスを受けたいということで、その体にあったサービスを受けたいと願っておりますので、この要支援・要介護の認定度合いにつきましては委員会もおありで、適切に医者意見も聞きながらしておくことは存じておるんですけども。その体にあった認定を今後も進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

もう1点、介護の不納欠損あるいは税徴収のことで、381ページなんですけども、やはり口座振替、振替率、平成20年度は26.7%ということになってるんですが、19年度26.2%から見れば余り改善されてないと思うんです。4人に1人が口座振替、あと4人に3人、4分の3が一般徴収ということになるかと思うんです。その辺に不納欠損の度合いがかかっているかと思っておりますので、努力はしていただいていると思っておりますけど、今後も適切に徴収をしていただきたいなと思います。これは要望でとどめておきます。

○木田委員長 ほかに。 木澤委員。

○木澤委員 この平成20年度というのは、第3期の計画の最終年度であるということもありまして、第3期計画ですね、当初の見込みと最終的に結果がどうだったのかということについて、保険料の関係と給付の関係でどういうふうに見ておられるでしょうか。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 まず給付の関係でございます。第3期で計画と比較いたしまして、給付の関係でいいますと、平成18年度が99.42%、それから平成19年度が96.50%、平成20年度が99.87%、全体でいきますと98.6%、若干少ないんですけど、予定に近いような形で執行できているのかなと考えております。それから歳入のほうのお話ですけども、予算のほうの別の委員会であったと思いますねんけども、全体の計画では、初めの方は黒字、最終的には赤字、全体では収支とんとんになるような考え方でやってもらったわけですけども、最終的には平成20年度におきましても、給付のほうはほとんど計画どおりで、歳入の方でふえたと、結果的に黒字になったというような状況です。

それで、当初赤字の見込みだったんですけども、それが最終的には黒字になった原因についてなんですけども、平成18年度に住民税の税制改正ありまして、老年者控除の廃止とか、高齢者の非課税対象が所得で125万円以下というのがあったんですけど、それが

なくなっただけですね。そうしたら年金もらっておられる方が、年金額は一緒でも、それがなくなった関係で、非課税から課税になってしまったということが起こります。非課税は非課税の保険料のランクがありますので、それが上がってしまったということが平成18年度から起こりました。それで、保険料の第3期については、平成18年度から平成20年度です。それを決める審議会のほうが平成17年度に実施してありますので、その件についてはぜんぜんわからなかった状態で、今回の第3期については料金設定をしたということで、結果的に歳入がふえて黒字がふえたということだと考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、結局、平成18年度、19年度、20年度で、その保険料はどれぐらい残ったんでしょうか。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 最終的には、もうご存じだと思いますけれども約8,800万円、基金に積んでおります。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 平成20年度の確定した数字も入れて、8,800万円ですか。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 平成20年度の確定分につきましては、翌年度に繰り越ししてからします。その8,800万円には入っておりません。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。あと、先ほど浦野委員も触れておられましたけども、介護度ですね。先ほど国保会計のところでも議論もありましたけども、平成18年度に介護保険の認定の見直しがあって、そこから以降、給付が全国的には減ってきているのではないかと、私もそういうふうには見ているんですけども。ただ斑鳩町、先ほど課長も答弁していただくと、給付について減っているわけではないということですね。ほぼ計画どおりにきている。その認定基準、審査の仕方というのは決まっていますけども、その傾向として、やはり要介護1・2の方が要支援1・2にかわっていったら、全国的にそういう傾向があると思うんですけども。斑鳩町がそうならないというか、計画どおりにしていただいているという、その違い、どういうところなのかというのは。審査は公平に行っているのは当然なんですけども、どういった傾向なのか。ただ基本的に全国と比べて、ひとつの町と比べて、たまたまその誤差が少ない、誤差というか、全国の平均と比べて余

り影響がなかったよというだけのことなのか、お答えはいただけますか。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 当然、先ほど浦野委員さんのほうにもお話しさせてもらったように、第三者の審査会で専門家に基づいて審査してもらってますので、それについては当然適正にしていると思います。しかし町としましても、一定の制度があり、その中でやっておりますので、それを全然違う制度ということはできませんが、今、浦野委員も木澤委員も言っておられる、本当は要介護ではないかという方が要支援になっているのではないかというお話ですけども、そういうことにつきましては、町としてできる範囲といいますと、例えばそういう方からのお悩みとか相談、そういうときにきっちりお話を聞き、例えばそれをもう一度認定の再申請みたいな形でするのが適切と判断すれば、それをさせていただくとか、そういう形で対応して、できるだけ適正に、皆さんが満足できるような形で運営したいなと考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 町としてそういう目で住民の皆さんに対応していただいていると、非常に頑張っているなと思うんですが、新たにまた平成21年度から、今度はもっと機械的に振り分けをされるようになってしまってきてますので、どないもできへん部分もあると思うんですけども、今後につきましても、やはり町としてできる限り町に合った介護認定のほうをよろしく願いしておきたいと思います。あと、これまで介護保険の特別会計審査のときに、要望もしてきました保険料段階の設定につきましても、県下でものすごい先進的に頑張っているということについては評価をさせていただいております。

そうしたら、すみません、もう1点だけ。399ページの、成年後見制度なんですけども、これは利用者数ゼロになってるんですけども、包括支援センターなんかでも、相談時にこういう制度がありますよということで、お話しはしていただいていると思うんですけども、これは単に需要がないというふうに見たらいいですか。それか、なかなか身内でない方以後見人になっていただくということに対し抵抗があるのかなと。ちょっとその辺の状況なんかつかんではったら、お聞きしたいんですけど。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 結果的には、ここ斜線引いておりますように、需要がなかったということなんですけども、以前の委員会の方でも質問があったと思うんですけども、やはり日本人的といいますか、家族的というか、身内のほうでみんなで見ているという流れがあつて、

なかなかこの需要が実際に発生してないということがあると思いますねんけども、今後からいきますと、高齢者の方も当然ふえていきますので、今後については、こういう執行も起こってくるのではないかと考えております。

○木田委員長 よろしいですか、ほかに。 小林委員。

○小林委員 1点だけ。また介護認定についてなんですけれども、本当に認定に納得されない方は多いですけれども。具体的に、納得されない方が訪問調査等のどういうふう調査員が判定したとかいう情報開示請求の件数と、また具体的に不服申立件数が平成20年度あるのでしたら、また参考に教えていただきたいんですけれども。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 実績はございません。

○木田委員長 よろしいですか、ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって、介護保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第9号、平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、認定第9号につきましてご説明を申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

認定第9号

平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成21年8月31日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成20年度後期高齢者医療特別会計の決算の概要について説明させていただきます。座らせていただいて説明をさせていただきます。

人口の急速な高齢化に伴い、医療費の増加が見込まれます中、平成20年4月から新たな医療制度として、この後期高齢者医療制度が開始されました。この制度は、基本的には老人保健制度を引き継ぐ医療給付制度であります。原則として75歳以上の高齢者を加

入者とした保険料の納付を要する独立した医療給付制度であります。

運営の主体は、県下の全市町村で構成する奈良県後期高齢者医療広域連合であり、資格の管理、保険料の設定、医療給付等を行っております。町村は法令の規定により特別会計を設け、保険料の徴収を行ったり、各種申請の受け付け等の事務を取り扱っております。

平成20年度の決算の収支状況は、決算書54ページにございますように、歳入総額2億5,859万5,593円、歳出総額2億5,754万9,193円で、差し引き104万6,400円の歳入超過となりました。出納整理期間中に歳入に入りました保険料により、制度上歳入超過となったものであり、平成21年度の特別会計に繰越を行った上、広域連合に納付することで精算することとしております。

それでは、決算の状況について、歳出の部より、それぞれ款ごとに説明をさせていただきます。施策の成果報告書406ページからでございます。

406ページから407ページにかけての第1款総務費でございます。この款は、第1項総務管理費と第2項徴収費からなり、それぞれ1目ずつを有しております。このうち、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額126万7,000円に対しまして、決算額は105万304円で、執行率は82.9%であります。後期高齢者医療業務に係る事務の経費であります。また、第2項徴収費、第1目賦課徴収費は、予算現額700万2,000円に対しまして、決算額は678万1,789円であり、執行率は96.9%であります。保険料の徴収に係る事務の経費であります。保険料の収納状況につきましては407ページにございます。それから保険料の納付方法は、年金から支払う特別徴収と、納付書や口座振替による普通徴収の2種類があります。収納の決算額は、調定額2億828万7,000円に対し、収納額は2億809万1,600円であり、収納率は99.8%でありました。このうち特別徴収については1億3,699万900円、普通徴収については7,110万700円を収納いたしました。

次に、408ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金であります。この款は1項1目で構成をされており、第1項後期高齢者医療広域連合納付金、第1目後期高齢者医療広域連合納付金で、予算現額2億8,284万2,000円に対しまして、決算額は2億4,971万7,100円であり、執行率は88.3%でありました。この納付金は、後期高齢者医療広域連合に対する負担金であり、広域連合の運営に係る事務経費として事務費負担金1,317万4,000円、徴収した保険料額の相当分として保険料等負担金2億705万9,100円、保険料軽減の相当分として保険基盤安定負担金2,948万4,000

円を支出いたしました。

409ページであります。第3款予備費については、充用がございませんでした。

続きまして、歳入の部についてご説明させていただきます。404ページにお戻りいただきたいと思っております。404ページに第2表として、歳入決算の内訳を記載しております。この決算額は千円単位で表記をいたしております。

まず1行目、第1款後期高齢者医療保険料は、決算額が2億809万2,000円であります。内容については歳出でご説明いたしましたので、割愛をさせていただきます。次に2行目、第2款使用料及び手数料は直接手数料であり、決算額は1万9,000円であります。次に3行目、第3款寄附金は受け入れがございませんでした。次に4行目、第4款繰入金は、決算額が4,727万円であります。町が行う事務の経費、広域連合の事務に要する経費の負担金、保険料の軽減補てん相当分を一般会計から繰り入れしたものでございます。次に5行目、第5款諸収入は、決算額が69万5,000円あります。保険料の延滞金とこの制度の広報等に係る補助金であります。次に6行目、第6款国庫支出金は、決算額が252万円あります。制度改正に伴い改修しましたシステムの改修経費に対する補助金として受け入れをしてきております。

後期高齢者医療制度の骨格は、従前の老人保健制度と同様であります。保険料の納付のほか詳細な点で異なる制度でございまして、また制度の見直しが相次いでいる現状では、その時々に応じた説明をしていかなければならないと考えております。今後も医療に対し高齢者が不安を抱くことがないよう、広域連合とも連携を図り、業務に当たってまいりたいと考えているところでございます。

以上で平成20年度後期高齢者医療特別会計に係ります説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審査を賜りますよう、お願い申し上げます。

○木田委員長 後期高齢者医療特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 407ページのところに徴収状況を書きいただいておりますけれども、ここを見ますと100%でないことから、未納・滞納が発生してきているというふうに思うんですが、その件数と金額についてお尋ねしたいと思います。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 件数といいますか、被保険者数でいいますと、13人でございます。

決算時点では、そこに記載させていただいてる収入未収額、これが滞納額ということになりますけれども、現時点ではこの金額が縮小されておりました、13件、38万100円でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 もともと保険料を払っておられなかった方からも徴収されるということで、当然、滞納・未納が発生してくるだろうなというふうに予測はしてはいましたけれども、後期高齢者医療広域連合のほうで運営していただいていることから、資格証の発行についても、これまで心配をしてきたんですけども、いよいよこうして滞納が発生しているというふうになってきている状況の中で、資格証の発行について、広域連合のほうの見解は、どういふふうに言っているんでしょうか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 後期高齢者医療の保険料も社会保険でありますことから、やはり理由が特段ないのに支払われない方に対しましては、原則として資格証明書を交付していくという立場は変わっておりません。その中で、広域連合の現在の考え方につきましては、法令に定められたとおり資格証明書を交付していくというものの、例えば6月に、私どもの国民健康保険の減免制度を設けさせていただいたときのような、所得や財産に著しく損害があったという場合のほか、市町村民税が原則として課せられていない世帯でありますとか、あるいは後期高齢者の保険料の9割軽減や5割軽減などの対象である方、さらには、6カ月以内に1年以上の入院があるような方などにつきましては、原則としては資格証は交付していかない方向で考えているということでございます。ただ、広域連合につきましては、その滞納をされている被保険者の状況というのがわからないわけですので、滞納されているという状況はわかりますけれども、その人がどういう立場で、どういう状態であるのかということが具体的にはわかりませんので、その部分については市町村からいろいろとこの方の状況なりの意見というのをくみ取っていただいた上で、最終的には判断されるというふうに聞いているところでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうした方向がある中で、町としてもやはり、自分とこの住民さんのことですので、それは適正・的確に情報は伝達しなければいけませんけれども、やはりこの資格証を発行してしまうと、本当に病院にかかれなくなってしまうような状況になりますので、これまでも申し上げてきましたけれども、やはり町としても、広域連合に対して、極力発行

しないという方向で、今後も担当間の意見調整会議なんかあった際にも声を上げていただきたいというふうに思います。あと、これにつきましては、町としては広域連合から業務を委託されてやっておられるということですので、その業務について特にどうこう言うつもりもないんですけども、やはり制度自体が非常に問題があるというふうに考えております。また新政権に代わって、先ほどもありましたけども、制度が廃止になっていくというふうに思ってますので、これについては動向を見守って、私としては早く廃止をしてほしいというふうに考えておりますので、そうしたことを意見として申し上げておきたいと思います。

○木田委員長 小城町長。

○小城町長 木澤委員さんがおっしゃるように、日本共産党のマニフェストもそういう形で書いてますけど、代わるやつはあるんですか。日本共産党として、この後期高齢者を廃止するけども、代わるという方法はあるんですか。あったら教えてください。

○木田委員長 暫時休憩します。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時49分 再開)

○木田委員長 再開いたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終結いたします。

これをもって、住民生活部所管に係る決算審査を終わります。

暫時休憩いたします。

11時05分まで休憩いたします。

(午前10時49分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○木田委員長 再開いたします。

それでは、都市建設部、上下水道部所管に係る決算審査に入ります。

まず初めに、第2款総務費について、説明を求めます。

清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 それでは、第2款総務費のうち、都市建設部が所管する事業につきまして説明させていただきます。平成20年度歳入歳出決算書の94ページから97ページ

まで、主要な施策の成果報告書の110ページから111ページでございます。それでは、主要な施策の成果報告書の110ページをお願いします。第2款総務費、第1項総務管理費、第8目交通安全対策費であります。予算現額664万4千円に対しまして、決算額が659万2,945円、執行率99.2%となっております。本年度決算内容のまずソフト面についてでございますが、この110ページの中段にございますように、交通安全対策の推進といたしまして交通安全に対する意識の高揚を図るため、財団法人・奈良県交通安全協会西和支部協会斑鳩町分会等の交通安全活動団体の協力を得まして、広報活動、迷惑駐車自粛の啓発や幼児・児童・高齢者などに対しまして交通安全教室を延べ18回開催しております。また、交通安全の啓発・普及等を推進するために、交通安全活動団体、3団体でございますが、これに対し補助金を交付し、その活動の支援を行いました。続きまして111ページの下段にございますが、ハード面の施設整備では交通事故の未然防止の対策として、見通しの悪い個所でのカーブミラーの整備や車両等を安全に誘導するための白線の整備、転落防止を図るための防護柵の整備、利用者に諸注意などを促すための各種標識の整備などを行ったところでございます。今後も、各交通安全活動団体の協力をいただき、誰もが安全に道路を利用できるように交通安全の啓発や施設整備に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、第2款総務費のうち都市建設部が所管いたします決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第2款総務費について質疑をお受けいたします。

浦野委員。

○浦野委員 111ページのカーブミラーなんですけども、なるほど路地路地ではかなり普及、設置していただいて、交通安全に一役をかってるんですけども、ただ、設置されたカーブミラーが汚れ等で見えにくくなっている箇所が多々あるように思うんですけど、その辺のクリーニングとかはどのようになっていますか。

○木田委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 カーブミラーの汚れ等で見えにくくなっている場合ですけども、一応、道路パトロールとか、それから住民の通報、役場職員からの通報等によりまして、連絡いただく分につきましては早急に対応をさせていただいております。以前には路上駐車の迷惑駐車、4年前ですか、安協の協力を得ましてカーブミラーの一斉清掃等を行っていた時期もございますので、そういったことも将来的には、今後の対策ということを

踏まえまして考えていけたらというふうに考えております。ただ、現時点では通報等がありましたらすぐに対応させていただいているという現状でございます。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 場所場所で、パトロールもしにくい場所もあるかと思しますので、町内くまなく、どのカーブミラーもきれいな状態というのは、なかなかしにくいかと思します。例えば自治会とか環境整備委員とかのいわゆるボランティア活動を利用して、日常茶飯事、清掃していただく、住民の活力も利用させていただくというのが一番適切かなと思しますので、また今後そういうことも考えていっていただきたいなと要望しておきたいと思します。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 駅前北口の4の1号線、一方通行の関係なんですけれども、周辺自治会から要望書というんですか、もちろん公安委員会にも出しておられるんですけれども、町にも出されたということなんです、その後どういうふうになっているのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○木田委員長 清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 要望書等ということでございますけれども、当初4の1号線の規制につきましては、県の公安委員会等々と協議をする中で、あれが一番最適だろうと。というのが、何しろ出入りするところが踏み切りのすぐ横であるというといったことから、ああいった規制になったものというふうに考えてございました。いろいろ要望等をされておられますけれども、最終的には町といたしましても、県の公安委員会の判断を待つという形になってございます。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 そうしたら、県の公安委員会には言っているわけなんですね。

○木田委員長 清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 町が、こういう要望が出ていたということについて、直接、県の公安委員会には申し上げてはおりませんが、西和警察署の担当官のほうには話を通してございます。

○木田委員長 よろしいですか、ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 よろしいですか、ほかに。ないようですので、これをもって第2款総務費についての審査を終わります。

次に、第5款農林水産業費について説明を求めます。

清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 それでは、第5款、農林水産業費について、説明させていただきます。歳入歳出決算書の146ページから151ページ、主要な施策の成果報告書の212ページから224ページまででございます。農林水産業費全体といたしましては、決算書の146ページでございますように、予算現額1億4,830万2千円に対しまして決算額1億1,408万2,798円で、執行率は76.9%となっております。また第1項農業費につきましては、予算現額1億4,756万2千円に対しまして決算額1億1,335万9,241円で執行率は96.8%となっております。なお、次年度へ1,850万円を繰越しております。繰越額の内訳としては、土地改良事業費の農道等の整備の工事請負費と土地改良事業への支援としての町単独土地改良事業補助金であります。

それでは主要な施策の成果報告書の212ページをお願いいたします。第1目農業委員会費でございます。予算現額794万円に対しまして決算額735万1,551円で、執行率は92.5%となっております。毎月、農業委員会を開催し農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められました規定に基づき農地転用や農地の権利移動などの案件を審議し処理を行っていただいています。その他、遊休農地の解消、新たな特産品の開発等について活動をされております。特に遊休農地解消対策であります。国際的な食糧事情が不安定となる一方、今後とも農地面積の減少が見込まれる中で食糧の安定供給を図るためには、優良農地の確保とともに耕作放棄地を解消することが重要でございます。また、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中で、遊休農地を解消して地域の農業振興を図ることも重要であります。そういったことから、全国的に統一した調査方法で耕作放棄地の状況を一筆ごとに把握するという耕作放棄地全体調査を実施し、この調査をもとに地域ごとの解消計画の策定を行ったところでございます。

次に213ページ、第2目農業総務費であります。予算現額3,312万9千円に対しまして、決算額3,297万4,342円で、執行率は99.5%となっております。主に農林関係に従事する職員の人件費でございます。

次に214ページでございますが、第3目農業振興費であります。予算現額345万6千円に対しまして決算額229万2,381円で、執行率は66.3%となっております。斑鳩町の農業を取りまく環境は、遊休農地の増加、農家の高齢化、担い手不足など、厳しい状況が続いています。しかしながら、農地は作物の生産の場だけではなく、洪水調整機

能や景観などの環境面など多様な機能を持っております。これらの機能を十分に発揮するには、農業を活性化させていくことが、ますます重要な施策になると考えているところでございまして、今後とも農業の活性化を図る施策を展開していきます。このような状況のなか、農業経営の改善を目指し、農家・農協・行政の連携による相互扶助体制など効率的・安定的な農業経営の確立に努めました。また住民参加型の緑化の推進活動を行っておられます斑鳩ガーデニングクラブなど、斑鳩町内で活動しておられる農業関係団体への支援を行いました。また農業を始めとする町内産業の従事者と住民との交流の場を提供することにより、町内産業への理解と認識を深めていただくため、斑鳩町産業フェスティバルが11月29日から2日間実施されたところでございます。

次に215ページから216ページの、第4目土地改良事業費であります。予算現額9,639万9千円に対しまして、決算額6,533万1,659円で、執行率は67.7%となっております。執行率が低い理由は、幸前地内におきまして農道整備を計画しておりましたが、一部地権者との交渉が継続中であることから、工事請負費800万円について繰越明許の措置を行い、21年度におきまして用地交渉がまとまり次第、工事を実施することとさせていただいたこと、それと東里地区の用水不足を解消するため、下流ため池から池水をポンプアップして用水の不足する農地へ用水を補給する土地改良事業を地元で実施する計画をされておりましたが、詳細調査等に特に時間がかかったことや工事費が不足することが判明したこと、工事の不足分の補正をしていただきまして合計1,050万円につきまして繰越明許の措置を行い、平成21年度において一括して事業を実施することとしたことによるものであります。この土地改良事業費におきましては、農業生産の近代化、流通等の合理化を図り、併せて農村環境の改善を図る上で必要な農道整備工事を高安地区・三井地区で実施いたしました。また県の補助制度を利用して農業用水の新たな水源確保として小吉田地区におきまして農業用井戸の掘削工事を施工したところでございます。その他、農業経営を合理化し、農業振興を促進するため、水利組合等の団体が実施する農道・水路・ため池等の農業用施設の新設・改良・維持修繕に関する整備に対し支援を行いました。

次に217ページから218ページにかけましての第5目生産調整推進対策費でございます。予算現額442万8千円に対しまして、決算額350万4,326円で、執行率は79.1%となっております。生産調整の着実な実施による需給均衡の回復と、稲作・転作が一体となった水田農業の確立を図るため、国の助成の対象となります生産調整実施

水田の46.87haに対しまして10aあたり5千円の助成を行いました。また、転作田団地化の促進といたしまして生産調整の円滑な推進と転作営農の安定化を推進するため、30a以上の同一作物で団地を形成した水田8.01haに対しまして、10aあたり3千円の助成も行ったところでございます。なお、転作実施状況につきましては、農家の皆様のご理解とご協力によりまして、平成20年度におきましても生産調整目標の達成ができております。また、生産調整推進対策も国の改革により変化しつつありますが、米の需給均衡化の対策としては重要な施策でございますので、今後も引き続きまして、県・農協・農業者等の関係者と協議を行いながら、進めてまいります。

次に219ページの第6目有害鳥獣駆除対策事業費であります。予算現額30万円に対しまして決算額30万円で、執行率は100%となっております。農作物への被害をもたらす有害鳥獣を駆除するために、地元猟友会に委託を行いまして、カラスやドバトなど167羽を駆除いたしました。駆除実施に際しましては、地域自治会への回覧での事前周知を行い、安全対策につきまして猟友会と十分な協議を行いながら実施をしたところでございます。

次に220ページ、第7目地域農政推進対策事業費であります。予算現額58万7千円に対しまして決算額32万8,783円で、執行率は56.0%となっております。農業者の高齢化等、担い手不足が深刻化する中、斑鳩町では担い手の育成対策として集落営農等の組織化を推進していることから、地域の農業者の代表でございます農家組合長を対象に奈良県農協の協力のもと、合同での先進地の視察研修を実施いたしました。この研修によりまして地域ごとで新たな集落営農の設立に向けて検討していただいております。また、個人の担い手対策としては、意欲のある農業者の掘り起こしのほか、勉強会や意見交換会などの開催を実施いたしました。

次に221ページ、第8目遊休農地解消総合対策事業費であります。予算現額57万1,000円に対しまして決算額53万2,949円で、執行率は93.3%となっております。遊休農地の解消を図るため、遊休農地を活用して平成18年度から作付けしているそば・菜の花栽培に加え、平成19年度からは新たに収益性の高い黒米・ジャガイモ栽培を実施いたしました。平成20年度におきましては、実証展示ほの面積拡大や「食」や「農」への理解を深めていただくため、そば栽培において栽培サポーターを募り、サポーターの方々と一緒にそば栽培を行ったところでございます。

次に222ページ、第9目、農地・水・環境保全向上対策活動支援事業費であります。

予算現額75万2千円に対しまして、決算額74万3,250円で執行率は98.8%となっております。農業者の高齢化等によりまして、今まで農業者だけで守ってきた農地や農業用水路・農道などの地域資源の保全管理が困難になってきているところでございます。こういったことから、今までの農業者に加え自治会等の非農家の方の参画を得て、新たな活動組織を立ち上げまして、一丸となって施設の保全活動を行っていくという事業であります。斑鳩町におきましては、平成19年度から2つの活動組織がこの共同活動に取り組みられておりまして、平成20年度においても引き続き活動されております。また、環境にやさしい農業に取り組む営農活動として、化学肥料を従来 of 慣行で施してきた量より5割以上量を減らし、また化学合成農薬については慣行より3割以上量を減らす取組みを稲葉車瀬地区で実施されたところでございます。

次に223ページ、第2項林業費であります。決算書の150ページにございますように、予算現額74万円に対しまして決算額72万3,557円で、執行率は97.8%となっております。それでは、成果報告書の223ページにございますが、第1目 林業振興費であります。予算現額57万9千円に対しまして決算額57万2,452円で、執行率は98.8%となっております。景観保全及び災害防止など優れた機能を持つ森林を松枯れから守るため、長年にわたりまして伐倒駆除を実施し被害木の拡大防止に努めてまいりました。しかし、平成20年度の実施により被害木及び今後、被害を受けると思われる松林がなくなっていることから、当分の間は事業を一旦休止し、森林の状況を見守っていくことといたしております。

次に224ページ、第2目里山林機能回復整備事業費でございます。予算現額16万1,000円に対しまして、決算額15万1,105円で、執行率は93.8%となっております。平成18年度から奈良県が森林環境税を徴収しており、この森林環境税を活用した事業として、平成18年度から荒廃した里山林の機能回復を図るため、里山林の整備を森林所有者の協力を得まして、町内のボランティア団体によりまして実施していただいております。整備の内容は、主に下草刈りや枯れた木や不用木の撤去でございます。

以上が、第5款 農林水産業費の決算概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第5款農林水産業費について質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 221ページの遊休農地再生活動の実践ということで、農業委員会の方を中心に頑張っているなどというふうに見てはるんですけども、ここにそばサポーターの募集というふうに出ていますけども、その募集の状況というのが、今どういうふうになっているのかなというのを聞きたいと思います。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 去年から実施しておりますそばサポーターですねんけど、一般の方を農業に親しんでもらうために、作物を栽培するサポーターを募集しております。その方法というのは、広報で募集を募りまして集めるということで、1人じゃなくて家族もしくは小さなグループで申し込んでもらうということで、今現在100%の募集率でやっております。去年で13組で募集がありました、30名です。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、去年で30名という、去年というのは平成20年度ということですか。平成19年度はなんぼで、平成20年度はなんぼになるんですか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 平成20年度から新しく始めた事業ですので、ことしも一応30名募集を募りまして、満杯になっております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。やはり、こうした問題につきましても、担い手等の問題にもつながってくるかなと思うんですが、やはり一般の方に関心を持っていただいて、どれだけ協力していただけるかというのが鍵になるかなと思いますので、私もこの事業については、積極的に頑張って進めていっていただきたいなと思ってますので、今後ともよろしく願いします。

続きまして、ちょっと戻りますけども、217ページの生産調整推進対策の推進ということで、基本的なことを聞いて申しわけないんですけども、生産調整というと、今、米つくってはるところをつくらんようにするとか、また転作というふうに書いてあるんですけども、そういうふう理解していいんですか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 生産調整ですねんけど、主食となる米の流通、その対策も兼ねまして過剰生産をなくそうという形で、転作という形で、米以外のものを植えていただくというような形で調整を図ろうという対策です。一般的には米をつくる量を減らして、他の作物

を植えてもらうというのが基本かと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、食糧自給率の低下が心配される中で、これを進めることについてはどうなのかというふうに思うんですが、先ほど部長の説明の中で、国が方針を示しているというような説明もあったと思うんですけども、国はどういった基準を示しているんですか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 国としては、生産調整の施策は今後も続ける必要があるというような形で、今考えておりますが、最近、ひとつの生産に対しての米の供給ということもありますので、主食用以外の米、要は米粉とか、それ以外の多用途に使う米も生産を推進しようとして。水田の持つ機能をそのまま大いに活用するという考え方も最近出てきております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 主食以外でも使えるようにと。ですから、ここで言っているのは、主食としての米の生産を調整するという意味なんですか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 主食用の米を生産調整しようという意味です。ただ、多用途米とか言いましたが、これは水田の持つ機能をできるだけ守りたい。畑に一旦してしまえば、なかなか水田に戻らない場合もありますので、一番つくりやすいといいますか、田んぼですので、水稻が一番つくりやすいと思いますので、その機能をそのまま継続させるために、そういう多用途米も生産できるという形に、それはもう転作にみなすという形で今、国が考えているところです。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 国から方針が示される中で、町として一定国の方針に沿ってやっておられるのかなというふうに思うんですが、やはり食糧自給率の問題について、非常に心配はされる中で、果たして国が示す方針どおりに進めるのがいいのか、今、主食以外の部分でも米の生産の政策を図っていただいているみたいですけども、そこがひとつ疑問があるというのが1点と、あと、これまでも出てきましたけど、政権が代わりまして、今後の方針がどういうふうになっていくのかということもよく見ていただいて、町としてどう考えるかということについて、国の方針もあるでしょうけども、それがどうなるのかということと、やはり町独自の判断も必要になってくるのかなと思いますので、今回はこれぐらいにとどめておきたいと思うんですけども、また今後動向を見る中で議論もさせていただきたいと思

ますので、また質問させていただきます。

○木田委員長 ほかにございませんか。

嶋田委員。

○嶋田委員 遊休農地に関係あるんですけれども、永小作権者が老齢のために耕作できなくなったと。第三者に依頼して耕作してもらう、または、その永小作権者が第三者に小作さすというふうなことは、法的には可能なんですか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 あくまでも小作契約に基づいてやっておられますので、賃貸借契約ですね、一般的な、そういう形ですので「又貸し」という形になると思います。そういう場合は、一応契約書にも記載している契約であると思いますが、又貸しは認めないということになっていると思いますので、基本的には又貸しという状態はどうかというような感じの状況です。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 永小作権ですから、基本的な契約書があるのかどうか、そこら辺は難しいところやと思いますけど、わかりました。

それと223ページの、造林事業への支援、これは場所的にはどこら辺になるんですか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 今回支援している造林事業ですねんけど、法隆寺の裏山、法隆寺が管理している造林した箇所の間伐に対して助成を、県のほうからいただいているところですよ。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 これは平成20年度はじめて、それとも永年やっておられるんですか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 平成18年度から実施していると思います。

○木田委員長 ほかに。

辻委員。

○辻委員 219ページの有害鳥獣駆除対策事業費で、これにつきましては、猟友会の方へたいへん苦勞をかけていただいております。結果として、昨年度よりかなり駆除していただいていることについては感謝するものですが、しかし毎年、カラスの被害というのはいかにもふえてきてます。民家にも集団でとまって、その庭のなり物を集団であさって、

近所にたいへん迷惑をかけてます。これもひとつ、なかなか難しいと思いますけども。それと、農作物はもちろんのこと、そういう集団で行動することによって人に危害を与えないということも苦慮しておりますので、その辺何かもうちょっと、猟友会が車で行かれたら、もうカラスがそばにいないという状況もありますので、その辺で何か、抜本的な駆除の方法は難しいのかなと思いますけど、何かあるようでしたら答弁お願いしたいと思っておりますけども。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 ご質問の、カラス駆除の抜本的な対策ですねんけど、今のところ抜本的な対策というのが見当たらない、これは全国的に悩んでいるところですので、そういう状況です。現在行っている有害鳥獣駆除は、基本的には農作物被害を軽減するための措置でございます。今一番問題となっておりますのは、都市部の状況ですねんけど、この有害鳥獣駆除自体は都市部といいますか、市街化区域での駆除はもう実施してない、できない状況ですので、私の担当がやっているところの駆除はいずれも難しいですねんけど、都市部のカラス対策としましては、生ごみ等がカラスのえさ場にならないように、ごみステーションの設置を環境対策で進めております。また、ごみネットの配付も行って、生ごみがカラスのえさ場にならないような対策も、現在講じております。それがひとつの方法かなというところなんです。以前いろいろ、黄色と黒のマークを嫌うということも言われましたが、それも今現在では、そういう対策が全く効果がないという状況です。農業地域では銃器によって、今現在、猟友会で行っております。これも数量を少し減らすというような状況になっていると思います。それも抜本的な対策というのはならないで、農家の方は網を張ったり、そういう対策をしていただいているのが現状となっております。

○木田委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって第5款農林水産業費についての審査を終わります。

次に、第6款商工費について説明を求めます。

清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 それでは、第6款 商工費につきまして、説明させていただきます。

歳入歳出決算書の150ページから155ページ、主要な施策の成果報告書の225ページから233ページまででございます。決算書の150ページでございますように、第

6 款 商工費全体といたしましては、予算現額 8,949 万 5,000 円、決算額 8,425 万 4,408 円で、執行率は 94.1%となっております。

第 1 項 商工費につきましても、同様に同額の決算額となっております。それでは成果報告書の 225 ページから 226 ページにかけましての第 1 目、商工総務費でございます。予算現額 2,644 万 3,000 円に対しまして、決算額 2,577 万 2,397 円で、執行率は 97.4%となっております。主なものは商工事業や観光事業に従事する職員の人件費であります。

次に 227 ページ、第 2 目、商工業振興費であります。予算現額 1,492 万 8,000 円に対しまして、決算額 1,454 万 503 円で、執行率は 97.4%となっております。

近畿地域の経済は、生産にもち直しの動きがみられるものの、雇用はさらに悪化するなど、総じて低迷しているとされています。特に小規模な事業所が中心でございます斑鳩町の事業者は、厳しい経営環境が続いていくものと考えられるところでございます。また、商業を見ましても、個人消費が減少している状況にある中、地元商店街がさびれていくなど厳しい状況が続いているところでございます。この状況の中、斑鳩町における唯一の経済団体でございます斑鳩町商工会の活動に対し、指導・協議を行うとともに、引き続き補助を行ったところでございます。また、町内商工業者の経営の近代化、合理化及び安定化を促進するため、県が行う資金融資に対しましての債務保証料に対しての助成を行いました。

次に 228 ページの第 3 目、観光費であります。予算現額 1,292 万 2,000 円に対しまして、決算額 985 万 2,816 円で、執行率は 76.2%となっております。

世界遺産に登録されている、法隆寺仏教建築物群を主要な観光資源とした斑鳩町の観光も、観光客のニーズが多様化いたしまして、修学旅行や団体旅行客につきましては減少傾向にありますが、個人旅行客が増加する傾向を示し、特別公開を行った法隆寺を中心といたしまして各社寺の参拝客が増加したことから、本年度は観光客の増加を見たところでございます。このような多様な観光客を「もてなす」ことを基本といたしまして、斑鳩町を中心とした観光情報の発信、案内業務、観光客誘致イベントを実施しております斑鳩町観光協会の活動に対しまして補助を行いまして、斑鳩町の観光振興を図ってきたところでございます。また、外国人観光客の誘致を図る目的で、木造の世界遺産の所在する市町村によります木造の世界遺産市町村連絡協議会などの各種関係団体と協調し、国のビジットジャパンキャンペーンと協働して外国人や修学旅行など教育旅行観光客に対する各種誘致活

動をおこなっております。

次に229ページの第4目、観光会館費であります。予算現額40万7,000円に対しまして、決算額38万4,639円で、執行率は94.5%となっております。観光会館の維持管理費でございます。現在では、主に地域住民の交流の場として活用されている状況でございます。これらの方々が安全で快適に利用していただけるよう、トイレセンサーの設置や光熱水費の節減を目的といたしました節水バルブの設置を行うなど、適切な維持管理に努めています。

次に230ページから231ページにかけましての第5目、歴史街道ネットワーク事業費であります。予算現額556万円に対しまして、決算額515万8,362円で、執行率は92.7%となっております。第15回目を迎えました太子ロマン斑鳩の里観月祭を9月22日に奈良金剛会の協力を得まして、能楽金剛流による公演を行ないました。また、今年度は観光協会が実施しているウォークイベントも併せて開催するなど、新しい顧客の確保にも取り組んでまいったところでございます。また、斑鳩の里を訪れる観光客のため、観光案内板の新設、韓国語版ですが、観光パンフレットの改訂も行ったところでございます。

次に232ページの第6目、法隆寺iセンター管理費であります。予算現額2,031万2,000円に対しまして、決算額1,985万2,034円で、執行率は97.7%となっております。指定管理者であります斑鳩町観光協会により、管理運営がされております。法隆寺iセンターは、歴史街道構想の拠点施設として位置付けをされておまして、斑鳩町及び周辺地域の観光情報の提供・案内を観光ボランティアの方々のご協力を得ながら、斑鳩町観光協会を中心となって行っていただいております。アンケート等によりまして観光客の皆様にはご好評をいただいているところでございます。また、法隆寺iセンター浄化槽撤去後の広場につきましては有効利用できるよう整備したところでございます。

次に233ページ、第7目、観光自動車駐車場運営費であります。予算現額892万3,000円に対しまして決算額869万3,657円で、執行率は97.4%となっております。観光自動車駐車場につきましても、斑鳩町観光協会を指定管理者として管理運営を行っております。指定管理者であります斑鳩町観光協会におきましては、観光シーズン等の駐車予想台数を的確に把握するなかで、職員の配置などを調整し運営されたところであります。

以上が、簡単ではございますが、第6款商工費の決算概要でございます。よろしくご審

査賜りますようお願い申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第6款商工費について質疑をお受けします。

木澤委員。

○木澤委員 まず228ページのところで、個人の観光客がふえているというふうに説明いただきまして、ふえることについては非常に喜ばしいなというふうに思うんですが、これ、カウントはどういうふうにやっていたらいいんでしょうか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 カウント、数字ですけれども、観光客全体の数字につきましては、斑鳩町に来られる観光客の大半が法隆寺に拝観されるのが多いですので、一応法隆寺に拝観される人数を基本といたしまして、約1.1から1.2の指数を掛けて求めているのが、全体の状況はそうです。観光客の動向、団体が多いのか、個人客かというのにつきましては、斑鳩観光の駐車場がありますので、その駐車場の乗用車、バス、周辺の土産物屋さんの団体の状況を見まして、その状況で団体が減少して個人客がふえているというような結果が出てますので、その数字を出しているところです。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 団体の状況はそうして、観光駐車場のほうで把握をされているんでしょうけど、その個人の方は、法隆寺に来館される方ということで、今1.2を掛けてというふうにおっしゃったと思うんですけども、それは法隆寺以外にも来ている人がいるだろうから1.2掛けています。何かその基準みたいなものがあるんですか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 観光客の入り込み客数を出す基準的な指数方法というのは、どこにも、まだ現在ありません。多くの市町村は、各観光施設の人数をプラスしているという状況があります。それから、JRなどの駅の入り込み客数を基本としてやっているところがあります。奈良市がそういうのは多いですね。斑鳩町の場合はJR、バスがかなり多いので、観光バスで来られる方も多いし、自動車で来られる方も多いので、そういう指数は使いづらいですので、一応、来られる方が、大半は法隆寺に一たんは拝観されるであろうと。ただ、拝観される方すべてが、要は西院とかそういうところへ入るのが拝観料要りますので、その周辺は無料で入れますので、2年ほど前にカウント調査した結果、法隆寺南大門へ入られたお客さんと、中へ入られて拝観料を払われたお客さんとの差が出てきましたので、その指数を使いまして約1.2倍という形で、拝観者数は法隆寺のデータからいただ

けますねんけど、それ以外のデータは、それぞれの社寺のデータもらえますけど、それをただ単にプラスしてけば、重複しているものが必ずありますので、基本としては法隆寺を考えて、その比率といいますか、法隆寺が10万でしたら、斑鳩町全体としたら12万来ておられるだろうという形で、今のところの計算をしているところです。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 その1.2というところに別にこだわりはしないんですけども、単純にこれだけ見ても、1.2で割ったとしても、法隆寺に来る来館客数がこれだけふえてるのかというのはつかめますけども、以前にもカウントの仕方ですね、もっとええ方法はないのかなということで、他の町村なんかも研究していただいて、そのカウントの方法についても研究をしていただきたいなという要望が以前あったと思うんです。それについては、研究などはどうされているのでしょうか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 以前、正確な観光客数をつかむ方法がないかということで、以前も答えとして、決まった方法がないというような回答をして、各市町村の方法等を調査したことがあります。ただ、その調査の中では、どこの市町村も、聞いたところが観光地の市町村ですねんけど、決まった形というのがほとんどない。それぞれの市町村のいろいろな状況がありますので、それによってそれぞれ判断しているというようなところがありまして、各観光施設を全部足している市町村もあったぐらいですので、それだけその決め方というのがなかなか難しいという状況だと思います。斑鳩町の場合はどうしたらいいかということで検討をさせてもらいましたけれど、奈良県立大学の学生さんによつてのカウント調査もしてもらいましたけど、一番今のところ正確であろうという数字が、先ほど申しました、斑鳩町がほぼ9割以上は法隆寺に拝観されるということで、それを基本にするのが妥当であろうと。あとの指数、1.2倍するのか、それ以外、斑鳩の里の来られるとなったら、それより多いということがありますので、その指数を出すのはいろいろな方法があるかと思いますがねんけど、現在ではカウント調査した指数をそのまま使っているというような状況です。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 検討した結果、このカウントの仕方になっているというふうに理解をしておきます。私は観光客が減ってきているなというふうに思ってたんですけど、実際にこうしてふえてきているということについては、職員の皆さん等、努力いただいている結果かなと

いうふうに思いますので、また今後も、やはり観光立町としてなり立っていけるように、観光客に来ていただいて、それとあわせて斑鳩町でお金も使っていただけるような体制も今後、商工等連携していく中で必要なと思いますので、その点につきましても取り組みの前進をお願いしたいんですけれども、以前に商工観光を一体とした取り組みということだったかどうか、ちょっとわかりませんが、先ほど言っていた奈良大学のほうから教授に来ていただいて、セミナーをやっていたと思うんですが、その後の取り組みというのは、今どうなっているのでしょうか。

○木田委員長 小城町長。

○小城町長 奈良県立大学で、奈良大学じゃないです。県立大学の村田先生は、この地下へ来て講演をされたわけですけども。村田先生のお考えは、法隆寺をあてにせんと斑鳩町で観光はどうかという話であって、いろいろとそういう話の中でのタイミングというか、いろいろとあると思います。ただ私は、やっぱり商工と観光というのは一体のものですから、そこらを、当初は斑鳩町の場合は、商工会の中に観光協会があったんです。商工会長が観光協会の会長も兼ねておったんです。ただ、ある時期から何で商工会に観光協会があるのかということから、そうやったら一時的に斑鳩町で預かりましようかということがあったわけでございまして。そういう中で、斑鳩町も昔は龍田実業会とかあるいは並松商店街とか、ひとつの商圈があったんです。そのときにはやっぱり観光協会もあるいはまた商工会も、龍田川のほうで棧敷を出して、龍田の「初時雨」というお酒をふるまってやっておられた情景があったんですけども、それがいつの間にか、この斑鳩小学校がマンモス校になって、分散して西小学校ができて、あるいは東小学校ができた。それまでには並松商店街という必ずあそこを通過して、商圈としてのひとつの確立ができていたんです。そういう中で、西小学校、東小学校を分散されますと、並松商店街がすたれていくという現状。いち早く、並松商店街の方でも、JR法隆寺のところに出て商売されている方もございますし、やっぱりいろいろと考えますと、並松から出てきて駅前のところ、青果店の関係の方も、あるいはまた衣服の関係の方も商売をされています。そういうことで、いろいろと変わってくると思います。ただその中で問題は、法隆寺がある中で、門前の業者、その辺のこの関係をうまく受けてなかったら、京都へ行ったら必ずいいのは、京都の清水寺でも、その周辺の土産物屋さんには必ずお寺と協力するわけです。きょうは観光客がどれだけ来るという中で、そういう駐車場の関係も全部トータル的にやられるんですね。うちの場合は、当然最初からうちは町営駐車場でやってたんですけども、それでこれだけバスが、昭和60

年で3万1,000台か2,000台あったわけです。だから第二駐車場を、県に言っつけくれということでもいろいろと努力してたんですけど、県はそんなことはしないというところですから、うちとしても三井の法輪寺のところに、あのところをお貸しいただいて、年貢を払いながらやってきた。それは結局、この法輪寺の駐車場でお客さんをおろして、そしてそのバスを三井へ回すと。夢殿から回って東大門から三井の法輪寺へ駐車いただくということになっていたら、土産屋さんは自分とこの死活問題ですから、やっぱり自分ところで駐車場を確保したんです。そういう背景から考えますと、観光客の中でも修学旅行生は減ってきてます。これはもう現実に減ってます。そういうことを考えていく中で、これから商工、観光をどうあるべきかということ、本当に真剣に考えるときが、今、来てるのではないかなというところで、我々としてはそれをできるだけ早く、そういう機会、今もやっているのは、地元にも斑鳩町にも、植嶋商店とか、あるいは農業委員会がつくっていただいている遊休農地のそばをどこかで活用できないかとか、いろいろなことを考えてですね。大体恐らく近々、そばの関係も、そういう商売、乾麺を販売できるのも、近々販売できる時期にはきてると私は思ってますし、恐らく命名は「中宮寺門前そば」という名前、近々発売をされていくんじゃないかなと。あるいはまた、植嶋さんが平城遷都を狙って、平城遷都のお菓子とか、自分とこでつくってですね。ただ私はやっぱり、以前からいつもあるように、パゴちゃんという斑鳩町のキャラクター、これをうまく活用していくことが一番大事じゃないかなと。パゴちゃんというのはかなり人気がありますから、今、キャラクターというのは非常に、彦にゃんから始まってですね、全国的にキャラクターを集めて、そういうものもありますから、そういうこともひとつできれば、お寺の南大門の前かあるいは町営駐車場か、そこらも活用していくことも、これからも大事であると思っておりますし、そういう点については、木澤委員がおっしゃるように、我々としては、商工、観光が位置づけていって、商工会の発展を何とかしていきたいと思っております。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 お尋ねの協議会ではありますが、平成18年、斑鳩町まちづくり協議会を結成いたしまして、平成19年度に研修会を実施したところですが、いろいろな協議会等を開催は1、2回はしてますねんけど、商工会の中の体制のいろいろな問題もありまして、今現在ちょっととまっている状況です。ただし、奈良県立大学の麻生教授のほうからも、これは絶対つぶしたらあかんというような形で、コーディネートをいろいろ考えてもらってます。商工会また観光協会とも話し合いさせてもうて、これをもう1回開催する、

続けていくという形で考えております。今後、斑鳩町にはこれは必要な協議会と町も思っておりますので、これをすすめて、新しい商品開発を、そういう販売方法等、いろいろ考えていきたいと考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 ひとつ、あのときもセミナーやっていただいて、私も参加させていただいたんですけども、主催を商工会のほうでやっていただいているということの難しさなんですかね。私は、あそこにこそやっぱり一般の町民の皆さんに参加していただいて、あの話を聞いていただくのが本当にいいんじゃないかなというふうに思っていたんですが、参加されていた方というのは、縦線というんですか、商工会の方とか町の職員さんとか、関係者がやはり多かったなと思うんです。そこから町民の皆さんに参加していただけるにはどうしたらいいかということで、今、協議会をやっていただいていると思うんですが、なかなか、今課長もおっしゃったように動向が見えないということについて、私もできるだけ何かさせていただきたいなというふうに思っている中で、今後につきましても、もちろん商工会等が中心になっていただいて、やっていただく必要はあるのかなと思うんですが。ぜひとも早い段階で、町民の皆さんに対して、協議会の中でどういうことを考えていると、参加をしてほしいんだというアピールをできるような形で、町も協力して進めていっていただきたいなというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思います。

○木田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

嶋田委員。

○嶋田委員 233 ページ、観光駐車場の関係なんですけども、平成20年度駐車料金、収入ですね。これは観光協会が持つておられるんですか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 観光駐車場の形態ですけど、使用料になっておりますので、一旦、町のほうの収入となっております。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 そうしたら、平成20年度の総収入はいくらになりますか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 駐車場の使用料の総収入は2,720万2,600円となっております。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 この観光駐車場というのは、明らかに文化発信でもない、完全な商工費だと思

いますので、観光協会に委託料として、指定管理者として800万円出すよりも、向こうのほうからお金をいただくというふうな指定管理者制度を、僕は前から言ってるんですけども。そういうふうなことをこれから考えていっていただきたいなと思いますし、今現在、指定管理者にお金が入ってけえへん、駐車場使用料が入ってけえへんというのもおかしい話だと思いますのでね。これ自分とこに入ってきたら、もうちょっと頑張っただ数ふやすとか、そういうふうなことにもなってくると思いますので、そこら辺は、3年やさかい、もう1、2年ありますか。それまでに考えていっていただけたらと思います。以上です。

○木田委員長 ほかにございませんか。

辻委員。

○辻委員 227ページの商工費ですけど、これは前回、3月議会で監査委員さんから1月の援助団体の監査報告がかなり厳しい指摘もされてます。これにつきまして、商工会については、青年部はたいへん、夏祭りとかいろいろイベントされて、活躍もしておられますけども、商工会につきまして、今もいろいろご意見ありますけども、この辺も監査委員さんが指摘された内容を十分受けとめられるように、町のほうもより一層の指導をよろしくお願ひしたい、これは要望にさせていただきます。

それと228ページの観光費ですけども、228ページなのか232なのか、ちょっと観光で、少し意見となりますか、その辺で、ちょっと感じたことですけども、門前に奈良交通のバス停、現在門前のそばに、これがJRで来られますとここで降りられると。また帰りもここから乗られますけども。これよりも、今はiセンター、せっかくiセンターがありますので、これも活用していただく中で、できましたらiセンターのほうにバスを誘導できないかということで、これにつきましても、いろいろ意見はあると思いますけども。ちょっと見ますと、観光ボランティアさんの方にとっても、客待ちといいますか、観光ガイドをするのにバス停で人を待たれたり、門前で待っていただいております。それとまた、県道を西側からずっと来ますので、たいへん迂回するときに西里方面とか三町方面から車も頻繁に、観光客等で大変混雑するところで、迂回することもたいへん危険ではないかなというのはひとつ感じてます。そういうことから、ちょっと難しいと思いますが、東側から入って、門前の東側から入って、町営駐車場にバス停をできないかということをご提案させていただきます。これにつきましても、メリットとしては、観光客が来られたら、バスを出たらiセンターを見ていただきながら、観光パンフレットもとっていただきながら、門前を散策していただくというのもひとつの時間かなと。それとまた、時間待ちされ

るときも i センター内でゆっくりバスの時間を待っていただく。それでまた、観光ボランティアさんもそこで待機もしていただく。それとまた、土産物屋さんも散策されますので、その辺も有効かなと思います。せっかく斑鳩町に来られるのやから、i センターを見に来ていただきながら、きょうび車社会になりますけども、できたら PR もしながら、していただくという方にはいろいろなメリットがあると思います。これについてもなかなか難しいとは思いますが、一応ひとつの提案があるということで。

それとまた、233 ページの観光駐車場で、19 年に比べますと、先ほどもありましたように、駐車台数がふえております。これも一般より 100 円高いということで、民間業者を圧迫しないということで、そういうことでされてますけども、駅前の駐輪場とは違って、これは観光客が来られますので、できましたらその辺、恐らく来られてとめられて、民間より 100 円高い。公共の施設やったら安いか同じ程度やと思われそうですが、100 円高いということで、たいへん観光客も不満を持たれるのではないかと考えて思っていますので、この際、いろいろな機関と相談せんなんと思いますが、観光駐車場の料金下げるのやったら、門前の事業者さんとの協議も必要であるやろうし、また一方、バス停の関係につきましても、これは運行の変更で、陸運局とかバス会社とか、いろんな協会とか、いろいろなところの協議もありますけども、その辺もちょっと一遍考えてもうて、できたら観光客に斑鳩町のよさを知っていただき、また i センターを利用していただくと。せっかくの建物ですので、その辺も有意義に使っていただくという中で、ひとつの案として述べさせていただいておりますけども、できましたら観光協会の会長である町長のほうから、できるできないは別として、それに関する。

○木田委員長 小城町長。

○小城町長 もう 12 時が過ぎてますけども、辻委員もおっしゃるように、県が 52 メートルの関係で供用開始した中で、県は恐らく、タクシー乗り場はあの生け垣のところですね、両面つくったところ、だれかの要望で、それで結局そこを使わなくて、今現在タクシーも、それからバスの乗り場はああいう形になってますけども、あそこは大型バスが回ってきますと、当然こっち側に行く車は入れない。事故が起こる可能性もあるわけですから、できれば、その当時から、タクシーは斑鳩町の町営駐車場へとめてくださいというご要望もしてきたんです。しかし、いつの間にかああいう形になってしまって、そのまま放ったままですから。私はいずれ、ああいうバスの関係についても、やっぱりその関係から考えますと、やっぱり i センターの中、あの駐車場のところを通っていただいて、あそこへ出ていただ

くという形は、恐らく県とも公安委員会とも相談をせないかんとおもいますけども。当然、奈良交通とも、あるいはそういう形で、辻委員がおっしゃっていただくような、そういう危険性のないような体制づくりをしていかなかったら、せっかく観光として来られて、そこで事故が起こったら、斑鳩町ですから、皆さんに迷惑ということで。一遍これは、来年平城遷都もございますから、そういうことも踏まえて、一遍、県と郡山土木も混じって相談をしてもらいたいと思っております。

○木田委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 それでは、13時10分まで休憩いたします。

(午前12時10分 休憩)

(午後 1時10分 再開)

○木田委員長 再開をいたします。

次に、第7款土木費について、説明を求めます。

清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 それでは、第7款土木費について説明させていただきます。歳入歳出決算書の154ページから167ページ、主要な施策の成果報告書の234ページから254ページまででございます。決算書の154ページでございますように、土木費全体といたしましては、予算現額15億35万4,000円に対しまして、決算額13億9,851万8,920円で、執行率は93.2%となっております。

第1項土木管理費及び決算書156ページでございます第1目土木総務費でございますが、双方とも、予算現額7,852万8,000円に対しまして、決算額7,590万2,028円で、執行率は96.6%となっております。主要な施策の成果報告書の234ページからでございますが、この土木総務費につきましては主なものは人件費でございます。その他、使用料及び賃借料で、土木工事に係る設計及び積算を迅速に行うためのパソコン活用の経費や道路や河川などの整備促進などを目的とした各協議会等への負担金が含まれております。

次に、決算書の156ページでございますが、第2項道路橋りょう費では、予算現額2億4,973万1,000円に対し、決算額は1億8,907万7,225円で、執行率は75.7%となっております。

主要な施策の成果報告書の235ページから237ページまでの 第1目道路維持費で

ございますが、予算現額5,436万円に対しまして、決算額5,057万5,121円で、執行率は93.0%となっております。安全で快適に道路を利用いただけるように維持管理に努めておりますが、このことに要する経費でございまして、内容といたしましては、定期的に巡回を行う中で確認したものや、住民からの連絡によるものなどで把握いたしました舗装が悪くなった個所における補修工事や道路排水施設などの道路構造物の補修にかかる工事請負費、または路肩の草刈りや道路敷地の権利整理にともなう所有権移転登記の委託料などであります。未登記道路敷地の整理につきましては、既に地域の生活道路になっている道路の底地整理ができたものや土地利用等の機会を捉え、地権者と協議した結果、30筆の所有権移転を行っております。

次に238ページから240ページまでの第2目道路新設改良費であります。予算現額1億9,457万1千円に対しまして、決算額1億3,777万2,732円で、執行率は70.8%となっております。執行率が低くなっております主な理由は、予定しておりました町道各路線の道路改良工事に伴う用地交渉及び用地整理が難航したためでございます。このうち稲葉車瀬の白山神社西にございます町道460号線、通称当麻道と言っております町道405号線につきましては、年度末の間近となってから、その一部において用地協力が得られましたことから、これらの整備にかかる予算3,590万円を翌年度へ繰越をさせていただいております。また、町内道路のネットワーク化を進めるために策定しております道路整備5カ年計画の継続中の路線や主要幹線であります6m計画道路等の改良工事等につきましては、5カ年計画道路の継続路線として1路線で改良延長40m、舗装面積が229m<sup>2</sup>、用地買収面積999.16m<sup>2</sup>となっております。6m計画道路といたしましては3路線で改良延長274m、舗装面積877m<sup>2</sup>、用地買収面積は590m<sup>2</sup>となっております。その他道路としては4路線で、延長として417mの改良工事を実施したところでございます。

次に241ページの第3目、橋りょう維持費であります。予算現額80万円に対しまして、決算額72万9,372円で、執行率は91.1%となっております。安全で快適な道路機能を保持するため、河菰橋高欄塗装の塗替工事を行いました。

続きまして、第3項河川費であります。決算書の158ページでございまして、予算額832万6,000円に対しまして、決算額444万2,506円で、執行率は53.4%となっております。成果報告書の242ページから243ページの第1目河川総務費であります。予算額482万6,000円に対しまして、決算額372万8,506円で、執

行率は77.2%となっております。執行率が低い主な理由といたしましては、土砂処理量の減少及び地元施行の水路改修及び浚渫事業に対する補助金の対象となる事業量の減少によるものでございます。主な内容といたしましては、まず、毎年春に実施していただいております地元自治会における水路清掃に伴う土砂の処理を行ったものであります。また住環境の改善を図るため、自治会等の受益者が自発的に施行された水路改修及び水路浚渫事業、2地区がございしますが、この2地区に対しまして、その経費の一部を支援したもののや、水路浚渫工事に要したものであります。

続きまして244ページの第2目河川改良費であります。予算現額350万円に対しまして、決算額71万4,000円で執行率は20.4%となっております。内水排除として排水機能を高めるために、水路改修及びゲートの設置を行い環境整備に努めたところですが、一部、水路改修にかかる地権者との交渉が難航し、工事着手できなかったために執行率が低くなっております。今後におきましても引き続き内水排除のために水路整備等を行ってまいります。

続きまして、第4項都市計画費であります。決算書の160ページにございますように予算現額11億5,800万円に対しまして、決算額は11億2,395万9,840円で執行率は97.1%となっております。主な施策の成果報告書の245ページからでございますが、第1目都市計画総務費では、予算現額2億1,796万6,000円に対しまして、決算額2億95万6,014円で執行率92.1%となっております。人件費以外の主な執行につきましては、町内の幹線道路となります都市計画道路の整備に要する経費、JR法隆寺駅南北自由通路の維持管理経費、既存木造住宅の耐震診断に対する支援に要する経費、斑鳩町都市計画マスタープラン策定業務委託経費が主なものでございます。

まず、都市計画道路の整備のうち、国の直轄事業となっておりますいかるがパークウェイでは、主に円滑な事業の整備促進に向け、国との調整及び地元対応を行ってきたところです。事業の状況でございますが、稲葉車瀬区間において用地取得が残り1件となっており、平成19年度から取得済みの事業用地の埋蔵文化財発掘調査が実施されてまいりました。また、当該区間の西側の竜田川では、いかるがパークウェイ岩瀬橋の下部工事が昨年秋から再開をされまして、平成21年5月には下部工事が部分完了したところでございます。また、岩瀬橋から西方面の三室交差点を含む区間ですが、道路構造の検討が進められてきており、地元の自治会と道路構造について協議を行ってきたところであります。今後も警察等関係機関との協議を行いつつ、地域の皆様方からのご意見、ご要望をいただくための協議の場を設けながら、道路

周辺地域の皆様にとっても、いかるがパークウェイができることによって、安全かつ地域の利便性に配慮された計画となりますよう道路計画を早期に取りまとめができるよう国と連携を図ってまいります。

次に、都市計画道路法隆寺線の整備であります。国道25号から南へ約680mの区間での整備事業でございます。未取得の事業用地は残り1件となっております。20年度は、用地取得ができた部分につきまして道路築造工事を行いました。平成21年4月には、工事が完成した部分について供用開始しましたことから、路線北側の公民館南側の町道からいかるがパークウェイ小吉田モデル区間を経て小吉田団地東側までの約550mの供用ができて、ご利用をいただいているところでございます。なお、残り1件の用地取得につきましては、地権者のご理解をいただけるよう努力いたしまして、早期に国道25号との接続ができるよう努力してまいります。

次にJR法隆寺駅南北自由通路の維持管理であります。安全で安心して利用いただけますよう機械設備の保守点検や清掃管理費に要する経費及び電気代等需用費関係の経費として執行しております。

次に、既存木造住宅にかかります耐震診断に要する経費の助成でございますが、助成事業の開始から本年度で3年目となります。この事業は、昭和56年以前に建築された既存木造住宅を対象に、住宅の耐震診断を希望される方々へ技術者を派遣し、その診断に要する費用を助成しております。この事業におきましては、耐震化の普及、啓発を主な目的としておりますことから、本年度から診断にかかる費用について、個人負担の無料化を導入し、より多くの方々が耐震診断を受けていただけるよう環境を整えてまいりました。なお、本年度は30件の耐震診断に対する助成を実施しております。これまでに累計で75件の方々に診断を受けていただいております。また、平成18年度、19年度に診断を受けていただきました45件の方々に對しましてアンケートを実施いたしました。その結果、約半数が耐震診断にかかる費用が高額であることを理由に改修に踏み切れないということもございまして、今後は耐震診断の結果を受けて耐震改修工事へと進めていただくことが課題でもありますことから、町としても何らかの支援措置が必要ではないかと考えているところであります。

次に、斑鳩町都市計画マスタープランの策定であります。これは、上位計画であります斑鳩町総合計画や県が策定主体となる都市計画区域マスタープランなどをもとに、斑鳩町の都市の将来像や土地利用の方針を明らかにし、斑鳩町における都市計画に関する総合的な指針としての役割を果たすもので、都市計画法にもとづく斑鳩町の都市計画に関する基本的な方針にあたるもので

ございます。平成9年に策定をした現在のマスタープランの目標年次が平成22年度となっていることから、平成23年3月末の策定完了を目指しまして、町では平成20年度から3ヶ年で策定作業に取り組んでおります。20年度は、基礎調査の実施及び分析、まちの課題を整理するとともに、まちづくりに対する町民の意向調査の分析を行うための委託経費について予算を執行しております。

次に247ページの第2目公共下水道費の3億2,159万451円につきましては、特別会計への繰出金として支出をしております。詳細につきましては、公共下水道事業特別会計におきましてご説明させていただきます。

次に248ページの第3目都市下水路費につきましては、予算額190万円に対しまして、決算額186万9,000円で、執行率は98.3%となっております。都市下水路4路線の浚渫作業を実施し、都市下水路の適正な維持管理を行いました。

次に249ページの第4目公園費であります。予算現額837万1,000円に対しまして、決算額は802万6,443円で執行率は95.8%であります。主として公園の維持管理費でございます。公園等に設置されております遊具による事故が全国各地で発生をしていることから、公園・広場の遊具の維持管理には常日ごろから慎重に対応しているところであります。本年度は町管理及び自治会管理の公園において、遊具が設置されている公園、広場38ヶ所におきまして専門業者への委託による安全点検を2回実施しております。なお、自治会管理の公園につきましては、これらの点検により異常等が見受けられた8件の自治会に報告し、すべて修繕等の対策を講じていただいたところであります。

次に250ページ、第5目都市計画審議会費であります。予算現額12万円に対しまして、決算額5万円で執行率は41.6%となっております。審議会を1回開催したことによる委員報酬であります。開催した審議会では、主に線引き及び用途地域の定期見直しに関すること及び景観施策に関する基本的な考え方について報告等を行っております。

次に251ページ、第6目開発指導調整費であります。予算現額87万8,000円に対しまして、決算額は79万1,874円で執行率は90.1%となっております。都市計画法等関係諸法令及び町開発指導要綱に基づき、より良好なまちづくりの推進に努めてきたところでございます。また、平成14年度に県から権限委譲を受けました屋外広告物に関する事務につきましては、違反広告物の撤去また屋外広告物許可申請にかかる事務処理を行い、町の美観維持に努めてまいりました。なお、違反広告物の簡易除却につきましては、委託による定期的な実施や町職員あるいは斑鳩町違反広告物を出さない町づくり推

進団体制度要綱により認定させていただきました推進団体、これは住民のボランティアでございますが、推進団体の協力も得まして除却活動を推進してまいりました。また、地域から選任されておられます環境保全推進委員の皆様には違反広告物の掲出状況の報告の協力を求めまして、パトロールの強化にも一役を担っていただいております。今後も住民、行政が一体となりまして斑鳩町における違反広告物の迅速かつ確実な撤去につぎまして、なお一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に252ページ、第7目景観保全対策事業費であります。予算現額358万円に対しまして、決算額は319万7,143円で、執行率が89.3%となっております。

まず、身近な緑化の推進として、小学校の入学記念樹として4月に町の花サザンカを、また11月の産業フェスティバルではイチジクの苗木をそれぞれ配布し、町内における緑化推進と住民意識の高揚に努めてまいりました。主にこれらの苗木の購入費用として執行しております。また、法起寺や法輪寺周辺などの自然景観や歴史的景観が一体となった地域におきまして、潤いと安らぎが感じられる風景や景観の形成を図るために取り組んでいる景観形成作物・コスモスの栽培につきましては、5つの地区の方々にご協力を得まして27,977㎡においてコスモス栽培を実施していただきました。これらの取り組みに要する委託料等の経費を執行したところでございます。

次に253ページ、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費であります。予算現額5億9,326万2,000円に対しまして、決算額は5億8,747万8,915円で、執行率が99.0%となっております。JR法隆寺駅周辺整備事業では、当町の玄関口にふさわしい魅力ある交通拠点として、住民の皆様や当町に訪れられた方々が、安全に、安心して駅をご利用いただけますように、駅舎のバリアフリー化や駅前広場、駅へのアクセス道路など駅周辺を一体的に整備するものとして、今日まで事業を推進してきております。20年度では、まず南口におきまして、広場から県道大和高田斑鳩線跨線橋下までの間の道路について歩道を設置いたしました。歩行者と自動車等を分離することにより快適にご利用いただけるよう整備工事を完成させたところであります。また、北口では広場の整備工事を実施し、広場の大部分が完成し、北口駅前の円滑な交通動線の円滑化を図ったところでございまして、これらの工事に伴う工事請負費7,265万7,900円及び公有財産購入費5億708万9,416円の予算を執行したところでございます。

続きまして254ページの第5項住宅費、第1目住宅管理費であります。予算現額576万9,000円に対しまして、決算額513万7,321円で執行率は89.0%とな

っております。快適な居住環境を維持確保するための維持管理に要するものが主なものであります。今後も入居者が快適に安心して暮らせるよう維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上が、第7款土木費の決算の概要でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第7款土木費について質疑をお受けいたします。

浦野委員。

○浦野委員 まず、242ページ下段に書かれています井堰管理組合に対する支援なんですけども、これは峨瀬井堰と三室井堰にそれぞれ15万円ずつ支援したという内容かと思うんですが、振り返りますと、平成元年ごろに、それ以前から水害が多くて、竜田河川があふれて水害が多くてですね、治山治水の関係上、国あるいは県の関係の事業で川底を4メートル下げると。4メートル下げますと、水田に水が入らないということで、ポンプアップするのに井堰をつくったという経緯があるかと思うんですけども。これ20年たちまして、私も地元の水利組合とも関係しているんですけども、かなり井堰も傷んできて、またポンプ設備も老朽化してきまして、あちこち修理費が毎年かさんできております。その関係上一部補助していただいているわけなんですけども。小城町長にも年何回か地元に出向いていただいて、ご足労願って現状を把握していただいているかと思うんですけども、年々やはり修理箇所がふえてきまして、平成元年当時には補助金として幾らかいただいているわけなんですけれども、そのいただいているお金もストックがどんどんどんどん底をついてきまして。いよいよストックがなくなってきたら、農家の方の自己負担で井堰やポンプの修理は実費負担せないかんというようなことが起こりつつあります。つきましては、国の5箇年計画の今こういういったダム関係の設備の寿命を長くさせるような補助金事業に今のつかかろうとしまして、先般、実は、これは峨瀬井堰ですけど、緊急に補修せんならん箇所を見積をとりましたところ、610万何がしかという見積金額が来ました。5ヶ年計画でこれを補助事業にのせていただいとすることで、今後、県土連との相談の上でのっかかっていくかなと思うんですけども。これは地元負担が約2割と、国と県と町が残りの8割を補助していただけるといような事業なんですけども、それにおきまして、地元負担が2割というようなことが発生してきます。610万円掛ける2割ということは、120何万円かが地元負担ということになるんですけども。この時代の農業経営におきまして、農業所得が激減している中、地元負担ということは非常に大きなお荷物としてのっか

かってきているわけなんですけども、年間15万円ずつ井堰に対する補助金、非常にありがたいことはありがたいんですが、そういった事業の経費を見ますと、なかなかそれに満たない微々たる金額かなと思われれます。また、小城町長にお願いしておきたいんですけど、こういった井堰、農家が好んで井堰をつくってくれと言ったわけじゃなしに、水害を予防するために川底を下げて井堰をつくっていただいたのはありがたいけど、その後は自分らで管理運営しなさいよというのは、非常に国の勝手な事業かなという一面もありますので、また小城町長にはご苦勞をかけますが、土木とか、また国とかに対して、こういった維持管理が余り負担なしでいけるように、何とかお願いしていただきたいなど。また、補助金事業がいいのがあれば、どんどん提案していただいて、無事、農業経営ができますようにお願いしておきたいなど。これはお願いしておきたいと思います。

続けてよろしいですか。245ページなんですけども、都市計画道路法隆寺線の整備でちょっとひとつ、この間、アグリア服部ですか、あの都市計画道路法隆寺線の辺を歩いておりましたんですけども、側道いますか、歩道と車道の間にはサツキが植えられておるかと思うんですけども、この日照りでサツキがもう枯れかかっていますので、決算審査でこんなん言っていていいかどうかわからないんですけども、せっかく町費でつくった道路でございまして、植樹の管理もしていただきたいなどということをちょっと提案させていただきますので、よろしくお願ひします。

もう1点よろしいですか。248ページ、治水対策、都市下水路の管理の中でですね、5号水路なんですけども、チサンマンションの西側を通る水路、昔の西出なんですけども。以前、池田総務部長が下水道課におられるときにも申したんですけども、チサンマンションの浄化槽排水がもろにそこに出てきておまして、浄化槽の排水はかなり窒素分を含む排水でございまして、水路のへドロに雑草が生い茂っている状態がかなり見受けられるんです。年1回か2回、これは掃除していただいていると思うんですけども、雑草がはびこりまして、またへドロがたまりますと流れも悪くなりますので、今度はまたボウフラがわくと。蚊が大発生するというふうなことが続いております。周辺住民からは、何回か私に、もうちょっと溝掃除を頻繁にやってほしいという要望が続いておりますので、逐一また見ていただいてですね、特に5号水路、非常に汚い状態があるかと思っておりますので、これもお願いなんですけども、以上、お願いばかりで申しわけございませんが、よろしくお願ひします。以上です。

○木田委員長 答弁よろしいですか。

○浦野委員 はい、結構です。

○木田委員長 ほかに。

木澤委員。

○木澤委員 237ページの道路台帳等システムの構築ですけれども、これは法定外公共物を国から譲り受けてデータ化をしていただいていると思うんですが、量が膨大であることから、単年度で全部というのは難しいかなと思うんですが、今、このデータ化についてはどんな状況になってるのでしょうか。

○木田委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 法定外公共物の管理に伴いますシステム構築でございますけれども、既に譲与を受けました里道1,220本、それから水路761本につきましては、既にデータシステム化できています。ここに挙げさせていただいている構築につきましては、それ以降に新たに里道水路の既明示ができ上がりましたものについて、データシステム化しているというものでございまして、今年度約20点程度あるのかなと、年度末に最終やっていきますので。そういった状況で、今後はシステムは構築できておりますので、追加、新たに出てくるものをデータ化していくという作業になります。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。もう既にデータ化されているということですので、そういうふうに理解をしておきます。

そしたら、244ページの水路の改修についてなんですけれども、汚水排水の機能充実ということで水路の改修を行っていただいていますけれども、やはり最近、雨が降ると水がつくという状況が多くなってきている中で、水路改修についても随時行っていただいているんですけれども、部長の説明の中で、今後もこれはやっていきますよというふうに言っていたけど、どういったところを優先的にやっていくのかとか、そういう計画みたいなものというのがあるんですか。

○木田委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 水路の改修でございますけれども、以前にも申し上げましたように、今年度そういった浸水対策の調査を実施してまいります。今までに昭和57年以降の大雨、それから最近の特にゲリラ豪雨に対しましての浸水地域というのは、状況を町のほうも把握しております。そういったところも把握しつつ、今年度の調査におきまして、さらに開発等に伴う以前の流域がどう変化しているのか、昨今のゲリラ豪雨に対する水路断面はこれで

確保できているのかどうか、そういった調査をしてみたいと思います。ただ、これにつきましては国の補助等もいただくことになってこようかと思っておりますので、そういったところも見据えて対応してみたいというふうに考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 調査を行っていただいて、一定計画ができれば報告をぜひいただきたいなと思っておりますので、お願いをいたします。

そうしましたら、続きましてすみません。245ページの新家地区の土地区画整理の推進ということで、今、地元と調整をされている段階かと思うんですけども、以前にあった区画整理の話がなくなって、それ以後、今回改めてこの話をされているということですけども、担当委員会等でも報告をしていただいているかと思うんですけども、地元と協議をしているということ以外、それ以外の情報がないものですから、その中でもどんな状況になっているのか。ここの区画整理というと、2号線にもかかわってくるかなというふうに思うんですけども。お聞きしますと、先日、都市計画審議会の中でも、2号線が広過ぎるからもっと狭い道路でもいいんじゃないかというような意見もあったというふうにお聞きするんですけども、そうした点について、少しお尋ねをしたいと思っております。

○木田委員長 今西都市整備課参事。

○今西都市整備課参事 新家地区の区画整理の現在の状況でございますが、現在、県の線引きにかかわりまして、その時期に合わせて市街化区域に編入していこうという形で県とも調整し、あるいは地元とも協議を進めております。

今、地元の段階でございますけども、土地区画整理事業を地元組合施工として進めることといたしておりますので、今現在、その組合設立前に当たります準備組合の設立といえますか、そういった形で地権者全体の参画同意も準備されまして、今後、事業計画等について作成していくといった状況でございます。

それと、今後のこの区画整理の進め方についてでございますけども、当然、今、委員がおっしゃっておられますように、2号線との大きなかかわりがございます。道路単独事業も施工しにくい、区画単独でも施工しにくいといったような、ひとつのまちづくりとして両方合わせた形で一体のまちづくりを推し進めていくといった感じで、今現在、地元とも調整し、あるいは県とも相談しながら進めているところでございます。

区画整理事業につきましては、今後、先ほど申しました事業計画等の策定をする上で、

また今後、組合施工でありながら、やっぱり業務代行方式といったような内容となる可能性もございますことから、そういったことにつきましても、今後、地元あるいは町と協議していこうといったような、今現在の状況でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 当然、地元と協議をしていただくわけですが、2号線が広過ぎると。狭くするべきではないかという意見について、町のほうとしてはどう考えておられますか。

○木田委員長 今西都市整備課参事。

○今西都市整備課参事 2号線の道路の幅員が広過ぎるといったという状況につきましては、駅舎の計画の建築段階においてですね、周辺道路整備についても一定の調査をされておるわけで、特にこの2号線は現在、都市計画決定を打たれております安堵王寺線の幅員が、この区間については18メートルであるといったことから、そういった全体の詳しいあれではございませんけども、全体の車の動線、あるいは交通量を将来的に推測した場合、一定の台数が出ております。その辺の台数は今ちょっとあれですねんけども、その台数によって道路構造令に基づいて設定していった形が今の幅員になってきていると思うんです。その中で今後、まちづくりの一環であっても、やっぱり駅前広場も同時に整備していくといった内容でございますので、今現在、我々といたしましては、この18メートルで進めていきたいというふうに考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 都計審のときには検討するというふうにお答えしたというふうに聞いていたんですけども、今お聞きますと、もともとの計画の幅で進めようというふうに思ってはるということなんですね。

○木田委員長 今西都市整備課参事。

○今西都市計画課参事 都計審でお答えさせていただいて、ちょっとあれですねんけど、ひとつは、やっぱり住民さんの意見もございます。その中で、やはり幅員のこともあるの、その後、またルートの見直しといったような意見も出ておる中で、我々として、今の進めている状況に対して、やっぱりどういったメリットがあるのか、そういったことを取りまとめて、次回にも報告させていただくというふうにお答えさせていただいたように思っておるんですけども。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私もその場にいたわけではなく聞いた話ですんで、これ以上、そのときどうや

ったという話もしてもあれだと思いますけども、また今後、この計画についてもですね、担当委員会にご提示されるというふうに思うんですけども。以前から指摘もあったかと思えますけども、もう提示されたら変更はできないんだというようなこともないように、十分議論ができるように、今後また情報とか計画についての提示をしていただいて、担当委員会のほうで議論していただけるようお願いをしておきたいと思えます。

○木田委員長 小城市長。

○小城市長 木澤委員さんは、議会にはもう既に何年か前に報告をしてですね、当初は都市計画道路ということで、結局それがなかなか民家があったということで、西田の肥料屋さんのところを這わしてですね、それはおかしいやないかという議論もありましたけども、そういう中で、今現在は都市計画をやっていこうということで、その当時から18メートルというのは決まっておるんです。ただ、そういう経過をやっぴり十分踏まえていかんと。ただ道路が広いからということ都市計画審議会がおっしゃったということよりも、やはり町の計画というのは、明らかに都市計画であらわしているわけですから、これはひとつのネックだと思うんです。だから、昭和42年に、まさに法隆寺線とか、あるいはこの郡山・斑鳩・王寺線も、既に決まっているわけです、都市計画では。だからそれをやっぴり考えていかなかったら、やはり今、皆さんご存じのように、必ず道路は広いほうがいいんですよ。右折レーンがないために混雑が起こるんですよ。だから今、新御幸橋でも右折レーンを早くしてほしいというご要望があるようにですね、日本の道路はとにかく右折レーンができないというところにひとつの大きな問題がありますから、やはり将来的に考えれば、18メートルというのは広いとか狭いとか、広い予定を狭くせいとかいうんじゃないに。ひとつの法線というのは、18メートルというのはやっていかなかったら、これはやっぴり区画整理をする中ではひとつの方向づけですから、我々としてはそういうことを。何も今、都市計画審議会からそういう発言が出たかって、以前の都市計画審議会でもそんな問題があったんですよ。以前の委員さんは、そんなもん駅前北口、南口の道路から考えたら、当然せないかんという人もおられるわけですから、これは議会にも十分説明を申し上げていますから。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 都計審でも以前からこの意見があったということとあわせて、財政健全化の検討委員会、町長が諮問でつくられた機関でもそういう意見が出て、以前からこういう意見があったというふうに思うんですけども。委員会に資料を提出していただいていますけど

も、もうこれで了承したというふうにはなっていないと思うんですよね。ですから、これは今後やっぱりしっかり議論していただいて、議会が了承するのかどうか、そこも含めてやはり資料を出していただいて、どういう計画で考えておられるのか、しっかり議論していかなければいけない。私はそういうふうに申し上げているんですけども。町長は今、18メートルで必要やというふうにお考えを示していただきましたけども、これはやはり今後の議論であるというふうに思いますので。

○木田委員長 小城町長。

○小城町長 町としては、最初は16メートルぐらいの段階から議会に諮ったというのは、道路をつくるのは18メートルということでございますからね、だからそれに今現在そういうことで進めさせていただくとするということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 18メートルで示していただいているのは、示していただいていますよ。そやけど、その状況が変わってきているというのがありますし、もともと骨粉屋さんのほうから通すというてきているのが、区画整理とあわせて、まっすぐ伸ばそうというふうにも変わってきている状況があると思いますしね。これは計画を示していただいていますして、着手をしているわけでもないですよ。その中で、やはりこの道路についての整備について議論がある、意見があるという状況の中です。私は決まったものとして進めるのではなく、十分に議会とも議論、委員会の中でも議論をしていくべきだと。決して、今まだ計画も示されてない段階で、まだまだ絶対つくるなど、そういうふうに言うてるわけでもないし、議論をして結論を出しましょうよということを申し上げているんです。

○木田委員長 清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 計画も出されてないという言い方をされるのは、ちょっとうちもおかしいなというふうに思うんでありまして、先ほど来、町長も申し上げておりますように、本件につきましては、何回か担当委員会でも説明をさせていただいております。当初、先ほどおっしゃいましたように、駅前の西田商会、当初が西に振っているということをおっしゃいましたが、当初は安堵王寺線から北へまっすぐ駅前広場に続く道路ということで、そこに面的整備もあわせて計画していったところ、なかなか面的整備、駅南側の土地区画整備ということなんですけども進まない中で、どうすれば一番、今の駅前南広場を今どうしていくんだという話の中で、市街化部分につきましては面的整備が行われると。なぜかでございますと、面的整備が行われていくことになると、駅南側の市街化部分に住ん

でおられる道路にかかる土地のお持ちの方、建物をお持ちの方についての行き先について、そういう南側の土地区画整理もあわせて考える中では、何軒かについてはそこに移っていただくこともできるやろうという話の中で、面的整備もあわせて新駅前線、2号線を考えできたわけでございますけども。一旦その区画整理が頓挫、なかなか進まないという状況があったんで、とりあえず市街化部分については西田商会のほうに振って整備をすることで進めていこうかなという話が議会で示す中で、了承を得て進めてきていた時期があると。ところが、今また南側の新家の土地区画整理について、面積が縮小されましたけども、そういった区画整理をまた始めようという気になったんで、区画整理事業が市街化部分の道路にかかる方の代替地をつくるためのものでは決してございませんけども、そうした住宅部分についても当然、区画整理の成り立ちから考えますと、土地を売って、その資源、資産、財源を確保する目的もあるわけで、そういったことの関わりの中で、今またそれを始めた中で、もとの計画に真っすぐに伸ばしていこうという話に戻っているわけでありまして。何度も申し上げますように、この経緯については、逐一、担当の常任委員会にも報告をさせていただいておりますし、先ほど来おっしゃっておりますように、ほかのいろんな意見がございますので、そのいろんな意見がある中で、これまでそういった18メートルの幅員の中で進めてきたという経緯があるわけでございます。何も示してないとおっしゃるから、うちもおかしいなというふうに思うだけの話であって、木澤委員がおっしゃるように、いろんな意見があります。絶対18メートル、これでも狭いやないかとおっしゃる方もおられます。一方では、もっと狭くしたらどうやという意見もあります。そういう中で町が、どの幅員が、今の18メートルがなぜ必要だということについてはですね、当然、理解をいただけるように説明をしていく必要もあるというふうに考えております。そういったいろんな意見の中で、そしたらどういった歩道をとっていきましょうでありますとか、どういった緑地帯を設けていきましょうといった話の中で、いろんなご意見は承っていくべきであるというふうには考えてございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私が言いました計画を示してないというところで少し誤解があったのかなというふうに思うんですけども。確かにこれは私も持っていますけど、委員会にご提示いただいて、この図面については、以前から示していただいています。私が示してもらってないというか、今後、区画整理の部分もあわせての計画について示していただく中で、また議論をしていきましょうという話をさせてもらったつもりですけども、そこでちょっとずれ

があったのかなというふうに思いますけども、部長、意見も賜っていきたいというふうにおっしゃっていただきましたんで。

○木田委員長 今西都市建設課参事。

○今西都市建設課参事 今、木澤委員が提示されて、これがね、21年5月15日の委員会に提出させていただいておる図面なんです。そやから、今、それは17年か18年ぐらいの。ちょっと今こういう状況で配付させていただいていると思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 21年の5月、そうですか、すみません。私も1回調べたいと思うんですけども、それだったら決定ではないんですね、まだ。

○木田委員長 今西都市建設課参事。

○今西都市建設課参事 決定とか言われるとですね、あくまでも整備計画図という形で提出させていただいております。先ほども何回も申しましたですけども、やっぱりひとつの幅員についても一定の方向づけをして、やっぱり県なり、地元なりで協議していく、ひとつの図面でございますので、これから7月にも地元説明会もさせていただいている中で、いろんなご意見をいただいております中で、これからひとつの道路だけの位置づけじゃなしに、周辺をどうやっていくんかという、代替地、いわゆる代替地の問題点がこれから課題となってくるわけございまして、やっぱりひとつ道路の組み方も、広場の組み方の考え方も、これから我々も十分地元さんとも協議をしながら、相談しながら、我々としても方向づけを出していきたいなど。ひとつその整備手法をですね、やっぱりこれから我々も研究しながら進めていかなんというふうには思っております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますとですね、今後、その区画整理も含めて2号線の整備をしていくというふうになったときに、その整備をしますよということで、議会に対して議決を得るという形になるのかどうなのか、そこも確認しておきたいと思うんです。

○木田委員長 今西都市建設課参事。

○今西都市建設課参事 この進捗状況につきましてはですね、その都度、その都度、報告させていただいております。それで、区画整理事業についても、これは先ほども申し上げておりますように、地元施工とした形で事業主体が地元であるということも、その中で我々も道路整備もあわせた形で、これから整備計画を当然考えていかなあかんという中で、そういった事業、区画整理の進捗状況についても、あわせて建設水道常任委員会のほうでも

報告させていただきますので。決定事項なのか、これは我々の2号線、広場に対しましては、これから都市計画の決定を前提として進めておりますので、これに対しては、町の都計審で諮っていきたいというふうに思っております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 都計審でも諮るとするのは、提示して協議をしてもらおうという意味と、都計審で決をとるということはないと思うんですけども。議会のほうで、この議案として賛否をとるといような形で提示はされるもんなんですかね。

○木田委員長 清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 先ほど参事のほうから都計審にかけというのは、あくまでも都市計画決定を手続にしていく必要はありますので、都市計画を、町決定でございますので、道路街路としましては、都市計画審議会において都市計画決定をいただくと。あわせて、議会のほうにですね、もちろん言い方まずいですが、議会のほうには、そういった経緯について逐一報告をさせていただくつもりでおりますし、現在もそうやって進めてきたつもりでございます。議会の議決という意味におきましてですね、例えば道路事業におきまして工事請負費が例えば5千万円以上になりましたら、当然、議決のお願いをするふうな感じになりますけども、それ以外については、全て報告という形になるというふうに考えてございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 古い資料で言うて申しわけないんですけども、もともと2号線の整備としては、7億1,000万円というふうに予定されていたかなと。その路線が変わるにつれて変わってくるかなと思いますけど、工事としては5,000万円以上になるかなというふうに思いますので、そうすると議決事項になるというふうに理解しておいていいんですか。

○木田委員長 清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 以前お示しした7億何がしという金額、工事請負費でございますけども、道路幅員も若干違うかなということもあるかもわかりません。ただしですね、一括で7億円の発注をするのか、それとも段階的に区分けしてするのか、いろいろパターンがございますので、今すぐすべて議決をお願いしますということでは、今の段階ではちょっと言えない状況でありますので、ご理解を賜りたいと思います。当然、そうした予算を執行させていただく前にですね、その予算について議決いただく必要がございますので、そういった形で議決をいただくという形になります。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、この議論はここまでにしておきたいと思うんですけども。

続いて行かせていただいているのですかね。すみません、もう1点、法隆寺駅周辺整備の推進のことについてお尋ねしたいんですけども、今回、提出議案説明の中で、駅北口の5号線の整備のことについて、東西両側に拡幅をする計画で進めているというふうに書かれているんですけども。私が理解しているのは、これまで東側に歩道をつけるという形で整備を進めてきていただいているかなというふうに思ったんですけども、これは方針が変更になったのか、そうか、私またちょっと資料を見落としているのか。

○木田委員長 今西都市建設課参事。

○今西都市建設課参事 駅北口の5号線の計画概要でございますけども、簡単に経緯から申し上げますと、平成16年当時の計画の考え方でございますけども、当時は、今、委員もおっしゃいますように、4メートル道路に東側に2.5メートルの歩道を設置するという計画で、当時の都市基盤整備特別委員会でも報告させていただく中で、同じ整備するんやったら道路の拡幅も考えていかないかという意見もいただいております。そういったことから、車道を6メートル50、そして東側の歩道を2メートル50の幅員構成と改めまして、地元地権者等に説明もさせていただいておったという経緯がございます。

そんな中で、一方どり、片側どり2メートル50、車道の幅員拡幅によってですね、やっぱり後々の土地利用ができないといったような状況もございまして。また、そのほかの意見といたしまして、法隆寺北口であって、法隆寺のお寺までのいざない道路も位置づけておりますことから、両側に歩道も必要でないかといった意見もいただいております。

そういったことから、平成19年度で皆さんの了解のもとで境界の確認の立ち会いも行い、また現況測量の実施もさせていただきました。それと東側の家屋についても、建物の調査等も実施させていただいております。それで平成20年では、西側においても2メートルの歩道を設置する方向で、平成20年に2メートルの歩道を設置する方向で計画平面図を作成させていただきまして、地元地権者の方にそれぞれ説明を行い、協力を求めてきたといった経緯がございます。この部分につきましても、建設水道常任委員会のほうで都度報告させていただいております。ということで、以上です。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうですか、また私の聞き落としで、そしたら申し訳ないですけども、報告をいただいた折に図面を出していただいているんですね。

○木田委員長 今西都市建設課参事。

○今西都市建設課参事 計画平面図としては、まだ出させていたっておりません。といいますのは、やっぱり地元の皆さんと協議しながら、相談させていただきながら進めようとしておりますので、ひとつは、おおむね了解を得られた段階でと思っていましたね。といいますのは、了解していただいてない段階で、もし外から聞こえたときに、いろんな場合が、やっぱり工事をするとき、全然、町が言うてないことでも、うわさがたって、もうそんなことやったら要らんでとか、誤解が招くことがございますので、そういったことの整理が整ってから、また出させていたきたい。一応、先ほどの概要図的なやつは出させていたしております。そこでは土地区画、そういう細かい面まで記載はさせていただきますけれども。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私も右側、東側の歩道を予定どおりつけるのはちょっと難しい状況で、西側のほうの拡幅についても、検討する必要があるかなというような状況については少しお聞きしてまして。別にその歩道をつけるのに反対だとか、そういうことじゃ全然ないんですけども。また私のちょっとそしたら認識不足で、そういう方向は委員会で示されていたということです。もう1回会議録を見直して確認させていただきたいと思います。

すみません、これも委員長にお願いして、担当課のほうで公園の遊具の点検状況について、すごいわかりやすい形で一覧表をつくっていただいておりますけれども、大体見てわかるんですけども、補足の説明等を、もししていただけるようでしたらお願いします。

○木田委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 今、委員がおっしゃっていただきましたように、提出をさせていただきました資料でございますけれども、これは平成20年度遊具点検状況一覧表ということで、斑鳩町で現在管理を含めまして把握をしております都市公園及び子どもの広場という一覧表で出しております。ちょっと資料の説明を、補足ではございませんが、資料説明をさせていただきたいと思います。この左側の表ですけれども、都市公園でございます、1番から25番まで25カ所の都市公園がございます。これはすべての公園であります。右側、子どものひろばにおきましては29カ所の公園がございます、合計54カ所になってございまして、このうちこの表の左から4番目の「遊具の有無」の欄でございますけれども、ここに丸印をつけております公園、これが平成20年度におきまして、遊具が設置をされていた公園でございます。都市公園におきましては14カ所、子どもの広場にお

きましては2カ所ということになってございます。この平成20年度から、遊具の点検につきましては専門業者に委託しまして、この表の下の参考のところに書いておりますけれども、非破壊点検及び保守点検ということで、年に2回の点検を業者委託において実施をさせていただきました。点検の月日でございますけれども、非破壊点検につきましては5月12日から5月14日までの間で実施をいたしまして、保守点検につきましては12月1日から4日間、この間で実施をしてきたところでございます。その結果でございます。使用停止遊具の有無ということで、この欄に○をつけております公園の遊具につきましては、使用の停止をしたところでございます。この使用の停止の公園でございますけれども、都市公園におきましては4カ所、子どもの広場におきましても4カ所の使用停止をさせていただきました。その対処の状況でございますけれども、この対応結果というところで、先ほどの遊具の有無の○のついているところの右側になりますけれども、補修済み、補修済み、都市公園のほうではすべて補修と。子どもの広場におきましては、当然、子どもの広場では撤去、ほかの3カ所の公園につきましては補修済みということで、平成20年度におきます使用停止遊具の対応はすべて終わっているという状況でございます。

以上、報告です。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 ありがとうございます。これは部長の説明の中で、自治会にも報告をされているというふうにおっしゃっていましたが、1件、幸前の広場のところで、対応が撤去となっているものについては、これは何を撤去して、その後どうするというのか、自治会のほうと話をされていると思いますけど。

○木田委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 幸前子どもの広場でございますけれども、これにおきまして、板式ブランコ滑り台という、ひとつの遊具でございます、それが使用停止をさせていただいたところなんですけれども、この公園につきましても、幸前自治会のほうで管理はさせていただいておりました。幸前自治会のほうで集会所のところに設置をされているわけですが、集会所をいらわれるときに一緒に撤去をしていただいたということで、町の遊具保守に対する補助は利用せずに処置をしていただいたということで、その後、新たには設置をされていないという状況でございます。

○木田委員長 よろしいですか、ほかに。

嶋田委員。

○嶋田委員 237ページの未登記道路の整理ということで、所有権移転、登記ですね、これをされておられるんですけども、これは公共嘱託受託団ですかね、あそこに依頼されているんですか。

○木田委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 はい、そのとおりでございます。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 この所有権移転は書類審査であって、ひな形もちゃんとありますからね、それによって作成すれば、こんな言い方をしたらあれやけども、素人さんでもできるわけなんですね。まして、今、奈良地方法務局の奈良にあるところでは、登記する前に、昔、登記官であった方3名が相談業務をやっておられる、もちろん無料で。一般のプロの方でも、申請する前にはそこへ行って、この書類でよろしいですかというふうなことを尋ねられて申請されている状態なんです。そやから、こんなん4、5回やったら慣れてくるものでね、ひな形がありますもので、そやから町の職員さんで作成されていったらどうかなと思います。これは345万円ですか、大体1件あたり10万円ちょっとかかってきますんでね。これは筆数がふえていったら、もっとかかってくることになりますんでね。分筆作業は測量など専門の知識が必要とは思いますが、これに関しては専門の知識はほとんど必要ないと思いますんでね、そこら辺は担当課、また職員さんでやっていただけたらどうかなと思います。これは提案です。

○木田委員長 ほかにございませんか。

暫時休憩いたします。

(午後 2時15分 休憩)

(午後 2時16分 再開)

○木田委員長 再開いたします。

加藤建設課長。

○加藤建設課長 嶋田委員のご指摘、提案につきまして、検討させていただきたいと思いません。

○木田委員長 よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって第7款土木費についての審査を終わります。

続きまして、認定第7号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の

認定についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。

谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、認定第7号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第7号

平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成21年8月31日提出

斑鳩町長 小城利重

歳入歳出決算書の248ページからと主要な施策の成果報告書の367ページからでございます。恐れ入ります、座って説明のほうを進めさせていただきたいと思っております。

それではまず、決算書の概要についてご説明いたします。斑鳩町の公共下水道事業につきましては、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に、区域の拡大と供用開始区域の水洗化処置に努めているところでございます。公共下水道は前年度より494戸増の3,494戸の皆様が利用可能となり、そのうち181件の接続申請をいただき、合計1,701件の申請を受け、公共下水道を御利用いただいております。

それでは、平成20年度の公共下水道事業の決算状況につきまして、ご説明をさせていただきます。主要な施策の成果報告書の367ページをお願いいたします。

歳入歳出決算書の決算額は、歳入総額17億1,611万5,000円、歳出総額17億1,611万5,000円になり、歳入歳出差引額はゼロでございます。なお、第1表にありますように、翌年度繰越額は8,900万円で、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源はゼロでございます。次に368ページ、第2表の歳入決算の内訳についてでございますが、分担金及び負担金では、供用開始による公共下水道事業接続申請に伴う加入負担金で1,810万円、使用料及び手数料で6,124万3,000円となりました。国庫支出金につきましては、町の主要な幹線であります神南汚水幹線と龍田西汚水幹線の工事が完成しましたことから、前年度より1,508万3,000円減の5億5,858万8,000円。繰入金では、元利償還金の増額に伴い、前年度より1,879万円増の3億2,159万円となりました。町債では、前年度より3,080万円減の7億2,940万円でございます。

次に369ページの歳出決算について、ご説明をさせていただきます。公共下水道費につきましては、前年度より4,204万9,000円減の13億3,648万1,000円、流域下水道費は、前年度より2,361万4,000円減の2,021万4,000円、公債費では、前年度より2,306万5,000円増の3億5,942万円でございます。

次に各科目別にご説明を申し上げます。まず370ページ、第1款公共下水道費、第1項下水道管理費、第1目下水道総務費でございます。決算額2,797万1,903円、執行率97.9%で、歳出の主なものには人件費に係るものでございます。

公共下水道の利用促進につきましては、本年度は181件の公共下水道接続申請を受け付け、累計1,701件となりました。なお、接続の支援策として設けております融資あっせんの利用が4件ございました。また、返済を完了され、利子補給を受けられた方が1件あり、利子補給額は1万1,266円でございます。

次に371ページ、第2目施設管理費の決算額は3,309万2,988円で、執行率96.6%となりました。主なものに公共下水道の維持管理といたしまして2,747万5,488円を支出しておりますが、これは流域下水道センターへ支払います汚水の処理費用で、一般排水で1立方メートルあたり消費税抜きで56円の処理費となります。

次に372ページ、第2項下水道新設改良費、第1目管渠等新設改良費では12億7,541万6,518円となりました。公共下水道の整備といたしましては、平成19年度の繰越明許事業として着手いたしました服部1丁目と興留1丁目地内の面整備を実施し、平成20年度事業では興留9丁目、阿波2丁目、阿波3丁目、神南3丁目、龍田1丁目、龍田3丁目、小吉田1丁目、龍田西6丁目地内の整備を行い、整備済み区域の面積といたしましては144ヘクタールとなりました。また、継続事業で取り組んでおります主要な幹線管渠では、平成18年度に着手いたしました神南汚水幹線と龍田西汚水幹線の工事が完成し、平成19年度に着手いたしました神南3丁目から神南5丁目までの2工区の1工事が50%進捗し、平成21年度の完成に向け作業を進めております。

次に373ページの浄化槽雨水貯留施設転用に対します支援につきましては、3件の助成を行いました。次に374ページでございます。第2款流域下水道費では2,021万4,000円となり、これは県事業に対して市町村負担割合に応じて支出するもので、執行率99.5%でございます。

次に375ページ、第3款公債費、第1項公債費、第1目元金では1億9,658万4,934円、第2目利子では1億6,283万4,724円となりました。平成20年度末の

起債残高は前年度より5億3,281万5,000円増の74億8,633万9,000円となりました。今後も公共下水道の整備を着実に進め、普及率及び接続率の向上を図るとともに、適切な下水道事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第7号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○木田委員長 公共下水道事業特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 公共下水道の整備につきましても、順調というか、頑張ってもらっていただけたかなというふうに思っているんですけども、最終的に整備が終わったとしても、整備されない地域というのはありますね。その地域、まあ白石畑だと思うんですけども、ここについての生活排水についてはどうなっているんでしょうかね。

上田下水道課長。

○上田下水道課長 公共下水道計画区域以外につきましては、合併浄化槽による補助金によって汚水処理施設を設けていただくという整備計画でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 トイレなんかの汚水については、そういう形で合併浄化槽というふうにされていると思うんですけども、おふろとか台所とか、その辺についてどうでしょう。

○木田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 現在の合併処理浄化槽は、単独浄化槽とはまた違いまして、生活雑排水もすべて浄化槽により処理されるという施設になっております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、あそこ世帯が幾つかあると思うんですけども、それはもう既に整備、そういうふうな状態に接続されているところと、まだそうでないところというのがあるんですかね。

○木田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 詳細につきましては、合併浄化槽の戸数と単独浄化槽を使って、単独浄化槽というのは、し尿のみの浄化槽で扱っておられる家屋についての戸数についてと、現在把握しておりませんが、徐々に当然耐用年数が来ますので、今度の施設の入れかえ、改

修のとき、改築のときには合併浄化槽に補助金を受けていただくと、配慮していただくと  
いうことになってまいります。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。それと今回、私、資料請求という形であげなかったのが悪いの  
かなと思うんですけど、ことしの3月の予算の議論をしているときに、中長期の財政計画  
をつくって提出していただきたいというふうに以前からお願いをしていたと思うんですけ  
ども、それについては、今回なかったんですけども。

○木田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 資料の請求がございませんでしたので、あえて推計表についてはお出し  
しておりません。ですけれども、代表監査委員に監査していただくときには、推計表も含め  
て資料として提出しておりますので、また何らかの形で提出させていただく予定がござい  
ますので、また、そのときに見ていただければと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 既にあるということでしたら、戻ってからでもぜひいただきたいと思いたすん  
で。また、私もそれを見せていただいて議論しようと思っていましたので、それ以外の部  
分につきましても、雨水貯留施設等について、なかなか進捗が進まないのも、理由等も以  
前に委員会等で説明されていまして、その状況も踏まえる中で、さらにどうしていく  
のかということもありますが、それについてはお願いをしていくということで、また財政  
推計表を見せていただく中で、今後議論させていただくというふうに申し上げておきたい  
と思います。

○木田委員長 よろしいか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、公共下水道事業特別会計に対する質疑を終結いたします。  
これをもって都市建設部、上下水道部に係る決算審査を終わります。  
暫時休憩いたします。

(午後 2時29分 休憩)

(午後 2時45分 再開)

○木田委員長 再開をいたします。

それでは、教育委員会所管に係る決算審査に入ります。

まず初めに、第2款総務費、第3款民生費について、あわせて説明を求めます。

栗本教育長。

○栗本教育長 それでは、私のほうから総務費並びに民生費にかかります教育委員会関係の事項について、説明をさせていただきます。はじめに、施策の成果の115ページをごらんいただきたいと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第11目青少年対策費でございます。予算現額188万1,000円に対しまして決算額185万3,536円となっております。執行率は98.5%でございます。青少年の健全育成をはぐくむため、青少年問題協議会が中心となりまして、警察等と連携をしながら、学校の休業期間中における青少年に対する声かけなど、夜間を中心とした全体補導活動を延べ11回実施し、非行防止に努めたところでございます。また、青少年の非行防止や健全育成の強調月間にあわせて、啓発用の横断幕の設置や街頭における啓発活動、あるいは青色パトロール車の広報活動など2回を実施し、青少年の健全育成についての意識の高揚や協議会組織に対する認識と理解をいただいたところでございます。さらに、中央公民館で青少年や親から、悩みに対します専門の指導員が相談を受ける悩みごと相談事業につきましては、51件の相談がございました。年間延べ149日間開設し、学校等と連携をしながら、青少年を含めた住民への悩みごとの解消に努めたところでございます。

続きまして、施策の成果の149ページでございます。第3款民生費、第1項社会福祉費、第9目社会福祉会館管理運営費でございます。文化財収蔵庫の維持管理についてでございます。社会福祉協議会の事務所が総合保健福祉会館・生き生きプラザ斑鳩へ移転したことに伴いまして、旧福祉会館の土地及び建物を文化財収蔵庫として再利用することとなり、施設管理として非常警報機の取り付けと業務の委託を行いました。以上でございます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第2款総務費、第3款民生費についての質疑を受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 115ページの青少年悩みごと相談の実施なんですけれども、19年度から20年度にかけて件数が倍以上にふえているけれども、これは内容はこういったことなんでしょうか。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 ご指摘のとおりですね、平成20年度は51件、平成19年度と比較をしますと29件増となっております。相談内容としまして、将来に不安を持つ、不安を

感じ、今後の進路についての相談とか、精神不安定や発達障害に関する内容の相談を受けているということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 それは青少年の悩みごと相談ということですが、青少年の方がそういう相談をしに来られるんですか。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 両親からの相談が多いんですけども、本人からの相談もふえているということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 大抵の場合は本人さんでなく、ご両親の保護者の方が相談に来られるのかなというふうに思うんですけど、その件数ってわかりますか。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 ちょっと今、資料的に本人からの相談件数というのは持ち合わせておりません。ふえているということで聞いております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたらまた、調べて数字については教えていただきたいなど。後刻で結構ですので、お願いしておきたいと思います。

○木田委員長 黒崎課長、よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって第2款総務費、第3款民生費についての審査を終わります。

次に、第9款教育費について、説明を求めます。

栗本教育長。

○栗本教育長 それでは、教育費につきましては、私のほうからご説明申し上げます。

決算書の170ページでございますが、ここに教育費の総額を記載させていただいております。予算現額11億4,419万4,000円に対しまして、執行額は8億9,408万4,338円で、執行率は78.1%となっております。なお、この執行率の低い原因でございますが、(仮称)文化財活用センター整備事業費のうち2億1,181万円を21年度に逡次繰り越しをさせていただいたことによります執行率の低下でございます。

それでは、教育委員会の教育総務費、第1項の教育総務費でございます。予算現額179万8,000円に対しまして決算額が158万9,230円で、執行率は88.4%となっております。この経費は、教育委員会の運営にかかわるものでございまして、活動状況といたしましては、平成19年6月の教育三法が改正されまして、教育委員会の責任に対する明確化やさまざまな教育行政の見直しが進められています。このような中、地方教育行政の基本理念や教育制度のもと、教育委員会におきましては教育行政の事務執行の点検等を行うなど、将来を展望した教育行政を展開していくことが望まれているところでございます。そうした要請にこたえるべく、教育委員会を毎月1回定期的に開催をいたしております。また、市町村教育委員を対象とした各種研修に参加するとともに、町独自の委員研修として滋賀県へ赴き、伝統文化につきまして研修をさせていただいたところでございます。

続きまして、施策の成果の264ページでございます。第2目事務局費でございます。予算現額9,228万6,000円に対しまして決算額8,743万9,642円で、執行率は94.7%となっております。まず、講師の派遣についてでございますが、市町村立学校における教員の派遣につきましては、県教育委員会の教員配置基準によって配置されることになっておりますが、学校教育活動を円滑に行うため、特別支援教育の充実、教科補充を図るため、小学校に4名、中学校に4名の町費講師を配置いたしまして、学校教育の充実に努めたところでございます。次に、学校教育指導主事の設置についてでございます。学校教育にかかります教科指導や生徒指導、不登校児童・生徒への対応など、専門的な教育指導が求められていることから、学校教育指導主事を配置し、学校教育の充実向上に努めたところでございます。

また、特別な支援を必要とする児童・生徒の適正な就学を図るため、就学指導委員会を3回、また各児童の状況調査等のため、小委員会を10回開催いたしました。本年度も子どもの体験学習の一環として、議会のご協力を得ながら、子ども模擬議会を8月22日に開催いたしまして、各小学校6年生と中学校1年生の15名が町議会議場において一般質問を行いました。子どもたちには、議会や行政に、より感心を持ち、意識を高める体験の場として、この一日議員として体験したことを学校、あるいは学級活動で報告したことにより、他の児童・生徒の学習機会の場にもなったと考えております。

また、正確な発音ができないなど、言語能力の向上を図ることが必要な子どもたちを対象に専門的な指導を行う言葉の教室に小学生7人が通級し、その教室の維持管理に係る経

費を負担いたしております。

次に、266ページの外国人英語指導助手の設置でございます。学校教育や社会教育の場において、英語や異文化に対する興味感心を高めるため、外国人英語指導助手を配置し、国際理解教育の一環として両中学校において生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成に努めました。また毎週木曜日には、公民館の英会話教室や幼稚園、小学校にも派遣し、町民の英語によるコミュニケーション能力の育成を図るとともに、外国の生活やゲームを通して、小さいころから異文化に親しみ、感心を高める国際理解教育の推進に努めました。小学校や幼稚園においても、英語に触れ合うことの楽しさを感じ、英語に対する興味を示し始めています。

次に、斑鳩町小・中連携教育についてでございます。主に3つの柱で取り組みを進めております。ひとつ目は、小・中学校の9年間を一貫して郷土・斑鳩への誇りや愛情をはぐくむために、斑鳩の地域を学び、聖徳太子の「和」の精神を大切にしながら、人としての生き方を考えさせる教育でございます。2つ目は、英語によるコミュニケーション能力の育成を目指した英会話学習でございます。小学校4年生から英会話学習を斑鳩町独自の指導案により実施し、英語を母国語とする講師により、小・中学校とも1クラスあたり年間10時間の授業を展開しております。英語を音から学習することで、子どもたちが英語を楽しんでいることができ、中学校で新しく科目となる英語への不安が減少するとともに、英語学習への意欲を向上させる効果があったと考えております。3つ目は、中学校入学を控えた児童の環境の変化に対する不安や戸惑いを少なくするため、交流活動を実践いたしました。中学1年生が母校を訪ね、中学校生活について小学校6年生に話す機会を設ける。小学校6年生が中学校に行き、模擬授業や部活動体験をするなど、小学校・中学校の児童・生徒の交流活動を実施いたしました。小中連携教育の実践により、小学校から中学校への移行期における学習、人間関係等のつまづきを防ぎ、不登校の減少につなげております。また、郷土を愛する心をはぐくむとともに、子どもたちの生きる力の育成を図っているところでございます。また、新学習指導要領により、平成23年より小学校5・6年生で外国語活動の導入が予定されており、この円滑な導入のための準備作業にも取り組んでいるところでございます。

さらに、子どもの安全確保を図るために、保護者らに町内の不審者情報を携帯電話メールで迅速に配信する「子ども安全安心メール」を導入しているところでございます。

次に269ページでございます。第3目私立学校振興費でございます。予算現額1,1

73万3,000円に対しまして決算額1,169万8,900円で、執行率は99.7%となっております。私立幼稚園就学奨励事業につきましては、国の補助金制度によりまして保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の充実を図るために、本年度も法隆寺幼稚園ほか4園に173件、1,139万8,900円の支援を行いました。また、法隆寺幼稚園には私立学校・園助成として、年額30万円を助成いたしております。

次に270ページでございます。第4目スクールカウンセラー事業費でございます。予算現額15万9,000円に対しまして決算額は15万6,100円で、執行率98.2%となっております。これは斑鳩中学校に配置している心の教室相談員を平成16年度から町単独事業として配置し、活動内容といたしましては、友達関係や家庭での親子関係、また教室の授業に入れられないなどの悩みを持つ生徒が気軽に話せる相手として相談に乗り、ストレスを和らげることによって、心のゆとりを持たせることができるように努めていただいております。またスクールカウンセラーについても、引き続き、斑鳩中学校に派遣いただいております。カウンセラーは専門的な知識・経験を有する臨床心理士であり、児童・生徒のみならず保護者、教員等からの相談も受けており、それぞれの問題の対応にあたっていただいております。

続きまして、271ページからでございます。第2項小学校費でございます。

まず、第1目学校管理費についてでございます。予算現額1億2,597万8,000円に対しまして決算額1億1,854万2,710円で、執行率は94.1%となっております。小学校の学校施設の整備、維持管理につきましては、斑鳩小学校の中館校舎耐震補強工事及び小学校遊具の改修を実施いたしました。小学校への新企画の机・いすの導入につきましては年次計画を立て、順次新しいJIS規格によります机・いすを、平成20年度は小学2年生に対し255セットを導入いたしました。今後良好な施設環境の維持に努めてまいります。また小学校に心肺停止状態の人への応急措置の機器でありますAED、自動体外式除細動器の設置に要します経費を執行いたしております。学校教育におきましては、安全で快適な環境づくりを行うとともに、教員の人格形成も含んだ資質の向上が重要なことであると考えております。このことから、教育職に必要なとされます基礎的な要素はもちろん、実質的な指導力を身につけるため、各学校、あるいは町で研修を実施するとともに、各研究機関が実施する研修への参加費の負担等を行いました。

続きまして、273ページからでございます。第2目教育振興費でございます。予算現額2,733万円に対しまして決算額2,462万9,072円で、執行率は90.1%と

なっています。内容といたしましては、国際理解、情報処理、環境との共生、福祉への理解等、時代潮流に対応した教育の展開を図りました。また、特別支援教育を充実させるため、それぞれの子どもが必要とする支援を適切に把握し、支援を進める一方、児童全員がお互いの人権を正しく理解・認識し、よりよい人間関係を育成し、ともに生きる力を育てるように努めております。保護者の経済的負担を軽減するための就学援助を実施するとともに、児童がみずから学び、みずから考える能力や社会に主体的に対応できる能力の育成を図るため、特別活動の推進、文化活動、クラブ活動等に対しまして助成を行っております。次に斑鳩小学校において、金剛流の能の指導を受けることによりまして、日本伝統文化の学習を進めるとともに、児童の国語力を図るため学校図書を購入を拡大し、文部科学省が示す標準冊数の確保に努めながら、内容や資料が古い書籍については、適切にリユース・廃棄を行い、学校図書室の機能向上を図ったところでございます。また、小学校におきましても、情報教育の推進を図るために、各小学校にコンピュータ教室を設置しておりますが、平成20年度において新機種のパソコンの更新を行い、その維持管理に必要な経費を執行いたしております。

次に277ページでございます。第3目保健体育費でございます。予算現額4,672万9,000円に対しまして決算額4,643万2,169円で、執行率は99.4%となっております。児童の疾病の早期発見のため健診を実施するなど、児童の健康維持に努めるとともに、児童の心身の健康増進及び管理に努めました。また、学校給食の充実を図るため、安全で安心な栄養バランスのとれた給食を実施するとともに、平成20年度より斑鳩小学校を除く、斑鳩西小学校と斑鳩東小学校で学校給食の調理・洗浄業務の民間委託を実施するとともに、保護者の負担軽減を図るための助成を行っております。また、給食設備及びプール施設の良好な維持管理に必要な諸経費の予算執行をいたしております。

次に、276ページからでございます。第3項中学校費でございます。第1目学校管理費では、予算現額9,161万8,000円に対しまして決算額は8,876万2,245円で、執行率は96.6%となっております。学校施設の整備、維持管理につきましては、斑鳩中学校の本館東棟の耐震補強工事を実施いたしました。また、中学校におきましても小学校と同様、AEDの設置に要します経費を執行いたしております。また、教師の資質向上を図るため研修を実施し、実践的な教育指導の充実に努めたところでございます。

次に281ページでございます。第2目教育振興費でございます。予算現額2,224万4,000円に対しまして決算額2,144万8,541円で、執行率は96.5%とな

っております。小学校と同様、中学校におきましても情報教育の推進を図るため、各中学校にコンピュータ教室を設置いたしております。その維持管理に必要な諸経費を執行いたしております。また小学校と同様、義務教育の円滑な充実を図るため、経済的理由によって就学困難な生徒の保護者に対しまして、就学援助を行ったところがございます。次に282ページでございます。みずから学び、みずから考える能力や社会に主体的に対応できる能力の育成を図るため、特別活動の推進、文化活動、校外活動等に対しまして助成を行ったところがございます。特に、クラブ活動を含む特別活動につきましては、生徒の健全な育成を図る上で重要な位置を占めておりまして、その活動を通して人間関係を深めていくことで、ひいては青少年の健全育成にも大きな効果があるものと考えています。校外活動といたしまして、生徒に対し自然や人とのふれあいなどの豊かな体験活動を通じ、自然体験や社会体験の不足を補う機会づくりに宿泊訓練事業を実施いたしました。続いて、284ページでございます。小学校と同様、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって就学困難な生徒の保護者に対しまして就学援助を実施いたしております。

続いて285ページでございます。第3目保健体育費でございます。予算現額3,820万8,000円に対しまして決算額は3,784万4,205円で、執行率は99%でございます。中学校におきましても、生徒が常に健康な状態で学校生活を送れるよう健康管理に努めるとともに、学校給食につきましても、小学校と同様、安全で安心な栄養バランスのとれた給食を実施するため、平成19年度から民間委託の導入を実施いたしました。斑鳩南中学校に続き、平成20年度から斑鳩中学校におきましても、学校給食の調理・洗浄業務の民間委託の導入を実施するとともに、保護者の負担軽減を図るため、給食補助金の助成を行ったところがございます。また、小学校と同様、給食設備及びプール施設の良好な維持管理にかかります経費を執行いたしております。

次に287ページからでございます。第4項幼稚園費でございます。まず、第1目幼稚園費でございます。予算現額1億4,362万3,000円に対しまして、決算額1億3,808万9,067円で、執行率は96.1%となっております。幼稚園教育では幼稚園教育要領に基づいて、遊びを中心とした生活を通じ、一人ひとりの個性に応じた総合的な指導を行い、人間形成の基礎となる豊かな心情や創造力、物事に自分からかかわろうとする意欲を培うよう努めたところがございます。そのため臨時講師を5名採用し、そのうち各園に1名ずつ、特別な支援を必要とする園児に対するため補充教員を配置し、幼児教育の充実を図ったところがございます。また、平成20年度より幼稚園の保育時間の拡大を

行い、3歳児から5歳児までの保育時間を統一するとともに、保育時間を月・火・木・金曜日は午後3時まで、水曜日は12時までと30分延長し、保育サービスの向上を図ったところがございます。さらに、各小・中学校に配備いたしておりますAEDを平成20年度から幼稚園にも配置し、その充実を図り、人にやさしい安全で安心な教育環境づくりに努めたところがございます。そのほか、施設設備の維持管理及び園児の安全確保に係る諸経費の予算執行をいたしております。

続きまして291ページでございます。第9款教育費、第5項社会教育費でございます。予算現額4億8,115万8,000円に対しまして決算額2億5,658万2,932円となっており、執行率は53.3%となっております。

まず、第1目社会教育総務費では、予算現額4,349万9,000円に対しまして、決算額は4,131万4,949円となっております。執行率は95.0%でございます。

次に292ページでございます。人件費の推進につきましては、差別のない社会の実現はみんなの願いであります。町民憲章において人権を尊重し、人のふれ合うまちを目指しますと定めております。この町民憲章を暮らしに生かすため、一人ひとりが大切にされ、人として生きることの大切さとともに、人としての生き方を考えることが大切であると考えております。人と人が強いきずなで結ばれ、生きていることや暮らしを営んでいる喜びをともに実感できるまちづくりを進めるために、一人ひとりが自分自身の課題として人権問題についての学習を深めるために、人権セミナーを計6回開催し、延べ735人の参加を得たところがございます。次に、平和展の開催についてでございます。戦争を知らない世代に戦争の悲惨さを伝えるとともに、平和の大切さを知っていただく機会として、町立図書館におきまして、8月の1カ月間、戦争と平和に関する図書の展示を行い、平和の尊さについて啓発したところがございます。次に293ページでございます。生涯学習推進体制の確立についてでございます。住民の生涯学習ニーズに的確にこたえていくため、学習機会の提供等を行うとともに、社会教育の推進及び社会教育を推進する指導者の充実を図るため、社会教育指導員を設置し、住民に対して社会教育について適切な指導・助言を行っていただきました。また、社会教育の促進・支援を図るため、各種社会教育団体の活動に対し助成を行ったところがございます。

次に、地域ぐるみの育成・支援についてでございます。小学校の子どもたちが、放課後に安全で安心して暮らせる居場所を確保し、さらに地域の方々の支援を得て、さまざまな体験や交流をいただき、社会性や創造性を養い、地域の中で健やかにはぐくまれる環境づ

くりを目的としまして、放課後子ども教室を開催いたしました。次に、家庭教育の充実についてでございます。基本的な生活習慣の確立や基礎的な体力向上とともに、親子間の愛着形成と受容関係の構築は、青少年の自立への意欲の基盤として欠かせないものであることが明らかになっております。こうした自立への意欲の基盤は、親子関係が密接な乳幼児期から学童期にかけて、生活を通して青少年に培われることが必要であることから、特に家庭で築かれるべきものであると考えております。このため、まず保護者には、家庭教育にこそ青少年の意欲の基盤を築く重要な役割があり、その基盤をしっかりと築くことが、その後の成長過程に重要となってくることを思っています。そのきっかけづくりといたしましては、今まさに子育てに奮闘されている保護者の皆さん並びに各地域で活躍されている方々を対象といたしまして、親が主体となった学校、家庭教育学級を各校・園単位で開設いたしました。学級での活動は、年間を通じて延べ105人の参加を得たところでございます。今後もより一層の家庭教育の充実を図るため、保護者の悩みや意見をくみ上げ、ともに考え、関係機関との連携を行い、家庭教育活動の支援をしてまいりたいと考えております。また家庭教育は、地域とのかかわりが非常に大切なことから、地域の教育力の向上を目指した地域家庭教育講座を3回開催し、地域の人々にも家庭教育の重要性を認識していただいたところでございます。

次に、294ページでございます。日常生活において、学校や家庭では体験しにくい自然や社会での体験を通じて、自己の知識をひろめ、集団での役割分担を積極的に行えるよう、自主性や協調性と社会性をはぐくむ場として、小学校4年生から6年生を対象にしたホリデイ学園を開催し、60名の児童の参加を得る中、公民館を中心に活動し、クリスマスクラフトづくり、レクリエーションや清掃活動、野外活動センターでのデイキャンプといった体験活動を実施いたしました。次に、成人式の開催でございます。青少年を祝い、励ますため、成人の日にかかるがホールにおいて開催をいたしました。

次に295ページ、第2目公民館費でございます。予算現額6,332万4,000円に対しまして決算額は6,165万100円で、執行率は97.4%となっております。公民館は住民の学習利用にこたえる中核的な役割を果たす施設であることから、住民の身近な学習交流活動の場として親しまれる運営を行うとともに、施設の維持管理に努めているところでございます。中央、西、東公民館の利用状況は利用回数で6,496回、利用者数は9万3,570人となっております。その内訳は中央で3,674回、東で1,637回、西で1,185回の利用回数となっております。また利用人数では、中央で6万5,5

00人、東では1万6,123人、西では1万1,947人となっております。1日あたりの利用者数は平均で約305人となっております。

次に、297ページ、学習機会の充実についてでございます。公民館事業では、生きがいつくりや知識・技能の習得を図るため、生涯学習の機会づくりの場として11の公民館教室を開催し、144人の受講生がございました。次に生涯学習教養講座では、生活・経済講座、文学講座、歴史講座で延べ546人の受講生がございました。また269ページをごらんいただきたいと思います。これら公民館における学習成果の発表の場として、3月13日から15日の3日間、中央公民館におきまして公民館まつりを実施し、約1,400人の参加、見学者を得たところでございます。次に298ページでございます。第3目文化祭費でございます。予算現額141万5,000円に対しまして決算額139万1,192円となっております。執行率は98.3%でございます。芸術文化の振興と芸術文化に関する機会と意識の向上を図ることを目的として、斑鳩の里文化芸術祭を10月31日から11月3日の4日間、いかるがホールにおいて開催いたしました。式典をはじめ、お茶会、美術展覧会、文化財の遺物展示などのイベントを開催いたしましたところ、1,916人の参加や見学者を得たところでございます。

次に299ページでございます。第4目文化財保存費でございます。予算現額2億9,509万円に対しまして決算額7,756万7,612円となっております。執行率は26.3%でございます。なお、執行率が低くなっておりますことにつきましては、平成20年度と21年度の2カ年の継続事業であります（仮称）斑鳩町文化財活用センターの整備において、当初計画しておりました整備工事の着手が遅くなったことにより、逡次繰り越しを行ったことによるものでございます。まず、発掘調査についてでございます。町内遺跡発掘調査におきましては、個人住宅等の建設に伴う緊急発掘調査は発生いたしませんでした。国庫補助事業により、平成5年から7年度に実施いたしました発掘調査の調査概要を報告書に取りまとめたところでございます。次に300ページでございます。文化財啓発事業といたしまして、平成19年実施の龍田神社境内での発掘調査により出土した中世から近世の遺物を展示する町内遺跡発掘調査出土遺物速報展を開催し、約500名の見学者を得たところでございます。また、藤ノ木古墳の石棺調査より20年目を迎えたことから、藤ノ木古墳の第3次調査の意義等について再認識することを目的に、史跡藤ノ木古墳開館20周年記念シンポジウムを開催し、約250名の参加を得たところでございます。

次に301ページでございます。古文書の保全・整理についてであります。平成18年

度より3カ年計画で進めておりました安田家文書調査は、絵図及び文書の撮影を実施するとともに、これらの文書の中から重要なものを抽出いたしまして、復刻作業を進めました。そして、それらの調査成果を「安田家文書調査報告書」として取りまとめを行いました。

次に302ページでございます。史跡藤ノ木古墳の整備につきましてであります。史跡整備工事の整備事業については、平成20年3月をもって整備工事が完了いたしましたことから、5月に竣工記念式典を開催するとともにゴールデンウィーク期間中の春季と、文化財保護強調月間中の秋季に石室特別公開を開催し、多数の見学者を得たところでございます。次に303ページでございます。史跡中宮寺後の発掘調査についてであります。整備に伴う発掘調査として、金堂基壇の発掘調査を実施し、基壇の変遷や飛鳥時代の基壇を確認いたしました。

次に304ページでございます。（仮称）文化財活用センターの整備についてでございます。旧法務局建物を改修する展示棟の改修工事及び管理棟の新築工事と展示棟内の展示工事等を内容とした整備工事を進めました。

次に305ページ、第5目青少年野外活動センター管理運営費でございます。予算現額115万2,000円に対しまして、決算額100万478円となっております。執行率は86.8%でございます。主にセンター内の維持管理と指導員の配置を行い、7月1日から9月30日までの利用期間内で、7団体268名の利用がございました。自然の中での体験学習に親しんでいただいたところでございます。

次に306ページ、第4目図書館管理運営費でございます。予算現額7,667万8,000円に対しまして決算額7,365万8,601円となっております。執行率は96.1%となっております。309ページをごらんください。はじめに図書館の利用状況についてでございます。平成20年度の図書館利用者は19万8,464人となっております。なお、開館以来の利用者の累計は239万9,564人となっております。また、図書館の業績評価になります図書の貸出冊数は、公民館図書室の貸出冊数も含め、当初の目標であった40万冊を超える41万4,746冊、予約受付件数で1万196件となっております。全国で図書館を有する530の市町村の中で上位20位に入っているところがございます。

次に図書館行事についてであります。306ページから307ページでございます。0歳児に対するブックスタート事業、小学校中学年児には「おはなし訪問」を、中学生には図書館への定期的な対応貸出、また子どもどうしが絵本を読み合う「えほんのひろば」等

などを実施し、子どもの読書活動に積極的に取り組んでおります。また、高齢者には、大活字本コーナーの充実に努めるとともに、インターネットを通じた時刻表、地図、天気予報など、デジタル時代に応じた情報提供を開始いたしました。

次に、308ページでございます。図書館の蔵書は3月末現在で14万8,772冊で、一般書は11万3,295冊、児童書が3万5,477冊となっております。また、図書収集については、引き続き、斑鳩町を中心とした地史類の収集に留意して行ってまいります。

次に、310ページでございます。第6項保健体育費でございます。予算現額6,135万円に対しまして決算額6,086万9,525円となっております。執行率は99.2%でございます。スポーツを生活に欠かせない文化として生活に根づかせ、だれもが人生のあらゆる場面で、いつでもどこでもスポーツに親しむことができ、また健康でゆとりある生活や生きがいのある心豊かな社会の形成を実現するため、住民1人1スポーツを目標に、体育施設の整備・充実に努めるとともに、スポーツ大会の開催、各種スポーツプログラムの提供などに努めたところでございます。

第1目保健体育総務費では、予算現額2,041万7,000円に対しまして決算額は2,028万5,574円となっております。執行率は99.4%でございます。

住民の生涯スポーツの振興を図るため、スポーツ大会の開催や各種スポーツ種目の普及・指導に努めている体育協会をはじめ、競技団体等や文部科学省が生涯スポーツ振興施策の目標として、各市町村に1つは設置することとしている総合型地域スポーツクラブが設立されましたことから、その活動の支援を行っているところでございます。

次に311ページでございます。本年2月に実施いたしました三塔健康走ろう会並びにicularがの里・法隆寺マラソンでは、北は北海道から南は沖縄まで、全国各地より2,793人の参加を得て、各関係機関ボランティアの協力のもと、盛大に開催いたしました。

また今大会では、古きよき斑鳩と新しい斑鳩を参加者に楽しんでいただくため、斑鳩ため池の周回道路やパークウェイをコースとして設定したところでございます。今後も引き続き、まちの一大スポーツイベントとして、斑鳩に来てよかった、また斑鳩に行きたいと思っただけのような大会運営の充実・発展を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域のスポーツコミュニティづくりや活性化を図るとともに、日常生活に運動やスポーツ習慣化するためのきっかけづくりとするため、昨年度に引き続き、平成20年度チャレンジデーを実施いたしましたところでございます。開催当日は、各学校関係者をはじめ町内の各団体、事業所等の協力もあり、2万2,227人、参加率78.4%といった結

果でございます。対戦いたしました秋田県にかほ市に勝利したところでございます。また、このチャレンジデーを契機に、運動・スポーツの習慣化により、健康に対する意識を高めていただければと考えております。

次に312ページでございます。学校体育施設開放事業では、地域住民にとってもっとも身近に利用できるスポーツ施設として、また地域のスポーツ活動の拠点として、各小学校体育施設を土曜日、日曜日及び平日の夜間に住民に開放し、年間を通じて登録スポーツクラブなど2,111回の利用がございました。今後も施設の有効利用に努め、生涯スポーツの振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、313ページ、第2目町民体育大会費でございます。予算現額125万3,000円に対しまして決算額122万1,704円となっております。執行率は97.5%でございます。町民体育大会は、多くの住民が気軽にスポーツを楽しみ、スポーツを通じて交流を深め、住民相互の連携を図り、地域の一体感や活力を醸成することを目的に開催いたしております。平成20年度で第50回目を迎え、町内各地より約3,500人の参加を得たところでございます。また、第50回目の記念大会ということで、オープニングセレモニーとして斑鳩東小学校在校生等によります斑鳩ソーランを行い、その活気ある円舞のもと、長きにわたり続いてきた本大会を参加者全員が祝ったところでございます。今後も引き続き、町民全員が一同に会する最大のスポーツイベントとして、また住民相互のコミュニティづくりの場としていただくため、住民のだれもが参加しやすい、また参加したくなるような大会の運営・充実に努めてまいりたいと考えております。

次に314ページでございます。第3目健民運動場費でございます。予算現額462万5,000円に対しまして決算額452万2,288円となっております。執行率は97.8%でございます。健民運動場は、住民の屋外スポーツの中心拠点として、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めるところでございます。また、本年は老朽化しておりましたバックネットのネット張り替え及び塗装工事を行ったところでございます。なお、健民運動場及び天満スポーツグラウンドの年間の利用状況は1,348回、3万5,844人のご利用をいただいたところでございます。

次に315ページ、第4目町民プール運営費でございます。予算現額806万7,000円に対しまして決算額792万3,887円となっております。執行率は98.2%でございます。7月1日から8月31日までの2カ月間の開場期間に対しまして、6,703人の御利用をいただきました。利用者の内容は大人2,363人、小人が4,340人

となっております。また、運営につきましては、安全確保の徹底を行い、特に幼児を初めとする子どもの安全を図るため、保護者同伴での来場を徹底するためのチラシなどを配布し、事故防止に努めるとともに、万が一の事故に備え、監視員をはじめとする関係者全員が開館前に救命救急講習を受講したところであります。また20年度は部分的ではありませんが、管理棟の塗装を行い、施設の一新化を図ったところでございます。今後も安心して利用していただくために、万全の体制で管理・運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、316ページでございます。第5目すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費でございます。予算現額2,698万8,000円に対しまして、決算額2,691万6,072円となっております。執行率は99.7%でございます。本町のスポーツ施設の拠点として、住民の健康づくり、体力づくり及びレクリエーションの場として、また住民相互の交流の場として、適切な管理運営に努めました。アリーナ、武道場をはじめとするスポーツ施設の利用者は11万5,420人となっております。今後も適切な管理運営に努めるとともに、住民のニーズにこたえるようなスポーツメニューの提供に努めてまいりたいと考えております。

以上が、教育委員会所管にかかります20年度の決算の概要でございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第9款教育費について質疑をお受けします。

浦野委員。

○浦野委員 まず、小・中学校のきめ細やかな教育の充実におきましては、30人以下学級が必要不可欠かなと思います。以前から一般質問等で、早く実現になるようにということで、どんどん30人以下学級になってきているかと思うんですけど。ちょっと確認なんですけど、今現在、平成20年度から今までに至ります小学校、中学校の30人以下学級達成率といいますか、ほぼ100%に近いかと思いますが、それでよろしいですかね。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 30人以下学級の体制ということでございます。平成21年度から、本年度から小学校の1年生に対しまして、小学校の30人学級対応ということで講師の配置をさせていただいたところでございます。以上でございます。

今、斑鳩小はここで申しますと、小学校1年生でございます。これにつきましては21年度の各小学校、1年生につきましては30人学級を実施しているところでございます。

○木田委員長 暫時休憩します。

(午後 3 時 3 6 分 休憩)

(午後 3 時 3 8 分 再開)

○木田委員長 再開をいたします。

野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 21年度で申しますと、斑鳩小学校の場合、1年生が30人以下学級でございます。それと2年生、3年生、4年生、5年生、6年生につきましては30人以上の学級ということでございます。それと西小学校につきましては、30人以下の学級につきましては1年生、2年生、3年生、5年生でございます。4年生と6年生につきましては30人以上の学級ということでございます。東小学校でございます。30人以下の学級につきましては、小学校1年生、それから3年生、4年生、6年生が30人学級ということでございます。30人以上の学級につきましては、2年生と5年生という状況でございます。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 わかりました。その次のちょっと確認なんですけども、耐震補強を小・中でされているということなんですけど、児童に対する避難訓練いいですか、いざ地震が揺ったときにはどんな行動をとれというふうなことをされているかと思うんですけど、その頻度と内容について、ちょっとかいつまんでお願いします。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 これにつきましては当然、避難訓練、各学期ごとに実施をいたしております。これをあわせまして、地震の受信装置も設置したことから、そういったことでの対応も訓練として中に折り込んでいただいております。対応としては、地震の音声が館内放送で鳴りましたら、机の下に逃げ込むという、隠れるという状況の訓練もいたしているところでございます。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 もう1点確認なんですけど、287ページ、幼稚園の関係なんですけど、待機児童はいないと考えといてよろしいんですかね。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 20年度についてはございません。21年度、今、8月で入園児の募集をさせていただきましたけれども、待機児童はございません。

○木田委員長 よろしいですか、ほかに。

木澤委員。

○木澤委員 264ページと265ページの小学校と中学校の町費講師なんですけども、町費で講師を配置していただいているということについては、評価をさせていただいているんですが。ただ金額を見ますと、人数割にすると、小学校のほうで179万円と、中学校で237万円という、年間、これは講師の方の給料になるのかなと思うんですけども。一定、一般質問でもお答えされていたんですが、週にこれを何日程度おくらせていただいていることになるのですかね。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 小学校の場合でございますと、これにつきましては特別支援の関連で講師を配置させていただいております。これにつきましては、年間199日ということでございます。中学校の場合につきましては、教科補充ということになりますので、月額ということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、特に中学校のほうで月額で来ていただいているということで、週5日というふうなことになりますとね。そうすると、やっぱり年間237万円がこの講師の方の給料になるという。ここにだから、例えば別のところとかけ持ちで講師をするというようなことはできない状態だというふうに認識しておいていいんですかね。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 中学校の場合は、月額で常勤講師となりますので、他に併用はできないということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 この質問をするのに、やはり237万円という年間の、これはこの人の給料になるんですけども、これが非常にやはり少ないかなと。町としても、それは費用負担がかかることですので、出せばいいですけど、なかなかそうもいかないという事情もあるかと思うんですが。そんな中で21年度、中学校講師については、夏休みについては持っていたかなくていいですよというようなことにもなっているかなというふうに思うんですけども。それはそれで、今後また改善をしていただきたいと思うんですが、先ほど浦野委員からもありましたけども、30人学級のことについて、町長は一般質問のお答えの中で、来年度、小学校1年生、2年生、3年生、中学校3年生という形で、30人学級を実施したいというふうにおっしゃっていたかと思うんですけども。実際に県から加配で来ている

教員について、今それではそういう形で実施しようと思ったら足りないですよ。そうした場合の町費講師を採用して、その対応をいただくのかなというふうに思うんですけども、その際の講師の方の費用については、どういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 当然、本年度もそうでございますけれども、30人学級ということで町費講師を充てさせていただいております。ところが、非常勤講師でございますので、学級担任にはなれませんので、県費のほうから当然、学級担任ということで入っている、そちらのほうを定数内講師とかございますので、県費の方を学級の担任にさせていただいて、あと町費のほうで講師を雇っている方につきましては、少人数指導とか、そういった形のほうで振り分けをさせていただいているということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、担任を持っていただくということで、町費の講師を採用するという考え方はないというふうに理解しておいていいんですか。

○木田委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 町費で雇う講師については学級を持たせないと。学級担任をさせないということであります。ただ専科、家庭科とか音楽とか、これらの人はできます。したがって、県で採用、配置された人を学級担任にして、そして、そのあとに町費の人をあてるということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。それとですね、271ページの小学校運営のことについて、私ことしの3月の予算委員会の際に、西小学校の体育館のトイレの改修について要望させていただいていたと思うんですけども、それについては、今、改修はされたんでしょうか。

○木田委員長 佃田教委総務課参事。

○佃田教委総務課参事 トイレの改修につきましては、まだちょっとできておりませんので、今後、早急にさせていただきたいと考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、よろしくお願いします。

それとですね、引き続きまして297ページの公民館教室の開催ということなんですけども、20年度から受講料をとるというふうにされたんですが、これはパッと見、数字、受講の数がだいぶ減っているなという形になってはいますが、これは今後についても同じ

ように受講料をとるといふ形で進められるのでしょうかね。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 平成20年度から受益者負担の関係から、公民館教室におきましては、受講料についていただいております。今後につきましても徴収してまいりたいと考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、この数が減っているということの、それは受講料徴収によるものではないというふうに考えていらっしゃるんですかね。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 確かに、受講料を徴収することになりましてから、無料であったときには、とりあえず公民館教室に申し込んでおいて、行かないといった方が多かったんですけども、徴収するようになってから、年間を通して必ず受講をするという方に限って申し込まれるようになりましたので、受講者数が減っているという状況でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、実態として、これまで来ていただいた方が来なくなったというようなことではないということなんですね。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 公民館教室アンケート調査をとりましてですね、そのときのニーズに合った教室、内容で行っておるんですけども、その方が真に来たいという方が受講されているという状況になっております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そういうことでしたら、私の心配のし過ぎなのかなというふうに思います。生涯学習の推進ということで、その趣旨に沿った形で、例えば料金を徴収することによって、それが阻害されてしまうということのないように、今後ちょっと方向には注意をしておいていただきたいなというふうに思います。

あとすみません、305ページの青少年野外活動センターなんですけども、これにつきましては、なかなか利用数が少ないということで、これまでも指摘がされてきましたけども、平成18年度では9団体で、昨年度が7団体ということですが、20年度は数が268人利用されていますけども、団体数としては何団体で、これも毎年同じところが利用していただいているような状況なんですかね。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 青少年野外活動センターの平成20年度の利用団体でございますが、7団体でございます。利用団体につきましては、同じ団体が利用されているというのが多くございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 町のほうでも、この青少年野外活動センターの利用について、啓発というか周知をしていただいていると思いますけども、この同じ方が利用されるのは全然いいことなんですけども、それ以外の方についての周知というのはどういう形でされているんでしょうか。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 野外活動センターは7月から8月、9月の3カ月間、開館しております。開館前の町の広報におきまして、その啓発を行っております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 町の広報で町内の方に啓発をしていただいていると。これはすみません、私は利用の規約をちょっと見てないんですけども、町の施設であることから、これは町外の方は利用できないというふうになっているんですか。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 町民ということになっております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 同じ団体の方に繰り返し利用していただくのは全然いいんですけども。もっと町外の方でも、それ以外にも利用していただけるように、今、広報で周知をされているということですが、やはり利用数についても、もう少しやはり伸ばしていけるような形で啓発にも努めていただきたいなど。こういうふうは今利用していただいているので、もういっぱいいっぱい、他にふえてもできないということ、そういう状況なんですか。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 平成20年度におきましても、利用されている団体は、休日、前日から泊まるという方が多ございます。それで平日の利用が少ないということではあります。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、啓発のほうをよろしく願いいたします。

そしたら、続けてすみません。これも予算決算のときに毎回聞かせていただいております。

すけども、「なかま」の本について予算でも指摘をさせていただいていましたけども、これは同じように執行されたんでしょうかね。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 20年度も同じように、「なかま」、教材ということで支出をさせていただいているところがございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 ほかの指摘事項については改善されてきている部分が多い中で、この「なかま」の本については一向に改善されないということから、非常に残念だなというふうに思っております。また、今後につきましても、やはりこの点については改善をしていただきたいというふうに思いますので、要望しておきます。

○木田委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 奈良県で「なかま」というのは、人権教育を中心として今日までやってきています。今現在、県のほうでは「なかま」編集についていろいろ検討されています。その本の費用についても、県のほうで負担していったらどうかというようなところまで、今、協議を検討されているという状況でございます。しかし、ここ2年余りは、やはりまだ町として購入していくということでございます。また、今までは全生徒に配布いたしておりましたけれども、1校40冊程度にしていってはどうかということも今検討されておりますので、そうした改善・改革をされているところがございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私の要望としても、ほかの副読本と同じような扱いをするべきだということで要望させていただいてきましたので、今後の動向も見ながら、またこの点については議論させていただきたいと思えます。以上です。

○木田委員長 ほかに。

辻委員。

○辻委員 また何点かすみません、よろしく申し上げます。はじめに、267ページの民俗資料館の維持管理費で、現在、シルバーの方に委託されていると思えますけども。学校ではいろいろ郷土の文化に関する認識を深めるということで、いろいろ協力されておりますけども、ここで民俗資料室を一般開放してということになっておりますけども、恐らくあそこを通りますと、来館される方がほとんどいられないではないかというふうに見て、で

きましたら、せっかくの資料ですので、多く知っていただくために、今以上にどのようにしたらいいのかなということも考えておりますけども、何か考え方があったら、その内容をお聞きします。

○木田委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 確かに、利用者については子どもたちが非常に多いということでございます。そして、今、週1回、土曜日だけ開館をいたしております。将来の考え方として、せっかくあつた民俗資料を保管して、大切に保管していただいているということでございます。今、文化財活用センターが整備されているところでございますが、そうした完成したあかつきに、今あります民俗資料は、あそこに展示できるかどうか。文化財活用センターの中では、やっぱり大きなものはとても展示できませんので、あるいは企画展等々の中で、そうした小さい、あそこに展示できるような大きさのものを中心にした企画展というのも、これからひとつ考えていってもいいのかなというように感じいたします。ただ、今せっかくありますので、あれをやめるとかということではなしに、そうした方法もあるのではないかと。これから十分、文化財活用センターの完成とあわせて、そうした企画展で使えるのかどうかということも検討はしていきたいというふうに思います。

○木田委員長 辻委員。

○辻委員 この資料室の機材を利用して残すのはちょっと難しいと思いますけども、今、米づくりで子どもさんがされていますので。昔のもみ落とし機というのか、あんなもまれて、体験もされていますし、これを使ってというのは難しいと思いますけども。そういうふうな十分こうしながら、それでまた、やっところちに今、法務局の跡のあれもできます。そういうのを一貫した中でルートを考えると、その辺も見てもらうような感じで、できるだけ多くの方に見ていただくような感じで要望をさせていただきます。

次に295ページの公民館費でございますけども、利用者が去年より、中央公民館で昨年度9万5,414人、それと、ことしが6万5,500人で、3万人近く減っている状況ですので、この辺の利用状況はわかりますか。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 ご指摘のとおり、平成20年度は前年度と比較しますと約3万人の中央公民館におきます利用者数が減っております。平成20年度ですね、主な理由として、先ほどの公民館教室が20教室から11教室になったこととかですね、町が毎年実施をしておりました「愛と輝き夢フェスタ」が総合福祉会館で行われるようになったこと、あと

平成19年度では選挙の執行前となる個人演説会の開催が選挙前で行われたことが主な理由でございます。特に、大ホールの使用につきましては、午前・午後・夜間において利用回数が少なくなっています。特に大ホールの特性から申し上げますと、1回あたりの集客が減少しますと、利用人数にかなり影響が出るというふうに考えております。それとまた、研修室等の利用につきましても例外ではなく、前年度比較しますと減少している状況であります。昨年9月に開館しました生き生きプラザ、斑鳩総合保健福祉会館が完成しましたが、この施設の完成に伴いまして、利用者の選択の幅が広がって、そちらのほうに流れたものであるというふうに考えております。

○木田委員長 辻委員。

○辻委員 一応、一定の答弁をいただいておりますので、それで聞かさせていただいております。あと、以前にお願いさせていただいておりました公民館、かなり老朽化していますので、その辺の維持補修というか改修といいますか、全面改修をお願いしていますけども、この辺の来年度予算に向けての準備は、今現在してもらっているのかどうか、よろしくお願いします。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 中央公民館の改修につきましては、今回、国における地域活性化・経済対策臨時交付金を活用しまして、ガス湯沸かし器の更新を行う予定をしております。昭和58年に中央公民館が完成してから今日まで、悪くなったところにつきましては、随時修繕しながら維持管理をしてまいりましたが、一度にリニューアルをしようとしたら、相当な金額がかかってまいりますので、財政事情等を考慮する中、施設の改修の優先順位の計画を立てまして、順次改修してまいりたいと考えております。

○木田委員長 辻委員。

○辻委員 それと302ページ、これで言ったらいいのかわかりませんが、史跡藤ノ木古墳の整備という中で、これは昨年の5月にオープンされたということでされています。その中で、いろんな団体さんのほうで、今、ボランティアとして除草をしていただいておりますし、大変きれいになっています。それはいろいろ感心させていただいています。ただ、この中で、本来ボランティアさんといったら、無償で対価を求めないというのが本来の筋ですけども、草を引いている方については、汗をかき、暑い中、草を引いてもらっていますし。それともうひとつ、これはここの項と別ですけど、西里の公園も同じように、地域の方が一生懸命、草を引いて、維持管理をしていただいています。使う人、利

用する方は軽快な感じで利用させていただいておりますけども、この辺、もう少しちょっと思いやりの心で、予算的に難しいのか、その辺の出し方もいろいろありますけども、できたらお茶でも1杯でも出したってほしいなというのは、これはひとつの要望ですけども。恐らく一般財源で出すのは難しいのかなというふうな感じもしますし、今、いろいろ社会福祉協議会のボランティア団体に登録されている方については、ボランティアのほうで一定の補助はされていますけども、そういうふうな基金の運用も、ちょっと相対的には、これからいろんなボランティアで草刈りとかいろいろされていますけども、そういうのをひとつ総合的に勘案しながら、ちょっと検討していただきたいと。これは要望にさせていただきます。

それと、先ほど木澤委員の質問にあります305ページの青少年野外活動センター管理運営費ですけども、これは青少年育成として重要な施策だと思いますけども、年々利用者が、先ほどの質問がありましたように、少なくなっています。それと施設も老朽化しており、さらに谷間にあるということで、雨と風がかなり危険ではないのかなということで感じております。この施設も大事ですけども、私が思いますのは、一応こういう施設につきましても、他市町村でかなりいい施設もありますし、その辺を利用して、施設を改修するのも、あの施設は老朽化していますし、くだるところでも、先ほど言いましたように、雨が降ればじくじくやということも危険もあるし。こういう事業は存続してもらわなんでしょうけども、他町村にいい施設もありますので、その辺に行ってもらって、それを廃止したら知りませんいうんやなしに、そこらへ行かれる方に対して、せっかく100何万円ありますけども、その辺で全額補助したというのやなしに、そういう交通費ぐらい補助してやって、この施設を今後さらに存続していくのか。やめるとしたら、そういう方向でいきますと。存続するのか、今後またいろんな方法に検討していくのか、今の状況ではかなり危険であるということで認識させていただいておりますので、その辺、今後の考え方について、ご答弁をお願いしたいと思います。

○木田委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 野外活動センターにつきましては、確かに今おっしゃっていただいておりますように、利用者が減ってきているというのは事実でございます。以前に木田委員長からも、そういうご意見はあったと思うんですが。教育委員会としても、あの施設をどうするかということでいろいろ議論させていただいております。あの場所については谷間ということもありますけれども、以前よく学校でビオトープをつくれというようなお話がありま

したけども、あそこまで行きますと、いろんな虫や生き物がおりますし、そうした意味では、いいビオトープのそういう見学場所になるかなという一面もございます。それと、もうひとつは、やっぱりああした松尾寺へハイキングへよく行かれる。そうしたハイキングコースを、例えば昔、通っていただいた白石畑の子どもたちが通った、ああいう通学道を整備して、周回できるようなハイキングコースをつくって、そしてあそこを休憩できるようなところに、そういう整備をしても、場所を提供してもいいんじゃないのかなというように、そういう意見も出てきているわけでございます。そうした中で、将来、まだもう少し検討させていただいて、どのような活用方法があるのか、あるいは活用するどのような方法が一番いいのか検討しなければならないと思いますし、私は、施設を今建てかえてどうしようという考えはございません。今のままでどんな活用、利用方法があるのかということを検討してみたいと思っています。

○木田委員長 辻委員。

○辻委員 恐らく他の方法でというのが、前の、去年でしたか、ことしでしたか、他の議員がグラウンドゴルフか、そんなんもできないかということも要望されていましたが、恐らく面積的には少ないのかなと。地形的にちょっとしんどいかなというような気もしますけども、今後ひとつ、私、心配するのは、教育長も言っておられるように、虫がいると。例えばマムシとか、大変そんなんがおりますし、この辺でもおると聞いています。その辺もいろいろあったら危険であるし、虫でも、いい虫と悪い虫、ちょっと刺されたらなる虫もありますし、その辺も十分配慮しながら、施設的にはちょっとしんどいかなというように気もします。今後、やっぱり十分、教育委員会で検討していただきまして。途中まで3段ほど多分町有地もありますし、その辺の廃止したかて土地を返すということはできませんので、そういう跡地利用もいろいろ検討しながら、ちょっと前向きに検討をお願いしたいと思いますけど。よろしく申し上げます。

○木田委員長 ほかに。

小林委員。

○小林委員 2点ほどお聞きしたいんですけども、276ページの児童就学援助についてなんですけれども、担当課の方が内情を知っておられて、予算見込みを立てられると思うんですけども、見込みどおり、中学校に関してはそのままの予算でいけたのかなと。ところが、小学校の対象人数については、10人ほど認定者の見込みが減ったということなんですけれども。その点についてちょっと気になりますので、ご説明していただきたいと

思います。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 要保護・準要保護の認定の基準でございますけれども、これらにつきましても、前年度と予算編成につきましては、前年度の実績見込みということで予算計上をさせていただいております。最終認定につきましては、そういった形で人数は、平成19年度の場合ですと167人です。平成20年で157人ということでございますので、そういった形で、若干、援助につきましても減ってきているというところでございます。

○木田委員長 小林委員。

○小林委員 ちょっと不用額調書のほうで見て、質問させていただいたんですけれども、当初の見込み158人、ところが、認定に至っては148人ということになりましたので、当初と家庭の事情が変わったということではないんですかね。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 当初の見込みより下回ったということでございます。これにつきましても、認定の基準につきましては、生活保護基準の1.3倍ということで、町のほうもそういった形で補助の認定の基準を定めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○木田委員長 小林委員。

○小林委員 わかりました。その基準の問題ではなく、基準についてお伺ひしているのではなく、根拠があってこの人数を出されたということではないんですかね。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 あくまでも実績見込みという形で当初予算を計上させていただいておるわけでございますので、その方の生活状況とかも調査して把握して、実績ということで予算計上したことということではございません。その辺のご理解をお願ひしたいと思ひます。

○木田委員長 小林委員。

○小林委員 わかりました。もう1点なんですけれども、体育館の状況についてなんですけれども、平成20年度は19年度よりもアリーナの有料化貸し利用回数がふえているんですけれども。これ19年度と比べまして、このアリーナの有料の収入料はどれくらいふえたんですかね。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 現在、細かい資料を持ってございませんので、増額についてはお答えできません。

○木田委員長 小林委員。

○小林委員 これも野外活動センターの問題と一緒にですね、いかに利用率というか、いかに利用してもらうかということなんですけれども。このアリーナの使用条件がですね、やはり条件が使いにくくて、昼の利用率がちょっと少ないのかなというふうに思っていますけれども。やはりこれは利用率を上げるという、一般の方にも、より使用してもらうためにも、やはり昼の12時から5時でしたかね、1回につき時間が長過ぎるのと、時間が長過ぎるために時間単価というのも使用料が高いという問題がありますのでね。やはり利用率を上げるためには、そういう使用条件を一度検討していただいていい時期ではないのかなと思うんですけれども。担当課のほうで体育館のほうを2分の1使用する条件から、またさらに体育館の狭い範囲での4分の1利用する利用料に改めるとか、今までずっと今の条件で来たんですけれども、これからはもう一度検討していただきたいと思っていますけれども。利用状況を踏まえて、担当課のほうはどのようなふうに考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 現在、施設等ですね、体育館等の施設におきまして、利用状況を見ながら、時間等の見直しを行うということで進めているところでございます。

○木田委員長 よろしいか。

嶋田委員。

○嶋田委員 1点だけお聞かせ願えますか。275ページの学校図書の整備ということで、3小学校で蔵書数が2万7,266冊、貸出冊数が3万8,010冊と、これはびっくりするようなうれしい数字なんですけれども、これだけ貸し出されているというのは、どのようなふうに分析されておられるんですか。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 小学校の学校図書館の整備の中で、貸出冊数は約3万8,000冊ということでございます。これにつきましては、年間1人20冊ということの計算になるかと思うんですけれども、これにつきましても、各学級でそういった朝の読書の時間、各学校でおのおの「読書タイム」もされております。そういった中で、調べ学習とかいった中で、学校の図書館の図書での調べ学習もおのずとありまして、そういった形で、特に各学級で学級文庫という文庫もありまして、そういった形で、廃棄するような本につきましても、各学級で文庫本として、児童・生徒が休憩時間等に読書できるような態勢も整えて、

そういった形で学校図書館の貸出冊数もふえてきているという状況だと思います。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 これは平均したら、1日100冊貸し出されているわけですね。すごい数で、ほんまにうれしいような数値だと僕自身は思っているんです。幼稚園から小学校にかけては、国語教育というのはものすごく重要なことだと思っておりますのでね、これからもこの貸出数をふやすとかそんなやなしに、国語教育に特に力を入れていっていただきたいと思っております。

○木田委員長 よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、第9款教育費についての審査を終わります。

これをもって教育委員会所管に係る決算審査を終わります。

以上をもちまして、当委員会に付託されました一般会計及び各特別会計の決算の審査を終わります。

審査結果について取りまとめのため、暫時休憩いたします。

(午後4時17分 休憩)

(午後4時18分 再開)

○木田委員長 それでは、再開をいたします。

次に、認定第3号 平成20年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成20年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 異議ありとのことでございます。

よって、賛否の討論を必要とするとの申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、本案を認定することに反対の方の意見を求めます。

木澤委員。

○木澤委員 それでは、認定第4号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申し上げます。

平成20年度は、後期高齢者医療制度の導入に伴って、国民健康保険税で後期高齢者支援金分が丸々増税となることについては、国民生活が大変厳しくなっている中で、これ以上の負担増には耐えられない。また一般的な被保険者には20数%の値上げとなる一方で、限度額を超える高額所得者は4.6%の増にしかならず、もっと公平な、所得に見合う保険税の決定が求められると、予算のときから問題点を指摘してきました。そうした立場から見て、滞納が単年度で6,000万円も発生していることについては、やはり被保険者が払えるよう保険税設定の見直しが求められると考えます。また特定健康診査についても、目標数値を達成できなければペナルティが課せられることについては、とても受け入れられるものでなく、実際の受診率も、町が掲げる目標と大きくかけ離れており、今後、努力をいただきたい。このことについても、今後の動向が心配されます。

そもそもこうした問題は、国の制度のあり方、考え方が間違っており、これまでの自民党・公明党政権の失策であると言わざるを得ません。町としては、国保会計の厳しい状況をかんがみて、平成20年度は一般会計から9,300万円の繰り入れを行うという英断を行っていただいておりますが、この国保会計については住民への負担増を強いており、予算のときから反対であると申し上げてきました。今後は新政権の動向によって、後期高齢者医療制度の廃止など、制度改革が行われると思いますが、町として国に対し、住民の暮らしや健康を守るために、制度改革とあわせて費用負担も、もとに戻せという声を引き続き上げていただきますよう要望いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○木田委員長 次に、本案を認定することに賛成の方の意見を求めます。

浦野委員。

○浦野委員 認定第4号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

平成20年度の国保特別会計は、新たに後期高齢者医療制度への支援が行われることになり、その財源として国保税が引き上げられました。また前期高齢者交付金なども新設されるなど、これまでとは比較することが難しいほど大きな変更があったものと思います。被保険者には新たな負担が発生する内容のものもありましたが、国保は、なお多額の赤字

を抱えており、依然として厳しい財政状況にあるものと見ております。

こういった中、平成20年度の国保特別会計の決算状況では、約5億6,500万円の赤字となっていますが、昨年度の決算状況と比べますと、累積赤字がおおよそ8,000万円の減少となっているということでもあります。国保税の改定、また制度改革による増収があったほか、一般会計から約9,300万円の財政支援を行われるなど、国民健康保険運営協議会が示された意見を具体化した方策がとられたことは、国保の財政健全化に向けて一定の評価ができるものと考えているところであります。

そういったことから、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については賛成するものであります。町には今後も、本特別会計の現状を十分に認識され、特定健康診査等、積極的な実施によって医療費の抑制を図り、また、さらなる未納者対策を強化されるなど、あらゆる方策を尽くして財政の健全化に努力していただくことをお願いいたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。

委員皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○木田委員長 本案については賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木田委員長 挙手多数であります。

よって、認定第4号 平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成20年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成20年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成20年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成20年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 異議ありでございますので、賛否の討論を必要とするとの申し出がありますので、これより討論を行います。

まず、本案を認定することに反対の方の意見を求めます。

木澤委員。

○木澤委員 それでは、認定第9号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申し上げます。

この後期高齢者医療特別会計につきましては、さきの国民健康保険事業特別会計同様、予算のときから反対だと申し上げてきました。後期高齢者医療特別会計は、制度のスター

トとともに平成20年度に設置されましたが、そもそもこの後期高齢者医療制度自体、大きな問題もある制度だと考えています。75歳以上の高齢者を無理やり別立ての保険に押し込めて、必要な医療を受けさせないようにする医療費の削減ありきでつくられた制度であり、「うば捨て山」などと言われ、制度をつくった当時の厚生労働大臣までもがそれを認めたという、とんでもない制度です。また、これまで保険料を払わなくてもよかった人も保険料を徴収されており、初年度から滞納も発生しているという状況です。

このようなことから、私は制度の設立に対しましても、当初から強く反対をしてきたという経緯があり、むしろこの制度については早く廃止をするべきだという立場です。町におかれましては、広域連合から委託を受けて業務を行っているだけであり、町の行っている業務に対して、今回、問題があるとは考えておりませんが、今回は制度スタートに伴って設置された会計の決算でもあり、今申し上げました理由により、甚だ簡単ではありますが、反対とさせていただきます。

○木田委員長 次に、本案を認定することに賛成の方の意見を求めます。

嶋田委員。

○嶋田委員 認定第9号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

この特別会計においては、この制度の是非の賛否ではなく、国が定めた事務をどのように執行したかであり、その意味から、適正に処理されていると認められるものであることから、特段反対する理由はなく、賛成するものであります。

委員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○木田委員長 本案については賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○木田委員長 挙手多数。賛成多数であります。

よって、認定第9号 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました議案の審査はすべて終了いたしました。

なお、当委員会の審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り計らってまいります。

それでは、閉会にあたりまして、町長のあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○小城町長 委員の皆様には、きのうの9月7日からきょう、あしたまで会期がありますがけれども、本当に慎重審議に認定を賜ってまいりました。20年度の関係等についていろいろと御意見等をいただいた関係等について、平成22年度にも十分そういうものを反映してまいりたいという気持ちで、今現在、21年度は行われていますけれども、この決算の認定についてのご意見等については、22年度に精力的に今、この予算を組んでまいりたいと考えております。本当にこの認定第3号から認定第9号まで、すべて認定を賜りましたことに厚くお礼を申し上げますとともに、委員会、スムーズな木田委員長のもと、慎重審議を賜ったことに対しまして感謝を申し上げながら、私の閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○木田委員長 皆さんには7日から2日間にわたり熱心に審査を賜り、どうもありがとうございました。

これをもって一般会計及び各特別会計の決算審査を終了いたします。

なお、16日水曜日午前9時より予算決算常任委員会を開催し、残りの付託議案の審査を行いますので、定刻までにご参集をお願いいたします。

これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後 4時40分 閉会)